

中国の知的財産概況

2026年4月

日本貿易振興機構
北京事務所 岡山太一郎
香港事務所 南川泰裕

- 1. 中国の基礎情報**
- 2. 中国知財制度の概要と統計情報**
- 3. 中国の知財施策**
 - ・中長期計画**
 - ・イノベーションと知財活用の促進**
 - ・標準必須特許**
 - ・権利侵害・悪意の事業者への対応**
 - ・その他**

1. 中国の基礎情報

2. 中国知財制度の概要と統計情報

3. 中国の知財施策

- ・中長期計画
- ・イノベーションと知財活用の促進
- ・標準必須特許
- ・権利侵害・悪意の事業者への対応
- ・その他



面積

約960万km²（日本の約26倍）

人口

約14億人

邦人

9.29万人（2025年10月時点）

日系企業

32,364拠点（2024年10月時点）

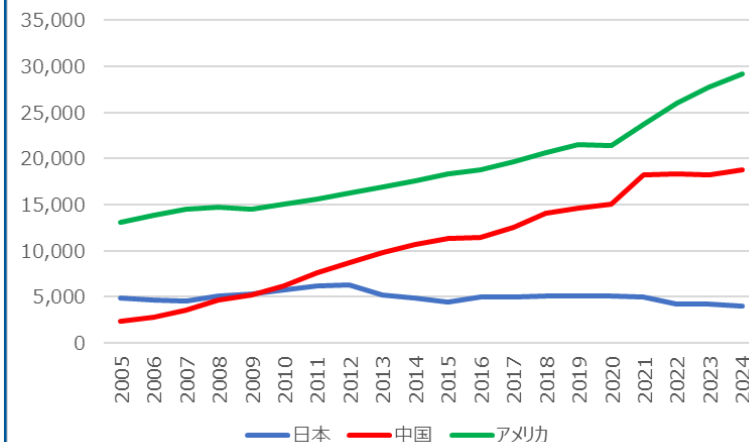
名目GDP

18.74兆ドル（世界第2位）（2024年）

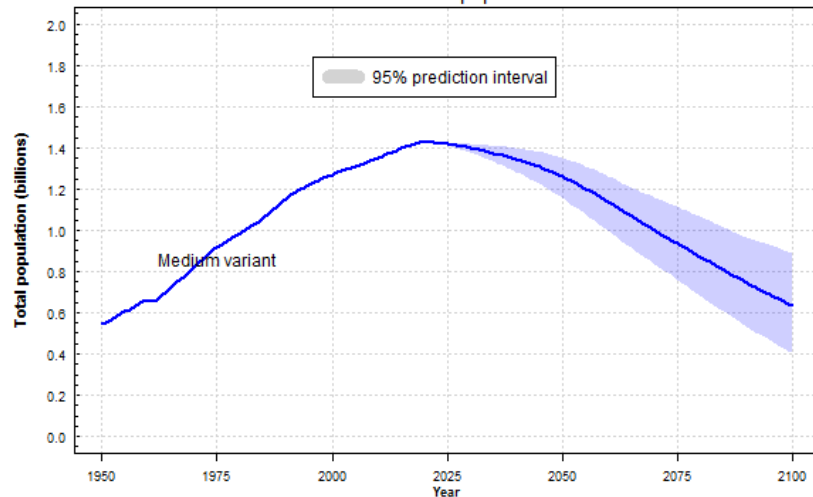
一人当たり名目GDP

13,806ドル（2024年）

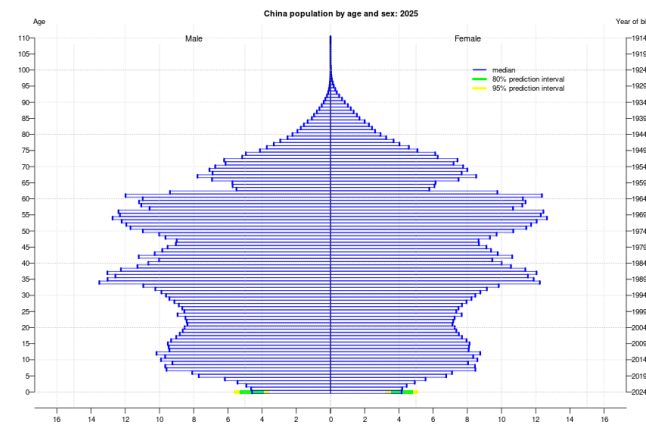
名目GDP（10億USドル）



China: Total population



© 2024 United Nations, DESA, Population Division. Licensed under Creative Commons license CC BY 3.0 IGO.
United Nations, DESA, Population Division. World Population Prospects 2024. <http://population.un.org/wpp/>

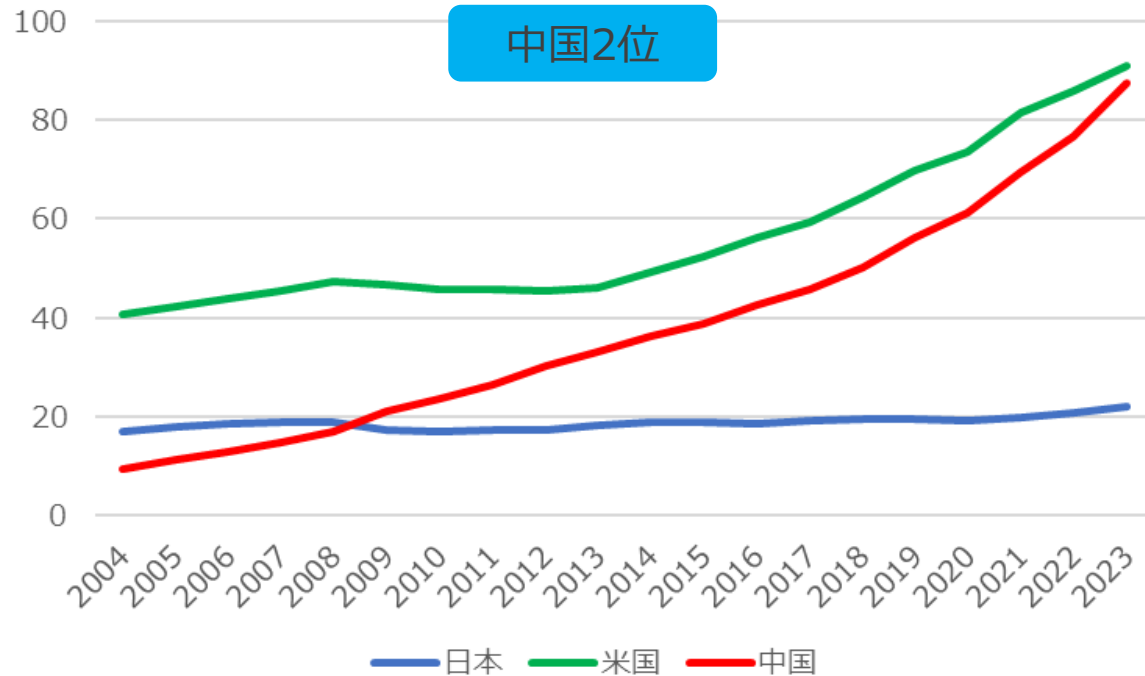
人口ピラミッド（2025）
※中心線より左：男性、右：女性

© 2024 United Nations, DESA, Population Division. Licensed under Creative Commons license CC BY 3.0 IGO.
United Nations, DESA, Population Division. World Population Prospects 2024. <http://population.un.org/wpp/>

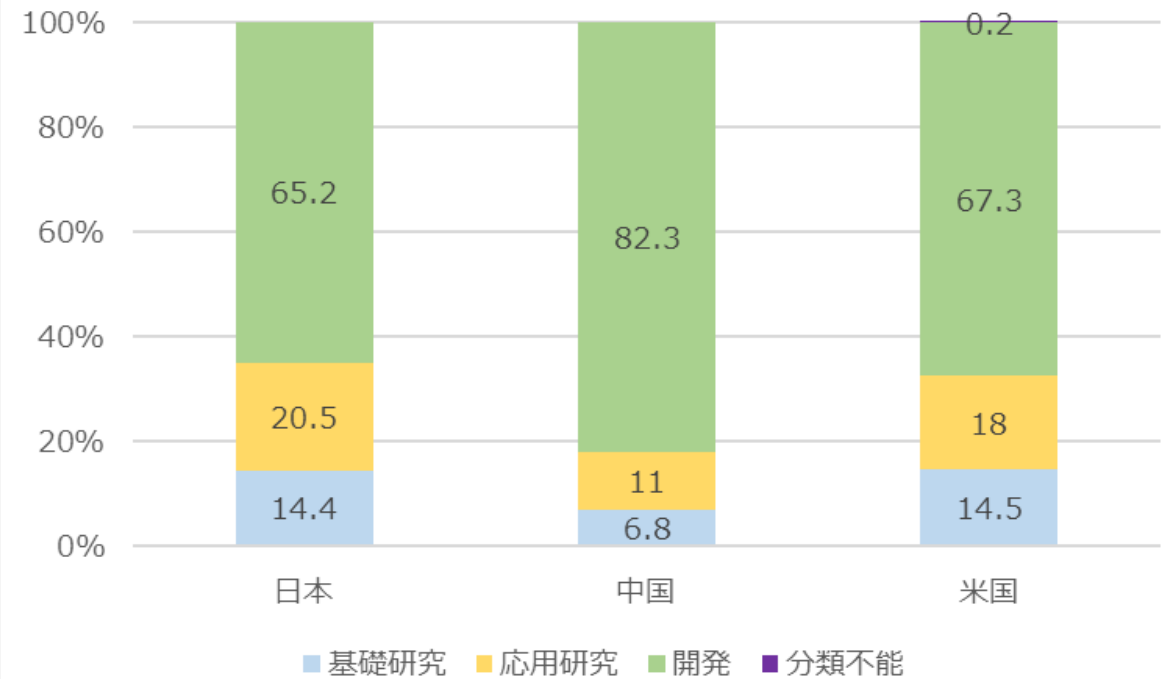
- ◆ 技術開発投資は年々拡大しており、2023年時点では対GDP比2.58%（日本は3.7%、米国は3.45%）。
- ◆ 開発研究の割合が高い点が特徴。

研究開発費総額（兆円）

中国2位



研究開発費の内訳（2023）



(出典)文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2025」を基に、ジェトロが加工・作成

【統計】 中国の企業別研究開発投資

◆ 2024年のR&D費トップ2,000社ランキング中、中国は525社ランクイン（米国：674社、日本：192社）

中国のR&D費 Top10

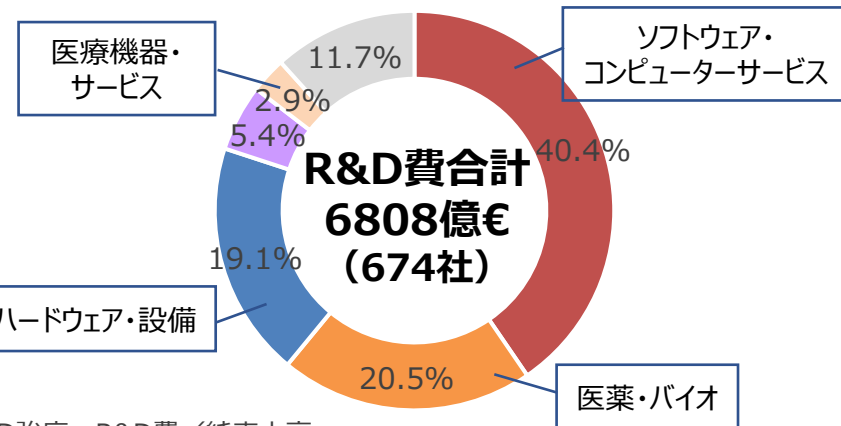
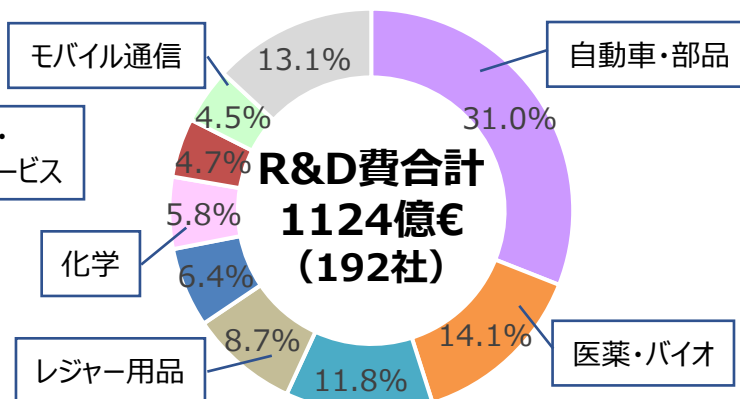
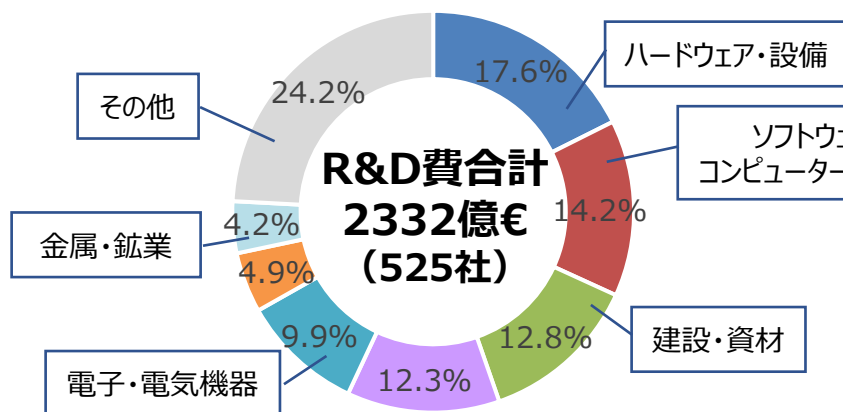
ランク	企業	R&D費 (億ユーロ)	R&D強度 (%)
1(6)	HUAWEI	229.4	20.2
2(20)	Tencent	93.2	10.7
3(31)	Alibaba	75.4	5.7
4(37)	BYD	66.7	6.5
5(42)	中国建設	59.9	2.1
6(58)	チャイナモバイル	39.1	2.9
7(67)	中国鉄道	34.8	2.3
8(68)	中国交通建設	34.3	3.4
9(70)	中国鉄路建設	33.9	2.4
10(72)	宝山鋼鉄	32.6	7.7

日本のR&D費 Top10

ランク	企業	R&D費 (億ユーロ)	R&D強度 (%)
1(26)	トヨタ自動車	81.4	2.8
2(32)	本田技研工業	74.2	5.6
3(49)	NTT	50.3	6.0
4(51)	SONY	46.5	5.8
5(52)	武田薬品工業	44.8	15.9
6(60)	デンソー	38.0	8.6
7(62)	日産自動車	38.0	4.9
8(75)	ソフトバンク	31.1	7.0
9(81)	パナソニック	29.3	5.6
10(94)	第一三共	26.7	23.1

米国のR&D費 Top10

ランク	企業	R&D費 (億ユーロ)	R&D強度 (%)
1(1)	AMAZON	653.2	10.6
2(2)	ALPHABET	461.3	13.7
3(3)	META	419.9	26.5
4(4)	MICROSOFT	312.7	11.5
5(5)	APPLE	302.0	8.0
6(9)	J&J	165.9	19.4
7(10)	INTEL	159.3	31.2
8(11)	MERCK US	146.1	23.7
9(13)	NVIDIA	124.3	9.9
10(15)	ELI LILLY	105.8	24.4

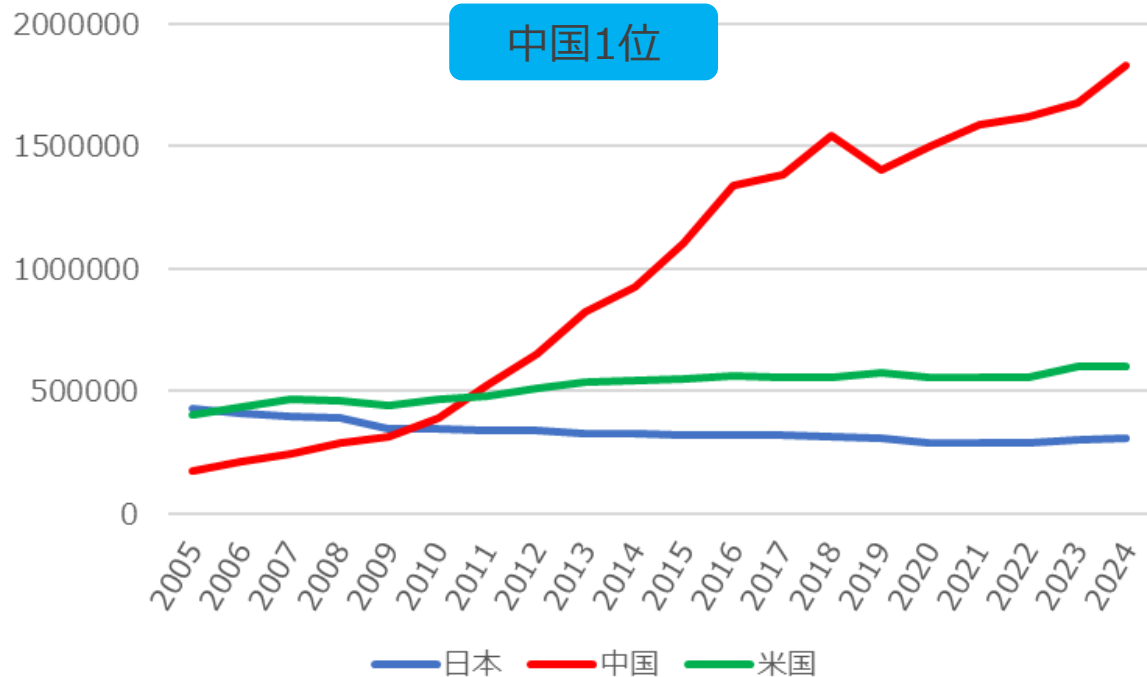


(出典) EU Industrial R&D Investment Scoreboardを基に、ジェトロが加工・作成。 (※) R&D強度 = R&D費 / 純売上高

- ◆ 特許出願数、論文数のいずれも世界第1位。
- ◆ 被引用数がTop10に入る論文数のシェアは35%となり、日米を大きく上回る。

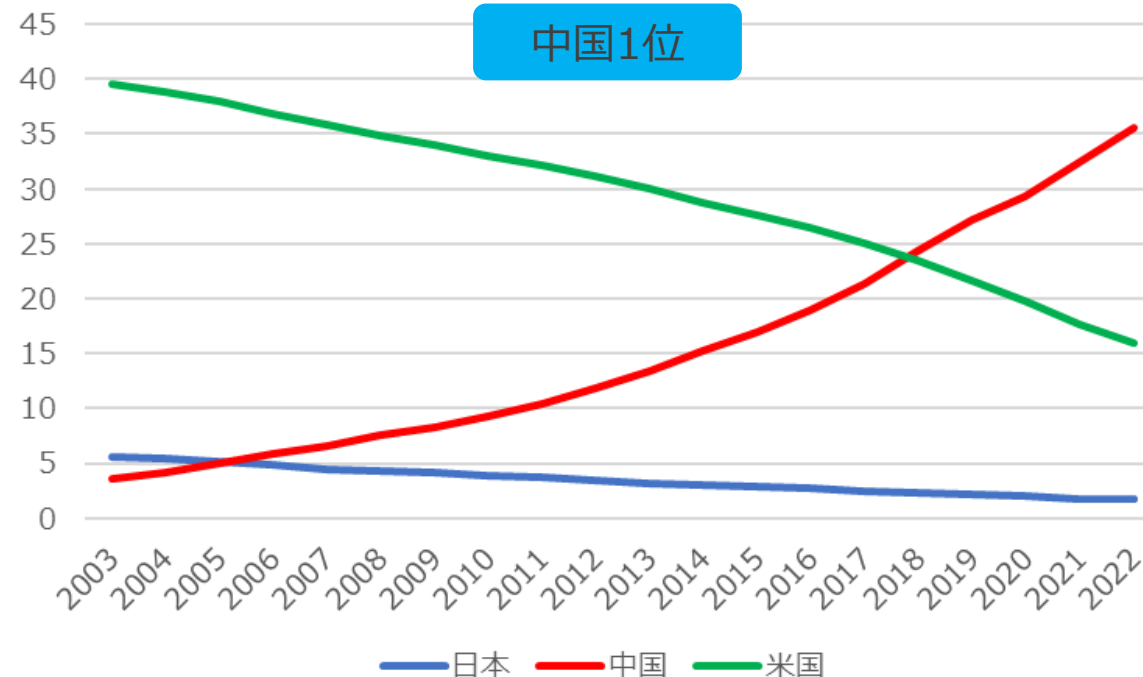
特許出願件数

中国1位



Top10%補正論文数シェア

中国1位



(全分野、分数カウント、3年移動平均)

(出典) WIPO Statistics Databaseを基に、ジェトロが加工・作成

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2025」を基に、ジェトロが加工・作成

【統計】 中国の研究開発力（海外シンクタンクの分析）

◆ 中国は、多くの先端技術分野で世界をリード。

Lead country and technology monopoly risk (2023)

Technology	Lead country	Technology monopoly risk
Advanced materials and manufacturing		
1. Nanoscale materials and manufacturing	China	high
2. Coatings	China	high
3. Smart materials	China	medium
4. Advanced composite materials	China	medium
5. Novel metamaterials	China	medium
6. High-specification machining processes	China	medium
7. Advanced explosives and energetic materials	China	medium
8. Critical minerals extraction and processing	China	low
9. Advanced magnets and superconductors	China	low
10. Advanced protection	China	low
11. Continuous flow chemical synthesis	China	low
12. Additive manufacturing (incl. 3D printing)	China	low
Artificial intelligence, computing and communications		
13. Advanced radiofrequency communications (incl. 5G and 6G)	China	high
14. Advanced optical communications	China	medium
15. Artificial intelligence (AI) algorithms and hardware accelerators	China	medium
16. Distributed ledgers	China	medium
17. Advanced data analytics	China	medium
18. Machine learning (incl. neural networks and deep learning)	China	low
19. Protective cybersecurity technologies	China	low
20. High performance computing	USA	low
21. Advanced integrated circuit design and fabrication	USA	low
22. Natural language processing (incl. speech and text recognition and analysis)	USA	low
Energy and environment		
23. Hydrogen and ammonia for power	China	high
24. Supercapacitors	China	high
25. Electric batteries	China	high
26. Photovoltaics	China	medium
27. Nuclear waste management and recycling	China	medium
28. Directed energy technologies	China	medium
29. Biofuels	China	low
30. Nuclear energy	China	low

先端材料
製造

人工知能
計算機
通信

エネルギー
環境

量子

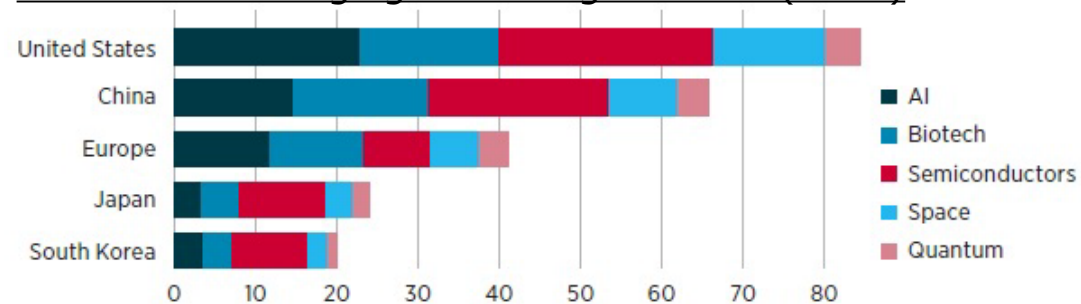
バイオ
遺伝子

センサー

防衛
宇宙
ロボット

Technology	Lead country	Technology monopoly risk
Quantum		
31. Quantum computing	USA	medium
32. Post-quantum cryptography	China	low
33. Quantum communications (incl. quantum key distribution)	China	low
34. Quantum sensors	China	low
Biotechnology, gene technology and vaccines		
35. Synthetic biology	China	high
36. Biological manufacturing	China	medium
37. Vaccines and medical countermeasures	USA	medium
Sensing, timing and navigation		
38. Photonic sensors	China	high
Defence, space, robotics and transportation		
39. Advanced aircraft engines (incl. hypersonics)	China	medium
40. Drones, swarming and collaborative robots	China	medium
41. Small satellites	USA	low
42. Autonomous systems operation technology	China	low
43. Advanced robotics	China	low
44. Space launch systems	USA	low

Critical and Emerging Technologies Index (2025)

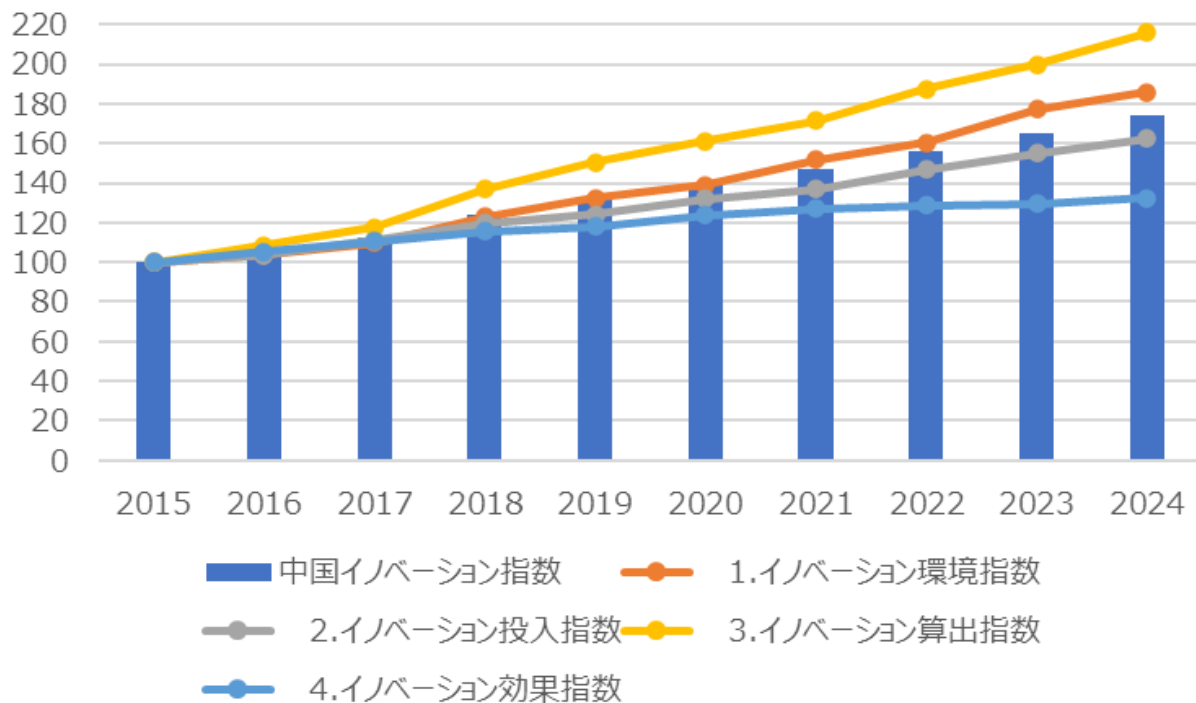


（出典）Harvard Kennedy School Belfer Center, “Critical and Emerging Technologies Index”（2025）を基に、ジェトロが加工、作成

（出典）Australian Strategic Policy Institute, “ASPI’s Critical Technology Tracker”（2025）を基に、ジェトロが加工、作成

- ◆ 中国政府公表の指標によると、イノベーションに関する状況は年々上昇（2024年は、2015年比で1.74倍）。
- ◆ 中国科学技術発展戦略研究院が公表した国家イノベーション指数では、中国は世界第9位と評価。（1位は米国、2位はスイス、3位はスウェーデン、4位は英国、5位はドイツ、6位は日本。）。

中国イノベーション指数



指標	指標要素
1.イノベーション環境	1.1 就業人口1万人当たりの高等教育修了者
	1.2 一人当たりGDP
	1.3 理工系学卒者の割合
	1.4 科学技術財政配分の割合
	1.5 税金減免を受ける企業の割合
2.イノベーション投入	2.1 1万人当たりの常勤研究開発人員
	2.2 研究開発費の対GDP比
	2.3 基礎研究者一人当たりの支出
	2.4 企業研究開発費の事業収入に占める割合
3.イノベーション産出	3.1 1万人当たりの科学技術論文数
	3.2 R&D部門1万人当たりの高価値発明特許の保有件数
	3.3 登録商標を所有する企業の割合
	3.4 技術契約平均金額
4.イノベーション効果	4.1 営業収入に占める新製品販売収入の割合
	4.2 貨物輸出に占めるハイテク製品輸出の割合
	4.3 専利集約型産業の付加価値のGDPに占める割合
	4.4 “三新”経済の付加価値のGDPに占める割合
	4.5 全従業員の労働生産性

(出典) 国家統計局ウェブサイトを基に、ジェトロが加工・作成

【統計】 在中国日系企業による概観

- ◆ 中国日本商会会員企業の景況認識は引き続き厳しいが、中国は引き続き重要な市場・投資先。
- ◆ 「国内企業と同等に扱われていない」と思う分野として、知的財産権保護は上位ではない。

中国日本商会 会員企業景況・事業環境認識アンケート結果 (2026年2月) ※回答総数：1427

- 2025年の中国国内の景況は、前年に比べて「小幅な悪化」（「改善」が1%、「やや改善」が7%、「悪化」が12%、「やや悪化」が37%）。
- 2025年の中国への投資額は、前年に比べ「変化なし」（「大幅に増加させる」が2%、「増加させる」が15%、「前年と同額」が42%、「前年よりも投資額を減らす」が19%、「今年は投資をしない」が22%）。
- 中国市場の位置づけは、前年に比べて「変化なし」（「一番重要な市場」が26%、「三つの重要な市場の一つ」27%、「多くの重要な市場の一つ」が36%。）。
- 「国内企業よりも優遇されている」が3%、「国内企業と同等に扱われている」が76%、「国内企業と同等に扱われていない」が21%である。

「国内企業と同等に扱われていない」と思う分野 ※「同等に扱われていない」と回答した場合の選択

	2025Q3-4 (305)
規制執行	49%
政府の財政支援／補助金（研究開発支援、投入コストなど）	45%
税関手続き	24%
市場アクセス（経営許可、外資出資比例の制限など）	15%
政府調達	14%
ライセンス供与	13%
資金調達	6%
知的財産権（IPR）保護	6%
所有権／JV要件	1%
その他	3%

単位：回答数割合（%）、（ ）内は回答数

（出典）中国日本商会 第8回会員企業景気・事業環境認識アンケート結果（2026年2月）より抜粋

1. 中国の基礎情報
- 2. 中国知財制度の概要と統計情報**
3. 中国の知財施策
 - ・中長期計画
 - ・イノベーションと知財活用の促進
 - ・標準必須特許
 - ・権利侵害・悪意の事業者への対応
 - ・その他

- ◆ 中国では、特許（発明専利）、実用新案、意匠（外観設計）が合わせて、「**専利**」と呼ばれ、「**専利法**」として法律上まとめられている。
- ◆ 法体系は日本と略同等も、最高人民法院又は最高人民検察院が定める「**司法解釈**」が存在する点が特徴。
- ◆ 法規範には、各種文書が多数存在。地方法規範・規定も存在。

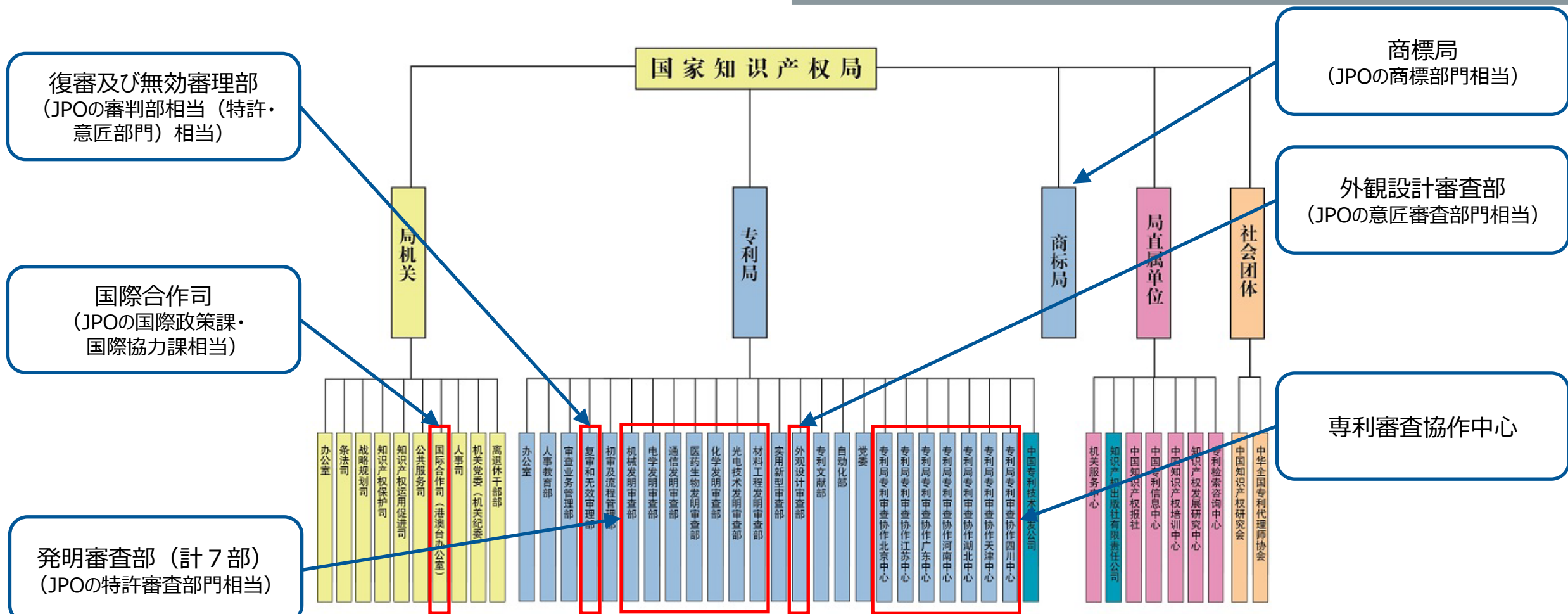
主な知的財産関連法令と所管官庁

専利法（国家知識産権局）	反不正競争法（国家市場監督管理総局）
商標法（国家知識産権局）	著作権法（国家版權局）
地理的表示産品保護弁法（国家知識産権局）	種子法（農業農村部・国家林業草原局）
集積回路配置図設計保護条例（国家知識産権局）	

種類	策定主体	例
法律	全国人民代表大会及びその常務委員会	「xx法」「 専利法 」
司法解釈	最高人民法院、最高人民検察院	「最高人民法院による<xxx法>における法律適用の若干の問題に関する規定」
行政法規	国務院	「xxxに関する規定」「条例」「弁法」「 専利法実施細則 」
部門規定	国務院の所属部門又は行政管理責務を果たす直轄機関	「弁法」「規定」「 専利審査指南 」
法規範	全ての行政機関が法規範を制定できる。	「条例」「規定」「通告」「弁法」「決定」

【制度】 国家知识产权局（CNIPA）の組織構成

- ◆ 総務部門・審査部門等が存在する点で、JPOと略同様。
- ◆ 他方、審査協作中心のような関連機関が存在する点は特徴的。



(出所) CNIPAウェブサイト <https://www.cnipa.gov.cn/col/col2172/index.html>

- ◆ 審査協作センターの審査官の審査権限はCNIPA本局の審査官と同様。
- ◆ 専利協作センターでは、2025年は750名、2024年・2023年は各1,500名の審査官を募集。

<専利審査協作センター>

- CNIPA本局及び専利審査協作センターに、合計約18,000名の専利審査官（正確な人数は不明）
- 特許の審査に加えて、北京では実用新案及び意匠を、天津、江蘇では実用新案も担当。

北京（2001年設立）

広東（2011年設立）

江蘇（2011年設立）

河南（2012年設立）

湖北（2013年設立）

四川（2013年設立）

天津（2013年設立）

福建（2017年設立）

※北京センターの分署
という位置付け

<商標審査協作センター>

- CNIPA本局及び専利審査共作センターに、合計約2,200名の商標審査官（正確な人数は不明）

広州（2016年設立）

上海（2017年設立）

重慶（2017年設立）

済南（2018年設立）

鄭州（2018年設立）

【制度】 知識産権保護センター、知識産権快速維権センター

- ◆ 知識産権保護センター（特許、実用新案）が**76か所**、知識産権快速維権センター（意匠）が**48か所**設置（2024年末時点）
- ◆ 本センターは、優位性のある産業が集中している地域において、重要な産業に関する出願の**予備審査**を行い、権利取得の迅速化を実現する等の業務を行う。

<予備審査・快速審査>

- 当該センターにおける**予備審査**を経てCNIPAに出願されたものは、「**快速審査**」の対象となる。
- 予備審査の申請は無料。出願日はCNIPAへ出願した日。通常、1日程度で結果が通知される。
- 予備審査は、通常、保護センター等の管轄する地域に工商登記をしている企業またはその他団体が対象。現地に事業所等を置かない外国企業は、予備審査を申請することはできない。
- **CNIPAにおける快速審査**について、CNIPAの審査完了平均期間は、**特許については3月以内、実用新案と意匠については2週間程度**。
- 2024年の予備審査の申請件数は、34.5万件。

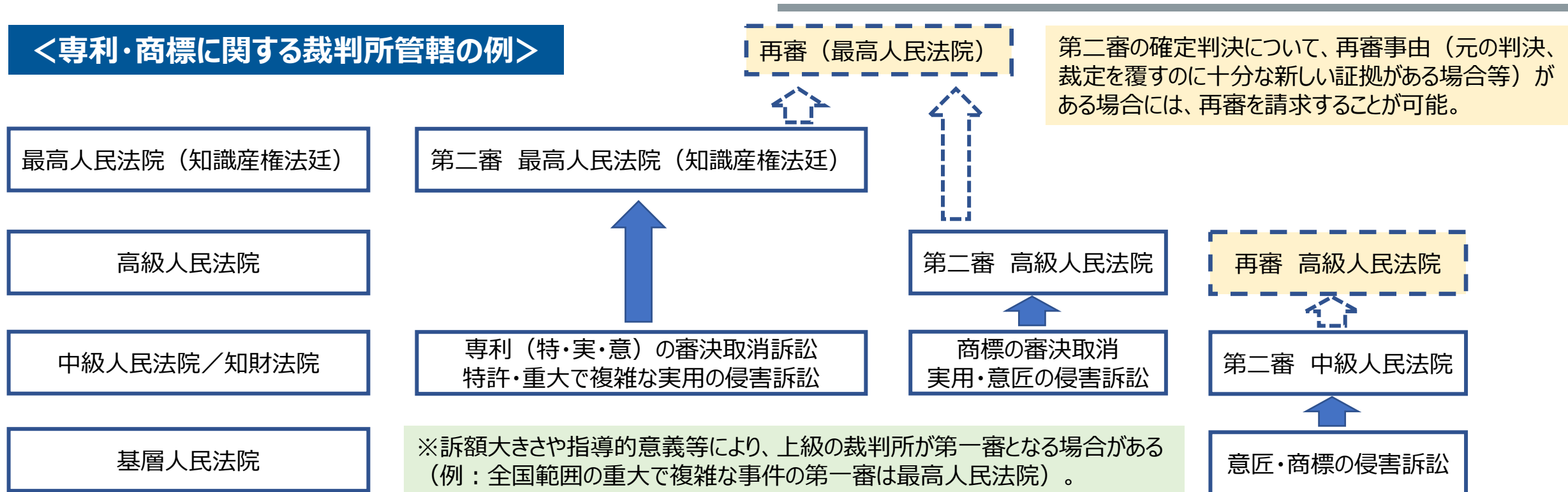
<その他の業務>

- 当該センターは、知的財産権に関連する法執行支援、紛争調停、権利保護支援も実施。
- 2024年の事案数は、15.4万件。
- 平均処理期間は、2週間程度。

【制度】 中国における知財関連の裁判制度

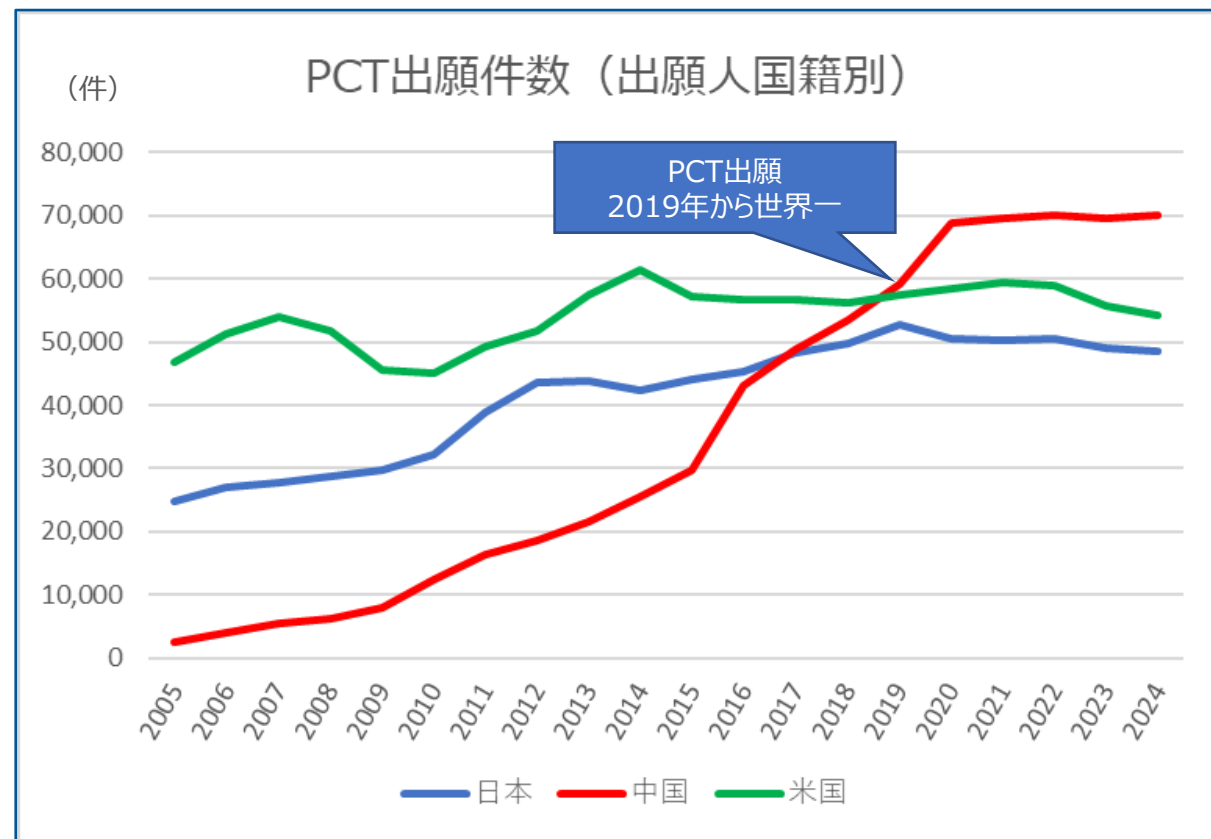
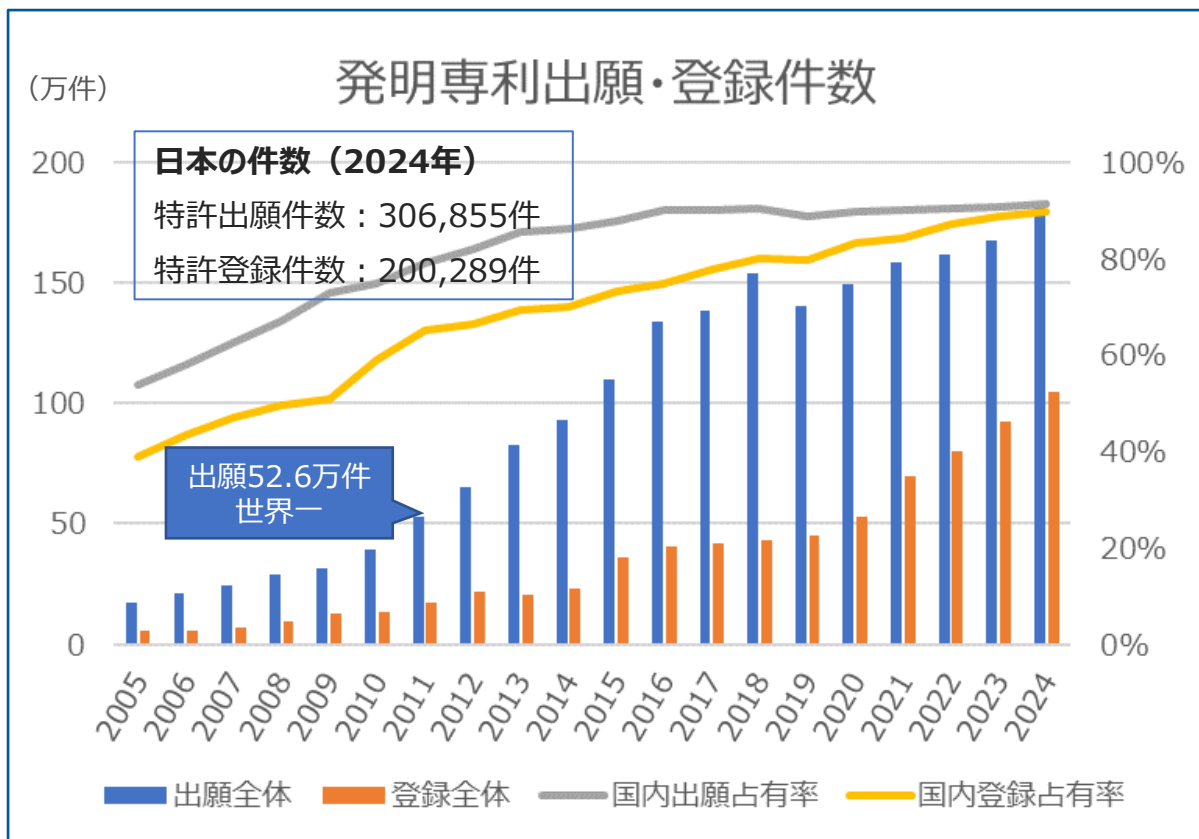
- ◆ 中国の裁判は、**四級二審制**。訴訟対象等に応じて、一審・二審の管轄を有する裁判所の等級が異なる。
- ◆ 中級人民法院レベルにおいて、**4か所の知財法院、27か所の知財法廷が存在。技術の複雑な紛争案件（特許等）の一審を審理。**
- ◆ 特許・実用新案等の専門技術性の高い案件の二審は、**最高人民法院の知財法廷**が審理。
- ◆ 「**判例（案例）指導制度**」が存在。また、各裁判所は典型的判例を年一度程度公表。

<専利・商標に関する裁判所管轄の例>



【統計】 特許出願及び登録動向

- ◆ 特許（発明専利）出願、登録及びPCT出願は、高水準。特に**2010年以降に急増**。
- ◆ 2024年の出願件数は、**過去最高の182.8万件**。特許出願・登録の国内占有率は、**9割前後**。
- ◆ 中国における外国出願人の出願件数のうち、**日本は4.5万件で最多**（2位は米国：3.9万件）。



（出所）国家知識産権局「2024年度報告」、特許庁「特許行政年次報告書2025」、WIPO Statistics Database等を基にジェトロ作成

【統計】 企業別PCT出願件数ランキング Top20

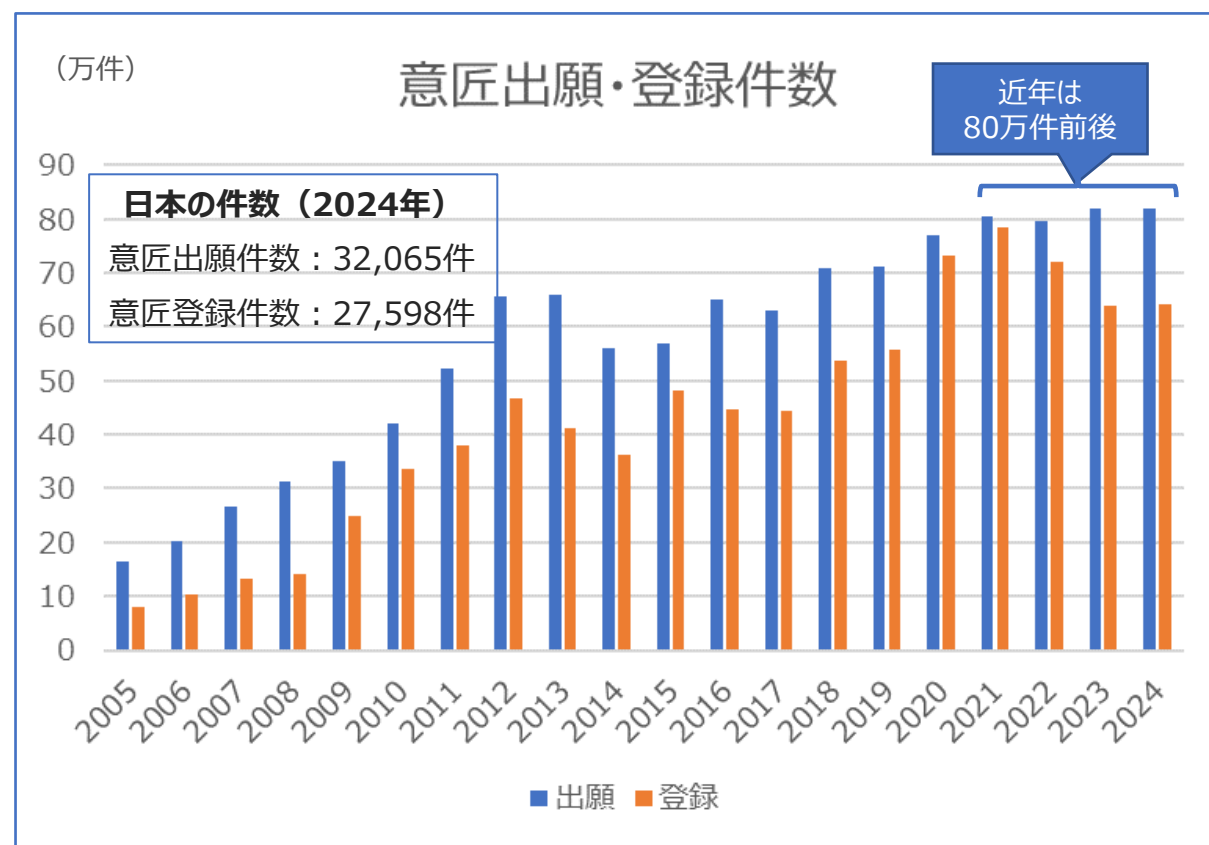
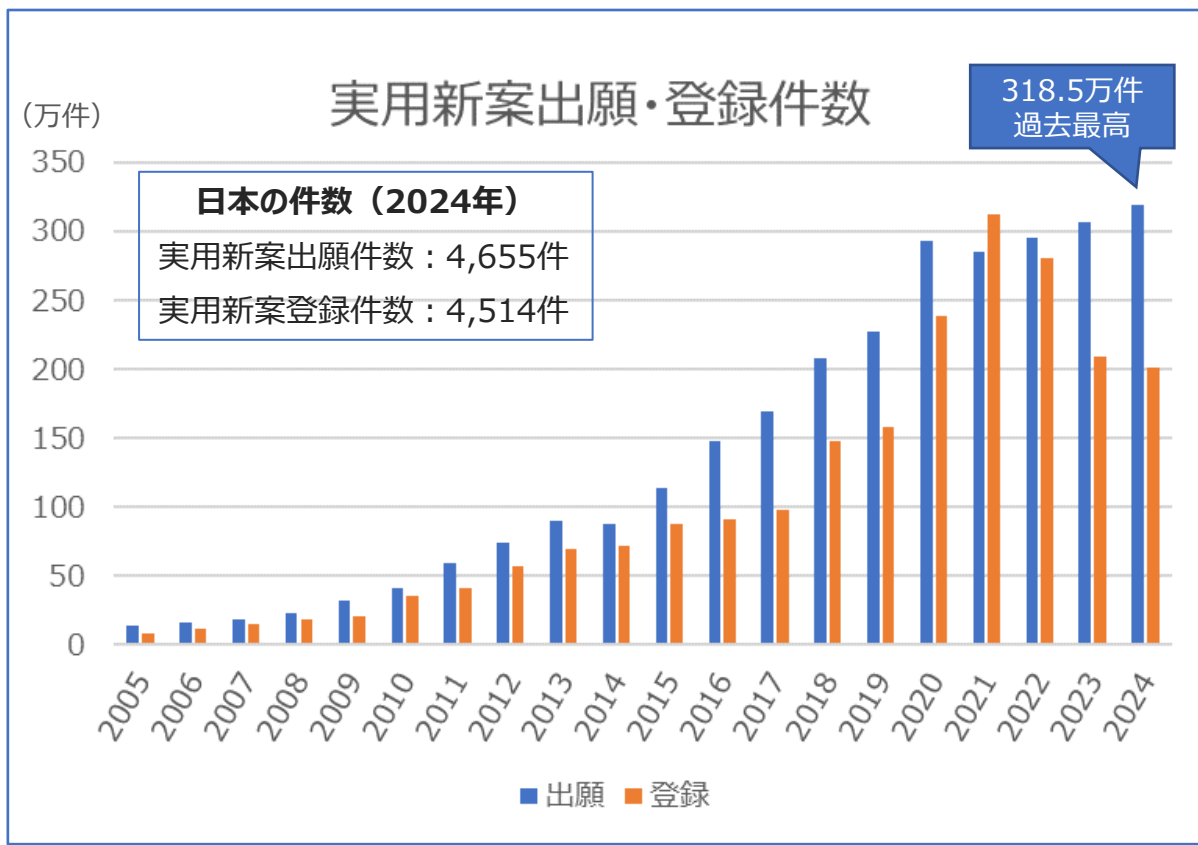
◆ PCT出願件数Top20に中国企業は7社ランクインしており、国別で最多。

順位 2024	企業名	国籍（地域）	主な商品	PCT件数 2024	PCT件数 2023	PCT件数 2022
1位	華為技術/Huawei	中国（広東省深圳市）	通信機器・ソフトウェア	6600件	6494件	7689件
2位	サムスン電子	韓国	家電・通信機器・半導体	4640件	3924件	4387件
3位	クアルコム	米国	通信・半導体	3848件	3410件	3855件
4位	LG電子	韓国	家電・通信機器	2083件	1887件	1793件
5位	寧徳時代/CATL	中国（福建省寧徳市）	電池	1993件	1799件	266件
6位	京東方/BOE	中国（北京市）	ディスプレイ	1959件	1988件	1884件
7位	三菱電機	日本	総合電機	1956件	2152件	2320件
8位	小米/Xiaomi	中国（北京市）	通信機器	1889件	1603件	913件
9位	エリクソン	スウェーデン	通信	1886件	1863件	2158件
10位	NTT	日本	通信	1877件	1760件	1884件
11位	中興通訊/ZTE	中国（広東省深圳市）	通信機器	1851件	1738件	1479件
12位	パナソニック	日本	家電・電池	1718件	1722件	1776件
13位	LGエナジーソリューション	韓国	電池	1452件	1423件	1186件
14位	欧珀移動/OPPO	中国（広東省東莞市）	通信機器	1252件	1766件	1963件
15位	NEC	日本	総合電機	1241件	1592件	1428件
16位	マイクロソフト	米国	ソフトウェア	1237件	1350件	1271件
17位	BOSCH	ドイツ	総合電機	1237件	1307件	1290件
18位	グーグル	米国	ソフトウェア	1236件	903件	830件
19位	維沃移動/VIVO	中国（広東省東莞市）	通信機器	1212件	1631件	1515件
20位	アップル	米国	ソフトウェア	1202件	761件	822件

（出所）WIPO PCT Yearly Review 2025等を基にジェトロ作成

【統計】 実用新案・意匠出願及び登録動向

- ◆ 実用新案の2024年の出願件数は、**318.5万件**で過去最高。
- ◆ 意匠（外観設計専利）の2024年の出願件数は、**81.9万件**で近年80万件前後で推移。
- ◆ 初步審査のみを行う（実体審査を完全には行わない）制度であるが、近年登録件数は減少。



中国出願人によるハグ出願件数 2024年：2223件、2023年：1814件

(出所) 国家知識産権局「2024年度報告」、特許庁「特許行政年次報告書2025」等を基にジェトロ作成

【統計】

特許審査状況

- ◆ 2025年の特許（発明専利）の授権件数は、97.2万件。
- ◆ 2025年末時点の有効特許件数は、532万件。
- ◆ 平均審査期間は15か月。

名称	2025年	2024年	2023年	（参考）日本2024年
特許審査件数	-	公表なし	161.9万件	240,987件 （特査＋拒査＋FA後取下げ等）
優先審査等件数	-	優先審査：21.6万件 快速審査：不明	優先審査：13.7万件 快速審査：14.0万件	21,741件 （早期審査申請件数）
平均審査期間 [十四五の2025年予測:15月]	15月	15.5月	16月	13.8月 （権利化までの期間(標準審査期間)）
特許授権件数	97.2万件	104.5万件	92.1万件	183,949件 （特許査定件数）
（特許授権率）	-	不明	57%	76.3% （特許査定率）
有効特許件数（年末時点）	532万件	568.9万件	499.1万件	208.5万件 （総現存件数）
特許審査の質に対する 利用者満足度指数 [十四五の2025年予測:85以上]	-	86.8	86.3	96.8% （国内出願における特許審査全般の質 について「普通」以上）
特許審査終了の正確率 [十四五の2025年予測:95%]	95.6%	95.2%	94.2%	N/A

（出所）国家知識産権局「2024年度報告」、特許庁「特許行政年次報告書2025」等を基にジェトロ作成

【統計】 専利審判状況

- ◆ 専利の査定不服審判の請求件数は、実体審査を行う特許の件数が多い。
- ◆ 無効審判の請求件数は、初歩審査のみで実体審査を行わない実用新案・意匠の件数が多い。
- ◆ 結審までの平均期間は、査定不服審判が20.8か月、無効審判が5.9か月。

査定不服審判	2024年	2023年	2022年
請求			
発明専利（特許）	90,042	99,087	96,713
実用新案	5,742	6,271	7,732
外観設計専利（意匠）	1357	762	630
結審	20.8月	19.7月	17.2月
発明専利（特許）	51,870 (公表なし)	58,792 (公表なし)	58,969 (49%,51%)
実用新案	5,398	6,273	3,128
外観設計専利（意匠）	458	348	619

(注) 結審の欄における割合（％）は、
左から順に、請求成立（前置審査含む）、請求不成立（査定維持等）
実用新案及び意匠については公表なし

(参考)日本特許	請求件数	前置査定	前置報告	請求成立	請求不成立	取下放棄
2024年	20,069	9,848	7,104	6,608	1,844	574

無効審判	2024年	2023年	2022年
請求			
発明専利（特許）	1,838	1,638	1,431
実用新案	3,887	3,894	3,156
外観設計専利（意匠）	3,367	3,207	2,508
結審	5.9月	5.7月	5.7月
発明専利（特許）	1,889 (公表なし)	1,439 (公表なし)	1,691 (28%,15%,57%)
実用新案	4,080 (公表なし)	3,322 (公表なし)	3,537 (41%,19%,40%)
外観設計専利（意匠）	3,517 (公表なし)	2,895 (公表なし)	2,651 (54%,1%,45%)

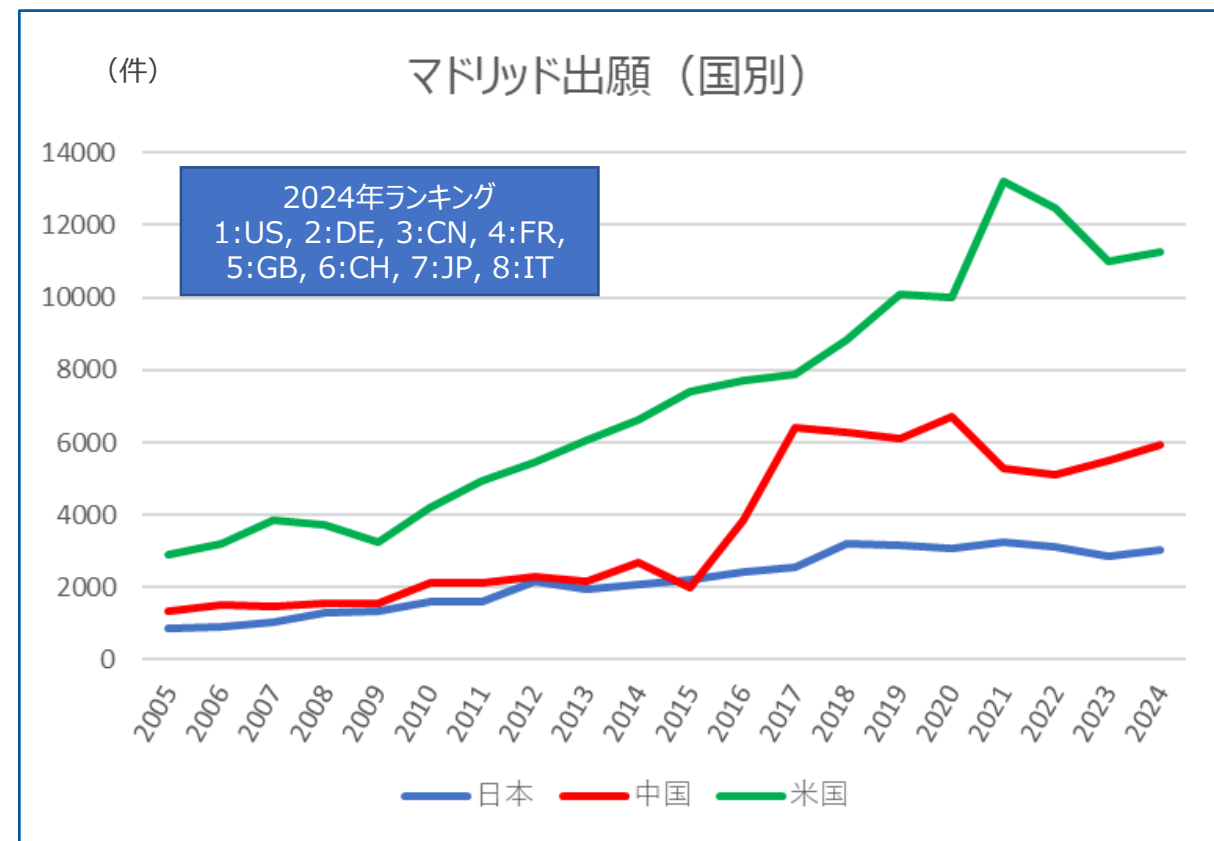
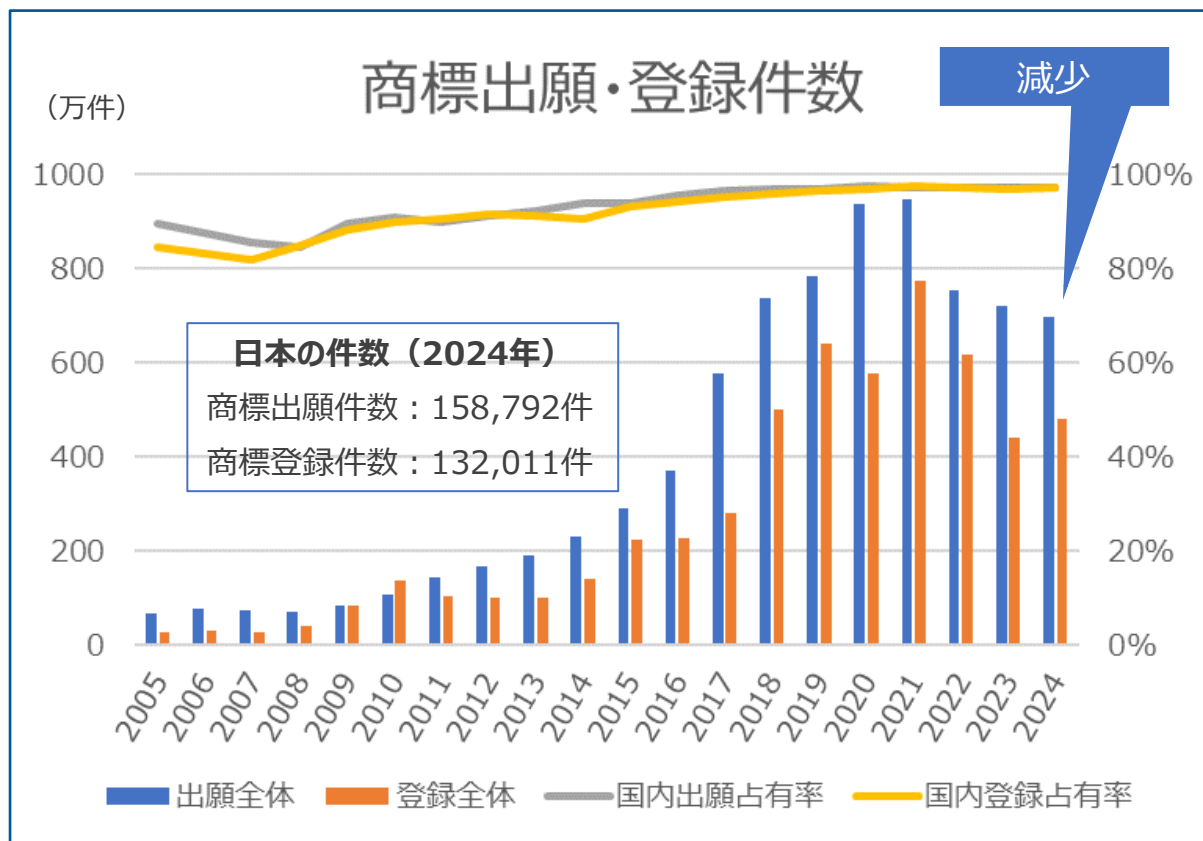
(注)結審の欄における割合（％）は、
左から順に、全部無効、部分無効、有効

(参考)日本特許	請求件数	請求成立(含一部成立)	請求不成立(含却下)	取下放棄
2024年	186	14	38	35

(出所) 国家知識産権局「2024年度報告」、特許庁「特許行政年次報告書2025」を基にジェトロ作成

【統計】 商標出願及び登録動向

- ◆ 商標出願及び登録は、特に**2010年後以降から急増**。
- ◆ 2021年の商標の出願件数は、945.1万件で**過去最高**。しかし、**2022年以降減少傾向**。
- ◆ 商標の国際出願（マドプロ出願）は、中国は世界第三位。近年は概ね同水準。



(出所) 国家知識産権局「2022年度報告」、特許庁「ステータスレポート2023」、WIPO Statistics Database等を基にジェトロ作成

【統計】

商標審査状況

- ◆ 2025年の商標の登録件数は、420.6万件。
- ◆ **2025年末時点の有効登録商標は、4987.7万件。**
- ◆ 平均審査期間は4か月。

名称	2025年	2024年	2023年	(参考) 日本2023年
審査件数	-	667.5万件	719.6万件	142,461件 (FA件数)
平均審査期間	4月	4月	4月	7.3月 (権利化までの期間)
一般的な状況での商標登録周期 [十四五の2025年予測:7月]	-	7月	7月	N/A
登録件数	420.6万件	478.1万件	438.3万件	125,973件 (登録査定件数)
(登録率)	-	71.6%	60.9%	N/A
有効登録商標(年末時点)	4987.7万件	4977.7万件	4614.6万件	N/A
商標登録実体審査の合格率 [十四五の2025年予測:97%]	-	97%以上	97%以上	N/A

(出所) 国家知識産権局「2024年度報告」、特許庁「特許行政年次報告書2025」等を基にジェトロ作成

◆ 査定不服及び当事者系審判の平均審理期間は公表されていない。

異議・審判	2024年	2023年	2022年	備考 (異議申立について2024年の値)
請求				
異議申立	12.2万件	11.9万件	14.6万件	◆平均審理期間：10月(十四五の2025年予測:10月)
査定不服	32.5万件	31.3万件	33.2万件	◆平均審理期間について公表なし(十四五の2025年予測:5.5月)
当事者系（無効・取消）	9.0万件	9.8万件	9.1万件	◆平均審理期間について公表なし(十四五の2025年予測:10月)
結審				(審判結果について、異議申立は2024年の値、その他は2023年の値)
異議申立	10.3万件	15.3万件	16.9万件	◆異議成立（部分成立含む） 63.1%
査定不服	29.7万件	28.4万件	34.5万件	◆全部却下66%、部分却下11%、許可査定23%
当事者系（無効・取消等）	8.6万件	8.9万件	6.9万件	◆無効：全部無効62%、部分無効13%、登録維持25% ◆取消：全部取消49%、部分取消34%、登録維持17%

(参考) 日本	異議申立	査定不服	無効	取消
2024年 処分件数	20, 277, 0 (取消、維持、取下・放棄)	728, 535, 38 (請求成立、請求不成立、取下・放棄)	23, 52, 23 (請求成立、請求不成立、取下・放棄)	866, 152, 104 (請求成立、請求不成立、取下・放棄)

(出所) 国家知識産権局「2024年度報告」、特許庁「特許行政年次報告書2025」等を基にジェトロ作成

【政策】 審査におけるAIの利活用

- ◆ 2023年1月に、機械翻訳、画像認識、自然言語処理などのAI技術に応用した専利知能審査・検索システム（iシステム）をリリース。概念検索、図形検索、方式審査など一連の智能化機能を実現。
- ◆ プラットフォーム＋モジュールの構成により、継続的且つ柔軟に機能を拡張。

最近のAI活用の例

2025年7月には、LLM技術に応用した以下のシステムをリリース。

LLM検索システム

検索専用に訓練した大規模モデルを開発。試験結果では対比文献検出率が大幅に向上し、検索時間のさらなる短縮と作業効率の向上を実現。

AI学術アシスタント

科学技術文献サービス機関と連携し、自然言語対話方式で審査官に申請書類関連の技術知識を提供するシステム。これにより、技術背景の理解促進、発展経緯の把握を支援し、審査プロセスを加速。

AI法律アシスタント

法規・指導判例・研修教材等の資源を統合し専門知識ベースを構築。大規模モデルの知能的Q&Aと論理推論により、法条検索・判例解析等の機能を実現し、審査官の法律適用能力を強化。

CNIPAは、審査におけるAIの活用は**審査の補助の役割のみを担い、AIによる推論結果は直接審査意見として採用することはない**ことを強調。

【政策】 非正常専利出願に対する中国政府の対応

- ◆ 量から質への転換が進められるなか、**非正常専利出願の出願及びその代理行為の取り締まりを強化。**
- ◆ 非正常専利出願として処理されたものは、2024年：**59.7万件。**
- ◆ 加えて、CNIPAは、**2021年6月までに専利出願行為に対する財政援助を全面的に禁止し、専利権付与に対する財政援助についても2025年までに全面的に廃止しなければならない旨、各地方に通知。**

非正常専利出願とは

- 複数の専利出願間で、**内容が実質的に同一又は単純な組み合わせ**である場合
- 発明の内容、実験データもしくは技術効果の**捏造**又は従来設計の**盗用**である場合
- コンピューターを利用してランダムに生成される場合
- 発明が技術改良又は**技術常識に適合せず、不必要に減縮限定している**場合
- 実際の研究開発活動なしに、複数の専利を出願し、且つ、合理的な解釈ができない場合（**研究開発力と乖離がある場合**）
- 特定の出願人に関連する多数の専利を、**悪意**で分散し、前後し又は異なる地域で出願している場合
- **不正目的**で出願権を譲渡し、譲受け、又は虚偽の発明者、考案者に変更した場合
- **信義誠実の原則**に違反し、専利業務の正常な秩序を乱すその他の非正常な専利出願行為

非正常と認定されると

- 出願受理、方式、実体審査又は審判段階で、非正常専利出願と認定された場合、**出願人に対して、意見書の提出又は自発的に取り下げるよう通知**がされる。
- 出願人及び代理人は、行政処罰の対象。
- 当該出願は、専利料金の減免の対象外。経緯が深刻な出願人は、5年間減免の対象外。
- **専利出願件数の統計から、非正常専利出願は控除。**

知財法律事務所における経験によると、

- **日系企業に対して非正常出願であるとする通知は通知されていない模様。**
- 非正常専利出願であるとする通知に対して反論可能。①各案件の技術的内容や効果の違い、②出願の意図や研究開発・実施状況、③発明件数の理由などを主張し、裏付ける証拠を併せて提出するとよい。

商標法の一部改正（2019年11月1日施行）

- 使用を目的としない悪意出願を拒絶する旨を明記

商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定（2019年12月1日施行）

- 2019年11月1日に施行された改正商標法を徹底し、商標登録出願行為の規範化と悪意による出願の規制、商標登録管理秩序の維持を図るためのもの。

商標審査及び審理指南（2022年1月1日施行）

- 改正法4条で新たに規定された「使用を目的としない悪意の商標登録出願」の該当要件や審査において考慮すべき要素を規定

悪意の商標登録出願に関する行動計画

- 悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画（2021年3月15日公表）
- 悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する通知（2022年4月12日発表）
- 悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための業務方案（2023—2025年）（2023年5月8日発表）



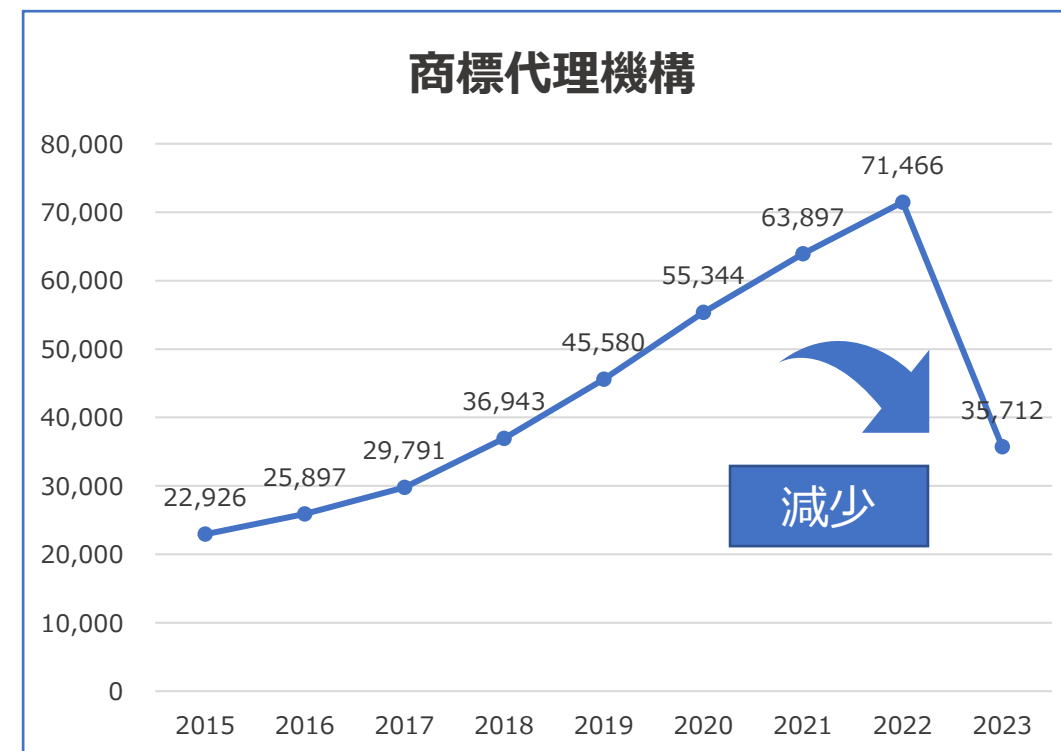
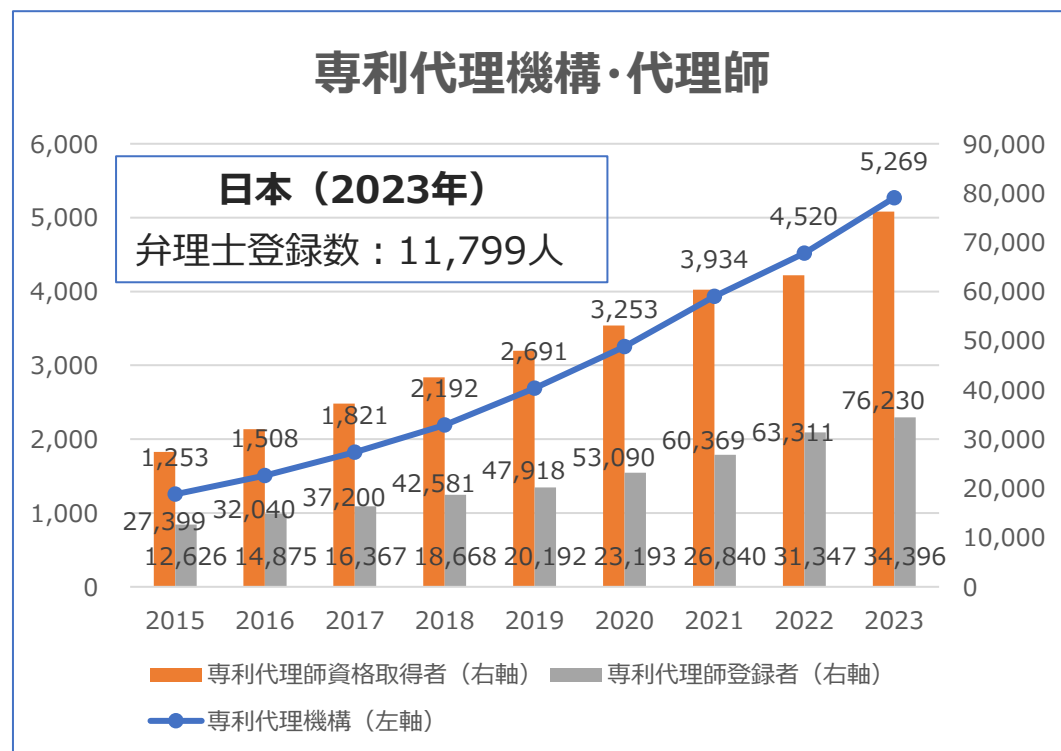
悪意の商標登録出願の処理状況

- 2023年上半期：24.9万件
- 2024年：42.7万件

知財法律事務所における経験によると、

- 2022年後半頃から、外国の大手企業の商標出願であっても、大量出願・ストック行為として、4条違反とされるケースが出てきている
- 4条違反の際には、審査意見通知書が出されることが多いので、正当な出願である場合には、反論をすべき
- なお、4条違反の審査意見通知書の件数は、2021年をピークに減少

- ◆ 近年、中国政府は、不適正な業務を行う代理機構・代理師に対して、**厳格な取締り**を実施（**藍天行動**）。
- ◆ 2025年11月から、公安部及び市場監督管理総局と連携し、代理業界全体の特別整理行動を展開。特許出願人の偽造や資格の貸借などの違法・規則違反行為に対して厳正な取り締まりを行い、3か月間で、61社の専利・商標代理機構および22名の専利代理師に対して、営業停止や免許取消といった重い処分を科している。



（出所）国家知識産権局「2023年全国知的財産権サービス業統計報告」、「全国知的財産権代理業務発展状況（2023年）」、「商標代理機構の再登録審査結果に関する公告（第529号）」、特許庁「特許行政年次報告書」等を基にジェトロ作成

- ◆ 専利法は、1984年に制定。これまで8～12年毎に改正がされており、第4回改正法は、第3回改正法の施行から約12年後の2021年6月に施行。
- ◆ 第4回改正に伴う改正実施細則・審査指南の施行は、2024年1月。

**2009年10月**

2012年8月

2015年12月

2019年1月

2020年7月

2020年10月**2021年6月****2024年1月****2026年1月****第3回改正施行**

専利法改正案公表（国家知識産権局）

専利法改正案（送審稿）公表（國務院法制弁公室）

専利法改正案（草案）公表（第1稿）（全人代）

専利法改正案（草案）公表（第2稿）（全人代）

第4回改正可決**第4回改正施行****改正専利法実施細則・専利審査指南施行****改正専利審査指南施行 New**

【制度】 専利関連分野の主要法令の最近の状況

専利法改正（2021年6月1日施行）

- 高品質な経済発展に向けたイノベーション振興に資する改正法となり、数多くの新制度が導入された。

権利保護強化

- (1) 部分意匠制度の新設（第2条）
- (2) 専利権濫用の禁止（第20条）
- (3) 専利権評価報告書の提示（第66条）
- (4) 行政機関の取締り（第68条、第69条）
- (5) 専利行政法執行の整備（第70条）
- (6) 侵害の損害賠償金額の引き上げ（第71条）
- (7) 文書提出命令（第71条）
- (8) 財産保全行為の明確化（第72条）
- (9) 専利侵害の訴訟時効の拡大（第74条）
- (10) 医薬品特許紛争早期解決メカニズム（第76条）

専利権付与制度の改善に関する事項

- (1) 新規性喪失の例外規定の拡充（第24条）
- (2) 専利権の権利期間の変更（第42条）

専利の実施と運用の促進に関する事項

- (1) 職務発明規定の改正（第6条、第15条）
- (2) 専利開放許諾制度の新設（第50～52条）
- (3) 実施と活用についての政府機関に関する規則の新設（第48条）

専利法実施細則（2024年1月20日施行）

- 新制度（権利期間変更、部分意匠、専利開放許諾制度、ハーグ協定）、専利権評価報告書等の具体的な手続要件を明示。
- 遅延審査請求制度について明示。
- 実用新案・意匠の初歩審査要件に、明らかな創造性（進歩性）等を追加。

専利審査指南（2024年1月20日施行）

- 新制度等の詳細手続・要件を明示。
- コンピュータプログラム製品クレームを許容。
- AI関連発明等の発明該当性や進歩性判断を明確化。
- 実用新案は1年のみ遅延審査請求可。
- 特許・実用新案におけるカラー図面を許容。
- 部分意匠やGUI意匠の判断を明確化。

専利審査指南改訂（2026年1月1日施行）

新分野・新業態への対応

- **植物の品種の定義の改訂**（専利権の付与可能な客体範囲の拡大）

専利権の付与対象とならない植物の品種について、「人為的な選択又は発見を通じて、かつ改良を通じて、形態的特徴と生物学的特性が一致し、遺伝形式が相対的に安定している植物集団」と定義。従来よりも定義が限定的に。

- 発明の主題が、単なるビットストリームのみに係る場合、専利権の付与対象外とすることを明確化。
- AI関連発明の創造性判断に関する事例の追加

創造性判断手法の明確化

- 創造性の判断において、請求項における技術的課題の解決に対して貢献しない特徴には、通常、技術的解決手段の創造性を認めないことを明確化。

手続き規定の整備

- 願書に**すべての発明者の身元情報**を記載し、かつ情報が真実であることを確保しなければならない旨規定。
- 発明専利と実用新案の同日出願について、**実用新案専利権の放棄する方法によってのみ発明専利権の付与が認められる**旨規定。
- 原出願と同様に、分割出願で優先権を主張する場合には、分割出願の提出時に願書においてその旨の声明が必要であることを明示。
- 国際段階で優先権享有声明を行った場合を除き、優先権譲渡について先行出願の出願人全員の署名又は押印が必要であることを明示。
- 無効宣告請求を受理しない理由に、「**無効宣告請求の提出が請求人の真の意思表示ではない場合**」を追加。
- 不合理な遅延に対する特許権存続期間の補償〔PTA〕において、補正をした場合の復審手続は合理的な遅延である旨規定。

□ 明細書等の記載要件（法26条、細則20～25条）

- 記載形式
 - ✓中国語で記載。**外国語書面出願制度はない。**
 - ✓多数項を引用する請求項は、他の多数項を引用する請求項の基礎としてはならない。
（マルチ×マルチの引用を禁止）
 - ✓「コンピュータプログラム製品」は、保護対象。
 - ✓意匠の簡単な説明には、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記。設計要点が最も明瞭な図面・写真を一枚と、類似意匠における基本設計を指定。
- 説明書
 - ✓その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明。
 - ✓解決しようとする技術的課題、技術的課題を解決するために採用した技術、従来技術と対比した有益な効果を記載する。
- 権利要求書
 - ✓説明書を根拠とし、特許保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を説明。
- 意匠の図面又は写真
 - ✓保護を要請する製品の意匠を鮮明に表示。

□ 新規性、進歩性等（法22～24条、細則33条）

- ・ 特許・実用新案
 - ✓ 新規性・抵触出願（**自己接触あり**）、創造性、実用性
- ・ 意匠
 - ✓ 新規性・抵触出願（**自己接触あり**）、創作非容易性、他者の合法的権利（著作権や登録商標等）と非衝突
- ・ 刊行物、公知公用のいずれも世界基準
- ・ 新規性喪失の例外
 - ✓ 出願日前 **6か月以内**の行為（優先権を有する場合は優先日前6か月の行為）
 - ✓ 国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合
 - ✓ **国務院等が主催する国際博覧会、規定の学術会議又は技術会議**で初めて出展・発表した場合
 - ✓ 他者により出願人の同意なく内容が漏洩された場合

第4回改正法で追加

□ 組物意匠、類似意匠（法31条、細則31条、40条）

- ・ 組物の意匠、同一製品の類似意匠は、一出願で出願可能（類似意匠は合計 10 以内）。
- ・ 本意匠の出願後は、類似意匠を出願しても登録不可。

□ 補正・訂正（法33条、細則57条、66条、73条、131条）

<権利化プロセスにおける補正>

- 補正内容
 - ✓出願当初の権利要求書及び説明書に記載された事項の範囲内（明示的記載内容＋**直接的に疑う余地もなく確定できる内容**）。
 - ✓拒絶理由が通知された場合は、**拒絶理由で指摘された欠陥に対してのみ補正可**。
 - ✓意匠は当初の図面又は写真に示された範囲内。
- 補正時期
 - ✓**審査請求時。実体審査を行う旨の通知を受領した日から3カ月（意匠・実用新案は出願から2カ月）以内。**
 - ✓再審請求時。審査及び復審において拒絶理由通知を受領した場合。

<無効審判における補正> ※日本における訂正に相当

- 補正内容
 - ✓**権利要求書（クレーム）の補正のみ可能**。説明書及び図面等の補正は不可。
 - ✓目的は、請求項の削除、請求項の更なる限定（**請求項の記載を根拠とするもののみ**）、明らかな誤記の訂正等。
- 補正時期
 - ✓無効審判の審理中。

【制度】 中国専利法の特徴（日本特許法等との違い（1）特許審査関連制度）

□ 出願公開後に実体審査が開始される（審査指南第2部第8章3.2.1）

- 早期公開請求は可能（法34条、細則52条）

□ 遅延審査制度あり（細則12条、56条、審査指南第5部第7章8.3）

- 特許の審査請求は、出願日（優先権主張がある場合は**優先日**）から3年以内
- 特許、実用新案、意匠について、遅延審査制度あり
 - ✓ 特許：審査請求時に、遅延審査期間として1年、2年又は3年から選択可
 - ✓ 実用新案：出願時に、遅延審査期間として1年を選択可
 - ✓ 意匠：出願時に、遅延審査期間として36月以内で月単位で選択可
（※秘密意匠制度なし）

2024年審査指南改正
で追加

□ 優先審査（専利優先審査管理弁法2条～4条、8条～11条）

- 実体審査段階の発明の出願（＝**公開済み出願**）が対象。
- 優先審査では、特許出願は**45日以内にFA及び1年以内に最終処分**。実用新案・意匠は**2か月以内に最終処分**。
- 優先審査は、以下の①～③の場合等に請求可能。ただし、③以外は、知識産権局等からの**推薦意見が必要**。
 - ①国又は地方政府の重点産業等（**特定の産業**）
 - ②出願人等が、実施の準備を完了している又は既に実施している、もしくは他人が実施中である（**実施関連出願**）
 - ③同じ主題について、**初めて中国で専利を出願**し、その他の国又は地区に対しても出願するもの（**外国関連出願**）

□ 拒絶理由通知に対する応答期間（法37条）

- ・ 一回目の拒理の場合、応答期間は**4月**（審査指南第2部分第8章4.10.3）
- ・ 二回目以降の拒理の場合、応答期間は**2月**（同上第2部分第8章4.11.3.2）
- ・ 延長は一般的に一回のみ。一回につき最大2月（細則6条、116条、同上第5部分第7章4.2）
- ・ 応答しない場合は、**みなし取下げ**（法37条）

□ 分割出願（細則48条、49条、60条）

- ・ 分割出願は、原出願の係属中であれば基本的に可能
- ・ **孫出願は、親出願が係属中でないと不可**（子出願の単一性違反時を除く）（審査指南第1部分第1章5.1.1）
- ・ 分割要件を満たさないことは、拒絶理由・無効理由（細則59条、69条）

□ 審査官による面接・電話応対（審査指南第2部第8章4.12及び4.13）

- ・ 面接について、「面接の終了後、審査官は面接記録に**記入しなければならない**。」と規定。
- ・ 電話等応対について、「**必要な時**、審査官は討論の内容を記録し、出願ファイルに保管しなくてはならない。」と規定。

□ 前置審査（審査指南第2部第2章3.）

- ・ 前置審査は**補正の有無に関わらず行う**。

□ 遺伝資源を用いた発明（法5条、26条）

- 法規に違反して遺伝資源を獲得・利用し、完成した発明には権利を付与しない（無効理由）。
- 出願書類には、遺伝資源の原始的由来及び直接的由来を記載する（無効理由ではない）。
※ 生物の多様性に関する条約（CBD）に基づく、利益の公正かつ衡平な配分を担保するための措置

第4回改正法で追加

□ 不合理な遅延に対する特許権存続期間の補償【PTA】（法42条2項、細則77条～79条、84条）

- 出願日から**4年**、実体審査請求日（又は公開日）から3年経過後に、発明専利権が付与された場合に補償。
- 権利付与公告の日から起算して3か月以内に請求が必要。出願人に起因する不合理な遅延時間は補償されない。

□ 医薬品の特許権存続期間の延長【PTE】（法42条3項、細則80～84条、審査指南第5部第9章3.）

- 補償の期間は5年を超えず、**新薬販売承認後の存続期間は14年を超えない**。
- 延長対象の「新薬」には、**上市申請時に中国国外で販売済み医薬や、既知活性成分を含む新剤形は含まれない**。
- 1つの医薬品に複数の専利が同時に存在する場合、専利権者はうち**1の専利のみ**存続期間の延長を請求できる。
- 1つの専利が複数の医薬品に同時に關する場合、**1つの医薬品のみ**存続期間の延長を請求できる。
- 補償期間の保護範囲は、**新薬及び新薬に許可された適応症に係る技術方案に限られる**。

□ 専利開放許諾制度（ライセンス・オブ・ライト）（法50～52条、審査指南第5部第2章3.）

- 開放許諾の実施期間中は、専利維持費が減免（法51条）

□ 実用新案・意匠が無審査（初歩審査のみ）

- 初歩審査では、明らかな新規性・創造性等の欠如を判断する。
- 初歩審査＋評価報告書の制度（法４０条、６６条）
 - ✓ 日本の実用新案法第２９条の２「技術評価書を提示して警告をした後でなければ、侵害者等に対し、その権利を行使することができない」、同法第２９条の３「警告や権利行使を行い、その後、実用新案登録が無効となった場合、技術評価書の提示やその他の相当な注意をしないで警告や権利行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる」のような規定なし。

2024年実施細則改正で“明らかな創造性”が追加

□ 特許と実用新案の同日出願（法９条、細則４７条、審査指南第２部第３章６.２.２）

- 実用新案の登録後、実用新案権を放棄することにより、特許権を取得可能（PCT国内移行出願では利用不可）
- 変更出願制度はなし

2026年審査指南改正

□ 意匠に関するその他事項

- 意匠の保護期間は出願日から**１５年**（法４２条）
- 部分意匠制度（法２条、審査指南第一部第三章４.４.）
 - ✓ 物品の名称は、保護を請求する部分とそれがある物品全体を明記（例：自動車のドア）。
- 意匠に６月の国内優先権制度があり（法２９条）

第４回改正法箇所

□ 権利行使（法65～75条、刑法216条）

<民事救済（法65条、71条）>

- 専利権侵害に対する損害賠償は、①権利者の実際の損失又は②権利侵害者が得た利益に応じて確定される。
- ①又は②の確定が困難な場合、③当該専利の許諾実施料を参酌して確定。
- **故意侵害であり情状が深刻である場合、上記①～③で確定した金額の1倍以上5倍以下を賠償金額に加算することができる（懲罰的賠償）**
- 上記①～③の確定が困難な場合、**3万元以上500万元以下**の賠償を認定することができる（法定損害賠償）。

<刑事救済（刑法216条、細則101条）>

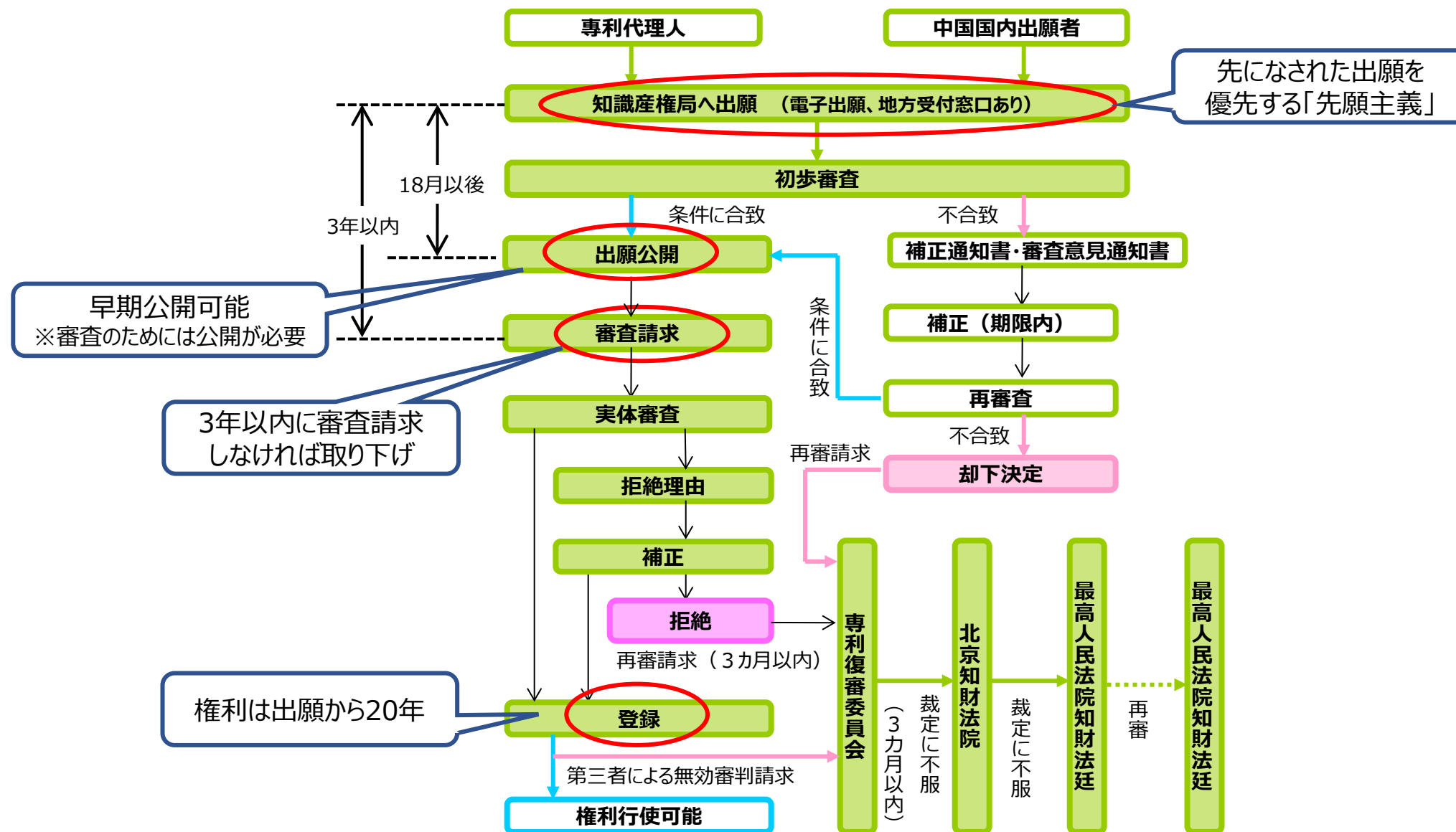
第4回改正法で懲罰的賠償の導入・法定賠償額の増額

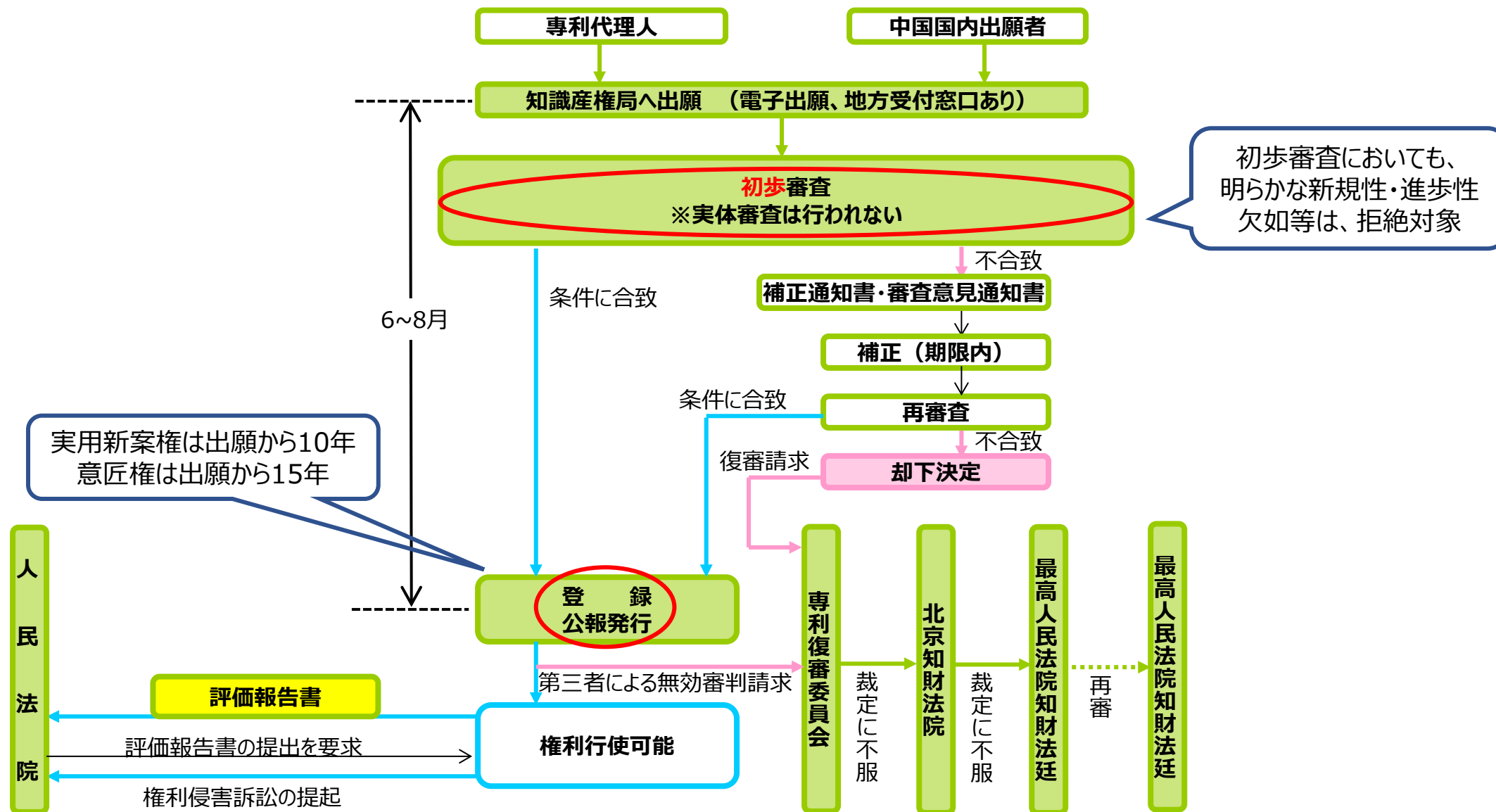
- 刑事罰は、**専利詐称**（製品に他人の専利番号を表記することや、専利権が付与されていない技術を専利技術であると誤認させること等）のみ対象。

<行政執行（法65条、68条～70条）>

- **専利権侵害**（行政裁決：知識産権局）、**専利詐称**（行政罰：市場監督管理局）の2種類あり。
- 行政裁決では、**侵害差止が執行可能である一方、損害賠償については調停のみ可。行政罰なし。**
- 専利詐称行為の行政罰：**違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金**に処することができる（法68条）。

第4回改正法で罰則強化





- ◆ 商法は、1982年に制定。（それ以前にも商標に関する条例あり）
- ◆ 2019年の第4回改正は、悪意の商標出願対策等の小規模な改正であった。
- ◆ 現在、第5回改正に向けて全人代で審議がされており、本年中に改正法案が公布される可能性あり。



<参考：第3回改正プロセス>

2011年 9月	商標法改正草案公表
2012年 10月	商標法改正案：国務院常務会議 (全人代常務委員会での審議決定)
2013年 8月	全人代で改正法可決
2014年 5月	改正商標法の施行

<第5回改正プロセス>

2023年 1月	商標法改正草案公表（国家知識産権局）
2025年 11月	商標法改正案：国務院常務会議 (全人代常務委員会での審議決定)
2025年 12月	商標法改正草案公表 (全人代常務委員会)
.....	

商標法改正草案（2025年12月公表）

（1）**動的商標**を保護対象に追加（第4条）

（2）**悪意による商標登録**への対応強化（第18条、第53条、第78条）

- ・「使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要性を超えて商標登録出願をしたものについては、登録をしない。欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願をしてはならない。」旨を規定（第18条）。
- ・悪意による商標登録出願に対する罰則のルール（第53条）及び悪意による商標登録に係る民事賠償責任（第78条）を明確化。

（3）**馳名商標の保護強化**（第20条）

- ・未登録馳名商標の保護範囲として「同一又は類似の商品」のみから、「異なる商品又は非類似の商品」にまで拡大。

（4）**異議申立期間の短縮**（現行：3か月 → **2か月**）（第35条）

（5）**誤認させる商標使用に対する行政措置（罰金・職権取消）**（第56条）

（6）**商標代理機構の監督管理の強化**（第65条～第67条）

- ・「登録出願する商標が、第18条（悪意による商標登録出願）等に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであったにもかかわらず、その委託を受けた場合」等に対する行政措置（罰金）を規定（第66条）。

（7）**損害賠償のルールの最適化**

- ・損害賠償額の算定方法の優先順位、侵害抑止のための合理的支出の補償及び懲罰的損害賠償の適用要件について、専利法や著作権法と同様に規定（第74条）。

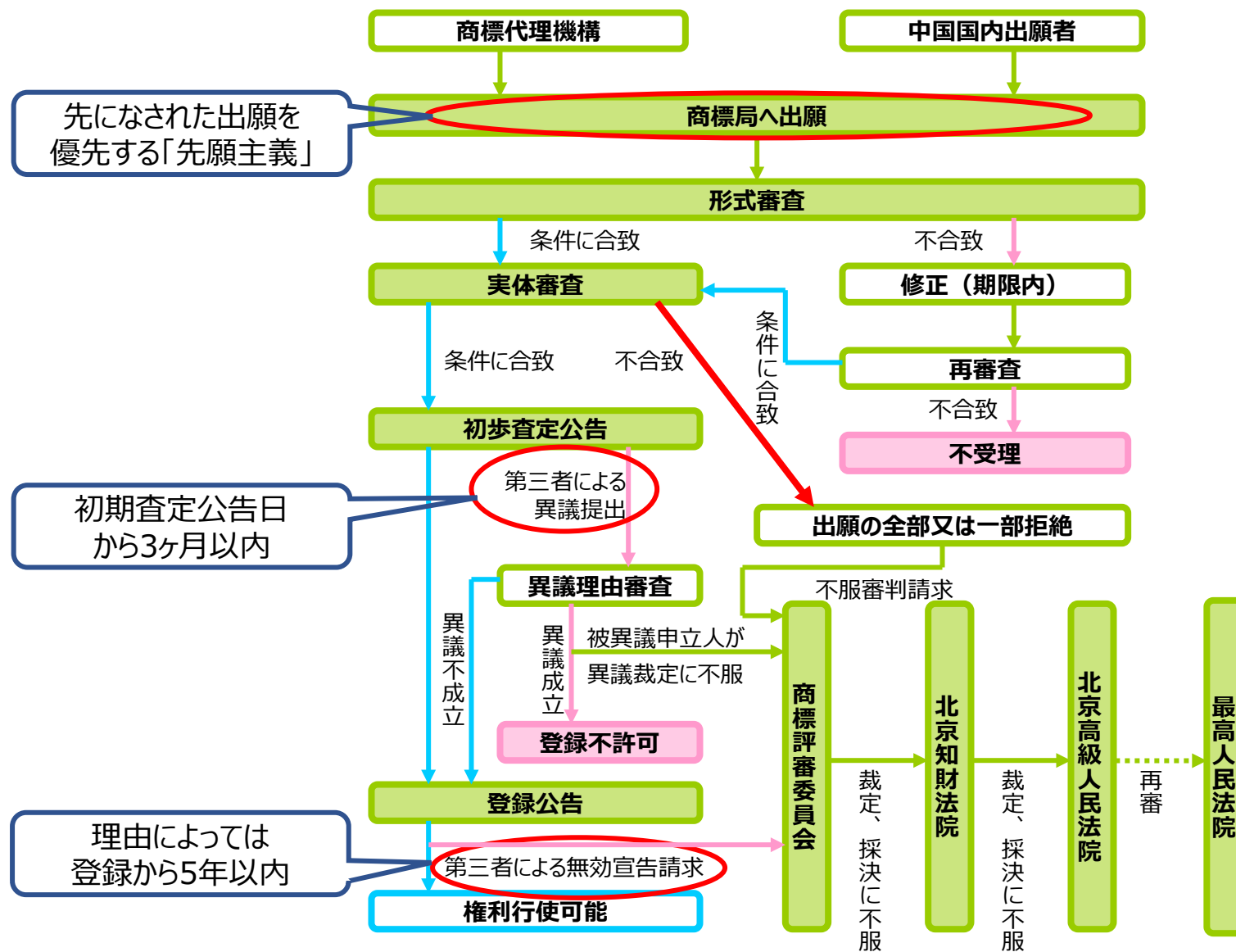
<前回パブコメ時との比較>

・「商標登録後5年ごとに商標の使用状況を説明する制度の導入」、「悪意による登録商標の強制移転制度の導入」及び「重複登録の禁止」については、今回のパブコメ案では削除されている。

	中国商標制度	日本商標制度
制度の概要	・先願主義 ・審査主義（方式審査・実体審査） ・一出願多区分 ・異議申立制度（付与前） ・早期審査制度（試行） New	・先願主義 ・審査主義（方式審査・実体審査） ・一出願多区分 ・異議申立制度（付与後） ・出願公開制度 ・早期審査制度 ・情報提供制度
登録可能な商標	・文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ、並びに、これらの組合せ ・音	・文字、図形、記号、立体的形状や色彩又はこれらの組合わせ ・音、色彩、動き、ホログラム、位置のみからなる商標
商標のタイプ	・通常商標 ・団体商標 ・証明商標 ・馳名商標（異議申立や無効審判等の紛争時に認定請求が必要）	・通常商標 ・団体商標 ・地域団体商標 ・防護標章
侵害の救済	・民事的救済（懲罰的賠償あり） ・行政処罰 ・刑事罰	・民事的救済 ・刑事罰

	中国商標制度	日本商標制度
審査・審理の期間 （法定の期間）	・審査：9か月以内 ・審判：9か月もしくは12か月以内 （9か月以内） 査定不服審判、異議申立、 無効審判（相対的理由）、 不使用取消審判 （12か月以内） 異議決定不服審判 無効審判（絶対的理由）	・審査：18か月以内
審査手続の流れ	拒絶理由通知がなく拒絶 （当該拒絶の後には、審判請求） （指定商品の重複等に基づく部分拒絶については、審判請求せずに補正による対応が可能）	拒絶査定前に拒絶理由通知

	中国商標制度	日本商標制度
外国周知商標	特になし	商標法第4条第1項第19号 －他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして 日本国内又は外国 における 需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標 であつて、 不正の目的 (不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)



□ データ財産権登記工作指引（試行）＜意見募集稿＞（2026年4月3日公表）

従前、データ所有権については全国的に統一された制度が存在しなかったところ、今般の工作指引案は、全国で統一した登記を定めるもの。
データ所有権とは、権利者が特定のデータに対して有する**財産的権利**をいい、**データ保有権、データ使用权、データ経営権**などを含む。

＜登録対象（第15条）＞

市場で流通可能なデータは、すべてデータ財産権登録を行うことができる。ただし、公共データ資源については、条件付き。

＜登録の際の審査（第18～22条）＞

登録機関は、データ財産権登録申請を受理した後、**データ記述の正確性、データ出所の適法性、データ財産権の明確性**等について、合理的かつ慎重な審査を行わなければならない。登録機関は、登記申請者に対し補足資料の提出を求めることができ、必要に応じて利害関係者その他の関係主体に照会することができる。

○データ記述の正確性

データ名称が簡潔かつ正確であり、曖昧さがないかについて重点的に審査しなければならない。データ名称には、原則として、時間、地域、業種、内容、データタイプ等が含まれる。

○データ出所の適法性

登記申請者は、違法・規則違反により取得したデータについて、データ財産権を有しない。

→ データ収集行為が適法かつ規則に準拠しているか、契約により取得したデータについては当該契約において申請者がデータの財産権を有することが定められているか、個人情報保護法やデータセキュリティ法等の法令の要件を適合しているか等。

○データ所有権の明確性

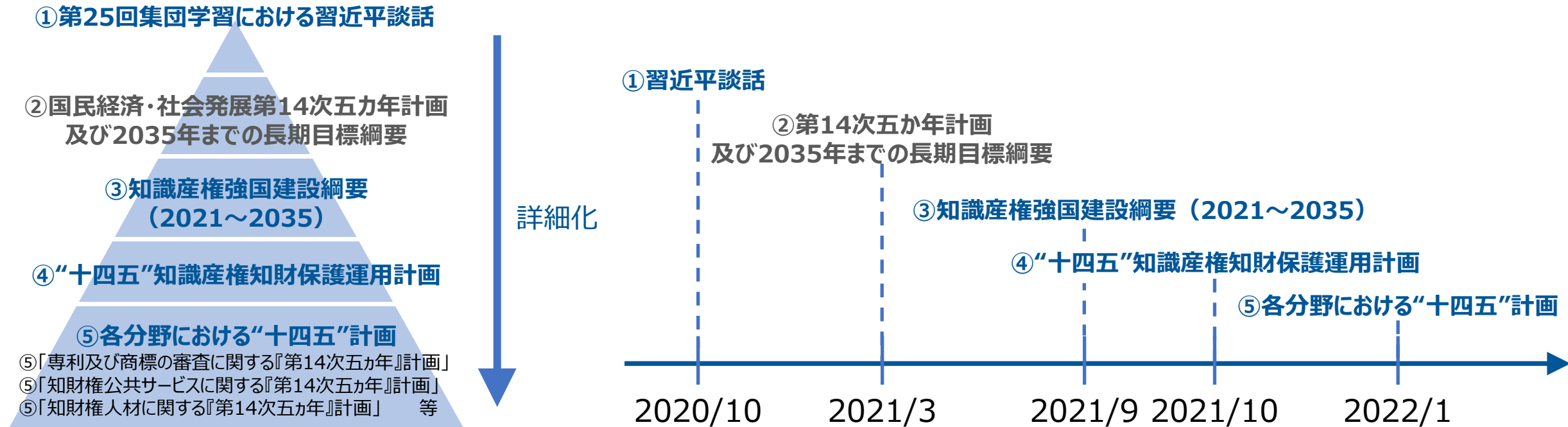
データ処理者は、自己または共同で関与する生産・経営活動において、法令や契約の定め違反しない範囲で収集・生成したデータについて、所有権、使用权、経営権を登記することができる等

1. 中国の基礎情報
2. CNIPAの現状と統計情報
3. 中国知財制度の概要
- 4. 中国の知財施策**
 - ・中長期計画**
 - ・イノベーションと知財活用の促進
 - ・標準必須特許
 - ・権利侵害・悪意の事業者への対応
 - ・その他

【政策】 計画経済における各重要政策文書の位置づけ（知財分野）

- ◆ 中国では、1953年以降「五カ年計画」を策定。従前は国務院中心に起草されていたが、「第14次五カ年計画」から、習近平総書記が起草組組長となるなど、中国共産党がより直接的に策定プロセスに関与。
- ◆ 全体の五カ年計画が策定された後に、政策をより詳細化した各分野ごとの五カ年計画が策定される。
- ◆ 2026年3月には、全人代において第15次五か年計画（2026～2030）を審議・採択。

<各計画の位置づけと策定プロセス>



【政策】 習近平総書記の発言からみる中国における知的財産の位置づけ

- ◆ 2020年11月30日、習近平総書記は自らが主宰する「中共中央政治局第25回集団学習会」において、**知的財産権保護工作の全面的な強化**をテーマとして取り上げて、集団学習を実施。
- ◆ 同集団学習会における発言は、中国共産党の理論誌「求是」にも掲載。

＜知的財産の位置づけ＞

- **イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである。** 社会主義現代化国家の全面的建設には、**知的財産保護業務のより一層の推進が不可欠**である。

＜中国の現状・課題＞

- 中国の**不足点**として、以下を列挙。
 - 全社会における知財の重要性に対する認識
 - 新分野・新産業の発展に伴う、知財保護の法制度
 - **高品質・高価値の知的財産**
 - 行政執行機関と司法機関の連携
 - **依然として権利侵害が多発し、侵害は容易であるが権利保護は困難**
 - 一部企業による**知財保護の濫用**
 - 市場主体の海外の知的財産紛争に対応する能力
 - **中国企業の海外における知財保護**
- 知財権導入大国から、知財権創造大国へと転換しつつあり、知財権工作は、**数の追求から質の向上へと転換つつある。**
- **知財保護業務の全面的な強化**、現代的な経済システムの構築促進、イノベーション活力の喚起、新たな発展構造の構築の推進が必要。



＜今後の取組＞

- ① 知財保護のトップレベル設計強化
(**知財強国建設戦略の策定**、十四五期間中の知財保護・活用計画の研究・策定など)
- ② 知財保護の法治化レベル向上
(知財関連法の改正、行政執行と司法の連携メカニズム整備、**行政執行の力度強化、侵害・模倣行為が多発する分野・地域に対する断固たる措置**など)
- ③ 知財チェーン全体の保護強化
(知財権の情報化・知能化インフラ整備を強化、**AI等の審査・保護分野への応用**など)
- ④ 知財保護体制の改革深化
(新分野・新産業における知財保護制度の健全化、**懲罰的賠償制度の着実な実施、権利帰属制度の改善、濫用防止に関する制度の研究・制定**など)
- ⑤ 知財面の国際協力・競争推進
(知財のグローバル・ガバナンスに深く参画、**一帯一路沿線国・地域との協力の深化**など)
- ⑥ 知財分野における国家安全の維持
(重要中核技術の自主開発と保護強化、中国の知財関連法規の域外適用の推進、**中国企業の海外知財保護支援を強化**など)

【政策】 第14次五カ年計画（2021～2025年）における知財政策の位置づけ

- ◆ 「第14次五カ年計画（2021～2025年）と2035年までの長期目標綱要」は、全体19編65章からなり、第1編に指導方針及び主要目標（20項目）が挙げられ、第2編以降に各政策項目が挙げられている。
- ◆ イノベーション政策は第2編にとりまとめられ、**政策項目の中でも最上段の位置付け**。
- ◆ 「**知財保護・活用**」については、同第2編中、第7章「科学技術イノベーション体制制度の整備」等において記載。

第14次五カ年計画における「知財保護・活用体制」に関する言及

第2編第7章第2節 知的財産権の保護・活用体制の整備（抜粋）

- ・ 知的財産権強国戦略を実施し、厳格な知的財産保護制度を実施し、知的財産権関連法令を整備し、**新分野・新産業における法令の制定を推し進める**。
- ・ 知的財産権の司法保護と行政執行を強化し、権利保護のための仲裁、調停、公証、権利保護支援のシステムを改善し、**知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を改善し、損害賠償の強度を高める**。
- ・ 資金補助奨励政策や評価メカニズムの最適化を図り、**高価値特許をよりよく保護し、専利集約型産業を育成する**。
- ・ 国有知的財産権の帰属及び権利分配メカニズムを改革し、研究機関及び高等教育機関の知的財産権処分に関する自主権を拡大する。
- ・ 知的財産権の保護と活用のための公共サービスプラットフォームを構築する。

十四五の主要目標（イノベーション関係）

指標	2020年 (基礎値)	2025年 (目標値)	年平均／累計	属性
4.研究開発投資の成長率 (%)	—	—	7%以上／十三五期 の実績を上回る	期待性
5.人口1万人当たりの高価値 発明特許所有件数	6.3	12	—	期待性
6.デジタル産業の対GDP比	7.8	10	—	期待性

（出所） Science Portal China、「中国の国家計画と政策制定プロセス—第14次五カ年計画と2035年長期目標の要点」及び知財強国綱要を基にJETRO作成（https://spc.jst.go.jp/experiences/special/economics/economics_2126.html）

【政策】 知識産権強国建設綱要（2021～2035）

- ◆ 2021年9月22日、中国共産党中央委員会と国務院は、「知識産権強国建設綱要（2021～2035 年）」を公表した。
- ◆ 本綱要は、2008年6月に発表された「国家知識産権戦略綱要」を 13年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画である。
- ◆ 本綱要の政策項目は大きく6つの項目に分類され、さらに細分化された目標が示されている。全体として、概ね十四五綱要の知財関係箇所や習近平談話と重複又は詳細化している内容となっている。

＜政策項目（例示は、談話及び十四五に記載のない項目抜粋）＞

- ❑ 社会主義の近代化に向けた知財制度の構築
(アルゴリズム、ビジネス方法、AIによる産出物の知財保護規則の整備の検討など)
- ❑ 国際的に一流のビジネス環境を支える知財保護体系の構築
(民事、刑事、行政事件の「三位一体」裁判メカニズムを深く推進、知的財産信用監督管理体系の構築、海外知財紛争対応指導センターの構築など)
- ❑ 革新的発展を奨励する知財市場運営体制の構築
(専利ナビゲーションの応用を大々的に推進、知財サービス業の格付分類評価を展開、無形資産評価制度の整備、知財権金融の穏当で着実な発展など)
- ❑ 公衆の便宜を図る知財公共サービス体系の構築
(インテリジェント化した専利・商標審査管理システムの構築、ワンストップ式サービスの提供、知財情報データの標準化、知財情報公共サービスと市場化サービスの協調的発展など)
- ❑ 知財の質の高い発展を促進する人的・社会的環境の構築
(知財シンクタンクを発展させ理論と政策研究を深化、知財国際人材の育成強化など)
- ❑ 知財のグローバル・ガバナンスへの参加促進
(国際知財訴訟地として選好される、「一帯一路の国・地域」との情報・データ資源プロジェクトを推進し、これら国・地域に対して専利検索、審査、研修などの多様化したサービスを提供など)

2035年までの発展目標

- ❑ 知財の総合的競争力を世界トップレベルに
- ❑ 知財でイノベーション、創業を促進
- ❑ 社会全体の知財に関する文化的な自覚の基本形成
- ❑ 知財のグローバル・ガバナンスに参画する国際協力構造が全方位的に形成
- ❑ 中国の特色ある世界水準の知財強国が基本的に完成

【政策】 一帯一路における知財分野の協力

- ◆ 2013年の「一帯一路」共同建設の提唱以降、共同建設国との知的財産分野における協力を深化。
- ◆ 2024年の「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議には、**57**の共同建設国・地域の知的財産機関、国際機関、地域機関が参加し、**知的財産協力プロジェクトに合意**。

知的財産協力プロジェクト

- ・ 特許・商標・地理的表示・著作権をカバーし、実務協力、価値向上、能力構築、ユーザーサービス及び民間交流の5つの側面で協力。
- ・ 具体的には、**特許審査迅速化のためのパイロットプログラム**、グリーン特許技術の普及促進、**知的財産人材育成**、**参加国のユーザーに対する中国における知的財産保護に関する指導**、特許代理機関サービス連携等、約20項目の協力事項について合意。

協力成果（2024年9月時点）

知的財産協力協定 2017年に**中国とWIPOの「一帯一路」知的財産分野の協力強化に関する協定**を締結。また、CNIPAは、これまでに**57の共同建設国**と知的財産協力協定を締結済み。

人材育成 共同建設国向けに50回以上の研修を開催し、**累計1300人以上の知財従事者を育成**。・10か国以上の国や国際機関に専門家を派遣して、交流・研修を実施。**50か国以上から230名の研修生を「一帯一路」知的財産修士学位教育プログラム**に受入れ。

その他 **カンボジア**における中国発明特許の直接登録発効。**ラオス**における中国の発明審査結果の承認。18の共同建設国・地域とPPH協力を実施。10の共同建設国におけるPCT出願のISA/IPEA。

「一帯一路」特許審査加速化試行プロジェクト（2025年1月より開始）

共同建設国で特許可能と判断された発明について、中国でファミリー出願の早期審査を提供。現在、トルコが参加。

【政策】 “十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）

- ◆ 2021年10月28日、国務院は、「第十四次五カ年計画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」を公表した。
- ◆ 本計画は、中期目標である「第十四次五カ年計画（2021年～2025年）」の知財特化版であり、2016年12月に作成された「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画（2016年～2020年）」の更新版となる。
- ◆ **知財十四五の5つの重点任务：**①知的財産権保護を全面的に強化し、全社会のイノベーション活力を奮い立たせる、②知的財産権の移転・転化の効果を向上させ、実体経済のイノベーション発展を支える、③イノベーションを促進し、国民により良い利益をもたらすために、ユーザーフレンドリーな知的財産権サービス体系を構築する、④知的財産権の国際協力の推進、サービス解放型の経済発展、⑤知的財産権の権利者の人材と文化の建設を推進し、事業発展の基礎を固める

「十四五」期間の知的財産権発展に関する8つの主要指標

	2020年 (基礎値)	2023年 (実績値)	2024年 (実績値)	2025年 (実績値)	2025年 (目標値)
1.人口1万人当たりの高価値発明特許の保有件数(件)-①	6.3	11.8	14	16	12
2.海外発明特許授権量(万件)	4	5.3	—	—	9
3.知的財産権担保融資の登記額(億元) -②	2180	8540	—	—	3200
4.知的財産権使用料の年間輸出入総額(億元)	3194.4	3765	3987.1	3828.7 (※)	3500
5.特許集約型産業の付加価値のGDPに占める割合(%) -③	11.6	13.04	—	13.38	13.0
6.著作権産業の付加価値のGDPに占める割合(%) -④	7.39	7.44	—	—	7.5
7.知的財産権保護に対する社会満足度(分)	80.05	82.04	82.36	82.81	82
8.知的財産権民事第一審案件服判息訴率(%) -⑤	—	91.9	90%	—	85

注:

①「高価値発明特許」とは、下記のいずれかの条件に適合する有効な発明特許を指す:

- 1.戦略的新興産業に該当する
- 2.海外にファミリー特許権を有する
- 3.維持期間が10年を超える
- 4.比較的高い質権設定融資金額を有する
- 5.国家科学技術賞、中国特許賞を獲得

②「知的財産権担保融資の登記額」とは国家知識産権局が登録した知的財産権担保融資の登記額を指す。

③④は前年の値である。

⑤「服判息訴率」は、判決に従い更なる訴えをしないことを意味し、第一審案件に対して上訴しない割合を指標化したものと考えられる。

※ データは、2025年1月～11月のもの

【政策】 専利及び商標審査に関する十四次五カ年計画（2021～2025年）

- ◆ 2022年1月20日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「専利及び商標の審査に関する『第14次五カ年』計画」を公表。
- ◆ 本計画は、「知財十四五」等に基づいて策定された**第14次五カ年計画期間（2021～2025年）における専利・商標審査業務に関する中期計画**として、2025年までの発展目標や主要な目標達成指標、CNIPAの主要任務等を示している。

主要な指標

	2020年 (基礎値)	2024年 (実績値)	2025年 (予測値)
特許審査周期（※1）	20 か月	15.5か月	15 か月
専利無効審判請求結審周期	6 か月	5.9か月	6 か月
専利審査の質に対する利用者満足度指数	85.4	86.8	85 以上
特許審査終了の正確率（※2）	92.2%	95.2%	95%
一般的な状況での商標登録周期（※3）	8 か月	7か月	7 か月
商標譲渡の第一次審査周期	2 か月	—	1 か月
商標変更と更新の第一次審査周期	1 か月	—	15 日
商標異議申立案件の審査周期	14 か月	10か月	10 か月
商標拒絶審査不服審判案件の審理周期	6 か月	6.5か月	5.5 か月
商標無効審判請求の審理周期	10 か月	—	10 か月
商標登録実体審査の合格率（※4）	95%	97%	97%

2025年までの発展目標

2025年までに専利・商標の審査業務が担うべき役割として、「新分野・新業態の発展に伴う需要に迅速かつ効果的に対応し、出願件数の合理的な増加に対する指導的な役割を効果的に発揮し、イノベーションに対する促進作用をさらに際立たせること」を挙げ、発展のための目標として以下を掲げている。

- ① 出願件数を合理的に増加させつつ、出願の質を持続的に好転させる
- ② 審査の質を着実に高め、審査の効率を絶えず高める
- ③ 審査サービスをさらに最適化し、基礎的な保障を絶えず強化する
- ④ 審査業務の国際協力を絶えず深化させる

※1：特許出願の実体審査の発効日から初回の権利付与決定の日までに要する平均審査期間

※2：抽出検査を行った発明終了案件のうち、終了が正確であった案件の割合が、抽出検査を行った案件の総数に占める割合

※3：一般的な状況に符合する商標登録出願について、商標登録出願日から商標登録公告日まで。一般的な状況とは、商標登録出願の手続きが整い、受理後に審査を経て法に基づき直接予備的査定公告又は拒絶がなされ、かつ拒絶審査不服審判、異議申立審査などの後続手続きのない場合をいう

※4：抽出検査で合格した商標案件の総数が、抽出検査を行った商標案件の総数に占める割合

【政策】 第15次五カ年計画（2026～2030年）における知財政策の位置づけ

- ◆ 「第15次五カ年計画（2026～2030年）」は、全体18編62章からなり、第1編に指導方針及び主要目標（20項目）が挙げられ、第2編以降に各政策項目が挙げられている。
- ◆ 第15次五カ年計画では、現代的な産業体系の構築と実体経済の基盤の強化拡大（第2編）、科学技術における自立・自強の加速と新質生産力（第3編）等の中で知財政策について言及。

第15次五カ年計画における「知財」に関する言及

- ・ 新興分野の知的財産保護制度を整備し、知的財産公共サービス体系と技術取引サービスプラットフォームネットワークを健全化し、新産業標準化先導プロジェクトを実施する。
- ・ 知的財産の全プロセスにわたる保護を強化し、特許・商標審査政策を最適化し、特許のオープンライセンス制度を全面的に実施する。
- ・ 知的財産の保護と活用を強化し、重点分野における営業秘密保護に関するガイドラインを策定する。
- ・ 国際ルールと整合した知的財産権保護メカニズムを整備し、商標保護範囲の拡大を模索するとともに、著作権保護メカニズムを最適化し、知的財産権紛争の解決手段を拡充する。
- ・ 専門サービス機関による海外サービスネットワークの拡大を支援し、対外知的財産権保護体制を整備する。
- ・ データ所有権、流通・活用、収益分配、セキュリティ管理など、データ要素に関する基礎制度を整備・確立する。データ所有権に関する構造的分離制度を整備し、全国統一のデータ所有権登記体系を構築する。

十五五の主要目標（イノベーション関係）

指標	2025年 (基礎値)	2030年 (目標値)	年平均／累計	属性
4.研究開発投資の成長率 (%)	9.1	—	年平均7%以上	期待性
5.人口1万人当たりの高価値 発明特許所有件数	16	22以上	—	期待性
6.デジタル産業の対GDP比	10.5 (※)	12.5	—	期待性

(※)2024年の値

(出所) 中国政府HPよりJETRO作成 (https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202603/content_7062633.htm)

1. 中国の基礎情報
2. 中国知財制度の概要と統計情報
- 3. 中国の知財施策**
 - ・中長期計画
 - ・イノベーションと知財活用の促進**
 - ・標準必須特許
 - ・権利侵害・悪意の事業者への対応
 - ・その他

【統計】 中国のイノベーション活動

- ◆ 2025年9月発表のWIPOのイノベーション・クラスター・ランキングで「深セン市・香港・広州市」が首位に。
- ◆ 論文数、VC投資額では、「北京」と「上海・蘇州」もそれぞれ「東京・横浜」を上回る。

Cluster name	Rank	Economy	PCT applications	Scientific publications	Venture Capital Deals	Share of global PCT applications	Share of global scientific publications	Share of global venture capital deals	Total	Previous rank (a)	Rank change (a)	Rank old methodology (b)
Shenzhen-Hong Kong-Guangzhou	1	CN / HK	117,542.00	193,635.00	6,916.00	8.97	2.36	2.94	14.28	1.00	0.00	2.00
Tokyo-Yokohama	2	JP	135,129.00	115,773.00	5,154.00	10.32	1.41	2.19	13.92	2.00	0.00	1.00
San Jose-San Francisco	3	US	50,812.60	56,510.30	16,296.00	3.88	0.69	6.93	11.50	3.00	0.00	6.00
Beijing	4	CN	49,792.30	331,874.00	6,727.00	3.80	4.05	2.86	10.71	4.00	0.00	3.00
Seoul	5	KR	71,318.00	142,509.00	7,376.00	5.45	1.74	3.14	10.32	5.00	0.00	4.00
Shanghai-Suzhou	6	CN	42,818.90	206,292.00	8,705.00	3.27	2.52	3.70	9.49	6.00	0.00	5.00
New York City	7	US	13,705.10	74,832.80	11,283.00	1.05	0.91	4.80	6.76	7.00	0.00	12.00
London	8	GB	6,981.28	57,151.70	10,411.00	0.53	0.70	4.43	5.66	8.00	0.00	22.00
Boston-Cambridge	9	US	19,332.60	75,168.10	4,592.00	1.48	0.92	1.95	4.35	9.00	0.00	8.00
Los Angeles	10	US	11,832.10	42,946.10	5,891.00	0.90	0.52	2.50	3.93	10.00	0.00	18.00
Osaka-Kobe-Kyoto	11	JP	38,306.50	52,226.80	546.00	2.92	0.64	0.23	3.79	11.00	0.00	7.00
Paris	12	FR	16,328.10	60,680.00	4,085.00	1.25	0.74	1.74	3.72	12.00	0.00	11.00
Hangzhou	13	CN	11,128.00	81,181.10	2,804.00	0.85	0.99	1.19	3.03	13.00	0.00	14.00
San Diego	14	US	26,713.20	19,862.50	1,705.00	2.04	0.24	0.72	3.01	14.00	0.00	10.00
Nanjing	15	CN	8,241.81	136,094.00	1,266.00	0.63	1.66	0.54	2.83	15.00	0.00	9.00
Singapore	16	SG / MY	5,410.18	34,675.50	4,033.00	0.41	0.42	1.71	2.55	16.00	0.00	35.00
Washington-Baltimore	17	US	6,263.57	71,366.70	2,152.00	0.48	0.87	0.91	2.26	17.00	0.00	19.00
Wuhan	18	CN	7,526.27	111,269.00	681.00	0.57	1.36	0.29	2.22	19.00	1.00	13.00
Tel Aviv-Jerusalem	19	IL	7,160.04	25,232.50	2,974.00	0.55	0.31	1.26	2.12	18.00	-1.00	34.00
Seattle	20	US	10,883.70	19,386.10	2,084.00	0.83	0.24	0.89	1.95	20.00	0.00	24.00

(出所) WIPO「Global Innovation Index 2025. Cluster chapter.」

【統計】

2035年に向けた中国のイノベーション動向

- ◆ エネルギー、情報、ヘルスケア等の「未来産業」を2035年に向けて育成。2027年には一部で世界をリードする。
- ◆ 「人工知能+」による生産力向上と産業構造の高度化を進め、2035年にはスマート経済・社会に全面移行。

分野	概要
製造	スマート製造、バイオ製造、レーザー製造、スマートセンシング、工業分野の『メタバース』など
情報	次世代移動通信技術、衛星インターネット、量子情報などの技術の産業化応用と量子コンピューティング技術のブレークスルー、大規模言語モデル（LLM）など
材料	非鉄金属や化学工業などの先端基礎材料のアップグレード、高性能炭素繊維、先端半導体などコア戦略材料、超電導材料など
エネルギー	原子力エネルギー、核融合、水素エネルギー、バイオマスなどの重点分野に焦点。収集・貯蔵・輸送・応用が一体となった新たなエネルギー設備システム、新型結晶シリコンや薄膜などの高効率太陽電池、新型エネルギー貯蔵など
空間	宇宙探査設備、深海作業設備、地球深部の資源探査・採掘設備の研究開発およびイノベーション応用
ヘルスケア	細胞・DNA技術、合成生物など先端技術の産業化を加速、5G・6G、『メタバース』、AIなど新興技術を活用した新しい医療サービスの発展。デジタルツインやブレイン・マシン・インターフェース（BMI）などの先進技術を利用した先端医療設備およびヘルスケア。

（出所）2024年1月「未来産業の革新的発展の推進に関する実施意見」

分野	概要
人工知能+科学技術	AI駆動の新型科研モデル構築、科学大モデル開発、基盤施設のスマート化、異分野融合、AIによる哲学・社会科学研究方法革新。
人工知能+産業発展	産業全要素のスマート化、AI企業育成、製造業・農業・サービス業の高度化、AIと工業インターネット融合、スマート農機・ロボット普及。
人工知能+高付加価値サービス	スマートサービス業態拡大、AIスマート端末（車、家電、ウェアラブル）普及、AIとメタバース、低空経済、ブレインマシンインターフェース。
人工知能+民生福祉	AIによる教育革新（個別学習、スマート教師）、医療・健康管理の高度化、文化創作支援、AIによる高齢者・障害者支援。
人工知能+政治能力	都市インフラのスマート化、AIによる政務サービス、社会実験推進、都市運営の知能化、農村へのAI普及。
人工知能+国際協力	AIを国際公共財として位置付け、技術普及・成果共有、グローバルAIガバナンス構築、国際協力強化。

（出所）2025年9月「人工知能+行動の実施徹底に関する意見」

【政策】 知財活用とイノベーションの促進

- ◆ 2023年10月、国務院弁公庁が、「**専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）**」を公表、専利の質向上と、イノベーション成果の生産力化を国家的に推進。
- ◆ 2026年3月、全目標達成を公表。イノベーションと経済発展を支える長期的・常態的メカニズムへと移行。

一、全体要求

- ✓ **高価値専利の産業化を促進**する。
- ✓ 大学や科学研究機関の専利の産業化率を大幅に上昇させ、専利を含む技術契約高を全国で8000億元に到達させる。
- ✓ ハードテクノロジーに重点を置き、専利を使いこなす多くの企業が成長・拡大し、重点産業分野における知的財産権の競争優位が加速され、届出認定された専利集約型製品の生産額が1兆元を突破する。

二、専利産業化を強力に推進し、専利価値の実現を加速する。

- （一）大学と科学研究機関の既存専利を整理・活性化
- （二）専利の産業化を通じて中小企業の成長を促進
- （三）重点産業における知財権のチェーン強化・高効率化の推進

（四）専利集約型製品の育成と普及

三、転化の主な障害を取り除き、内発的動機の利用を刺激する。

- （五）大学と科学研究機関における専利転化のインセンティブ強化
- （六）**専利の質を高め、専利専門化を促進する政策方向の強化**^{（注）}
- （七）転化運用を促進するための知的財産権保護の強化

四、知的財産権の要素市場を育成し、良好なサービスエコシステムを構築する。

- （八）高水準の知的財産権市場システムの構築
- （九）**知的財産権に対する多様な金融支援の促進**
- （十）**専利転化運用のサービスチェーンの改善**
- （十一）知的財産権要素の国際流通の円滑化

五、組織保障の強化と良好な環境づくり。

- （十二）組織実施の強化
- （十三）パフォーマンス評価の強化
- （十四）投資保障の強化
- （十五）良好な環境の構築

（注）専利に関する評価において、各地域・関連部門は、専利の質と転化運用の方向性を強調し、専利出願件数に関する拘束力のある指標の設定を避け、財政援助・奨励政策は単純に専利件数と連動させてはならない

（出所）国務院弁公庁「専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）」を基にジェトロ作成

- 資金面の支援（出願支援から知財の転化・活用支援へ）
- 専利導航と知財マネジメントの普及・啓発
- 知財金融（知財保険、知財担保融資、知財証券化）
- 専利ライセンスデータの公表
- 専利開放許諾制度（中国版ライセンス・オブ・ライト）
- データの知的財産権としての保護
- 専利製品届出認定制度
- 知財活用のための各種プラットフォーム設立

【政策】 資金面の支援の一例（出願支援から知財の転化・活用支援へ）

上海市知的財産権特別基金管理弁法（2025年2月21日施行）

- ・ 知的財産権創造：PCT経由で外国で取得した特許について、審査料・登録料等の公的手数料の50%を最大2万元資金援助（2025年12月31日まで）
- ・ 知的財産権保護：国家又は市の知的財産権当局が認定・評価した保護プロジェクトについて、最大80又は20万元の資金援助。市の特許、商標、地理的表示の国内外権利保護プロジェクトについて、最大50万元の資金援助。
- ・ 知的財産権転化運用：高価値專利育成プロジェクト、中小企業の專利産業化プロジェクト、知的財産権転化運用プロジェクト、專利導航プロジェクト等について、最大50万元の資金援助
- ・ 知的財産権公共サービス：国家又は市の知的財産権当局が認定・評価した知的財産情報公共サービス機関の設立について、最大25万元の資金援助

深圳市市場管理局 知識産権分野の特別資金運用規定（2024年2月10日改正施行）

- ・ 高価値な專利育成奨励プロジェクトについて、最大50万元の資金援助
- ・ 「知財マネジメント・ガイドス（ISO56005）」の審査・認定費用について、10万元の資金援助
- ・ **各賞の受賞：中国專利賞金賞200万元、銀賞50万元、優秀賞20万元、深圳專利賞30万元、中国商標金賞100万元**
- ・ 深圳で知財優勢のある企業等について、50万元の資金援助、深圳商標・ブランド育成について、20万元の資金援助
- ・ 知財連盟について、最大50万元の資金援助
- ・ **中小企業が專利譲渡・ライセンス契約により大学・研究所の專利技術を取得する場合の支払額の5%以下の資金援助**
- ・ **專利転化活動について、最大20万元の資金援助**
- ・ **專利導航プロジェクトについて、最大50万元の資金援助**
- ・ **知財証券について、融資額の3.5%以下の資金援助**
- ・ 知財の重大な特別支援について、最大200万元の資金援助
- ・ 知財紛争支援：国内＝最大50万元、外国＝最大200万元の資金援助
- ・ 專利代理士資格取得・1年以上の継続的勤務について、最大5万元の資金援助

【政策】 専利導航（中国版IPランドスケープ）

- ✓ 2013年頃から提唱。特許情報の分析を、研究開発投資、事業選択、提携・投資判断等に活用する取組。
- ✓ 国家標準「専利導航指南」により、企業経営、産業計画、研究開発等の場面ごとに**分析手法と活用プロセスを体系化**。
- ✓ 特許事務所等の分析結果が、地方知財局による重点産業や企業支援施策の設計、企業の経営判断などに活用されている。

2020年11月 国家標準(推薦制)「専利導航指南」公布 (GB/T 39551—2020)

特許情報をR&Dだけでなく企業経営（投資対象評価や上場準備、共同開発）や人材管理、地域・産業計画に応用するための指南

2021年7月 専利導航業務強化の通知

コア技術や産業とのマッチング・プロジェクト実施、サービス拠点構築、国家標準の実施推進、人材育成等定

2023年2月 国家専利導航総合サービスプラットフォーム運用開始

専利導航の手法・成果を全国的に共有・活用する基盤を整備。

2023年2月 専利導航工程実施評価方案の通知

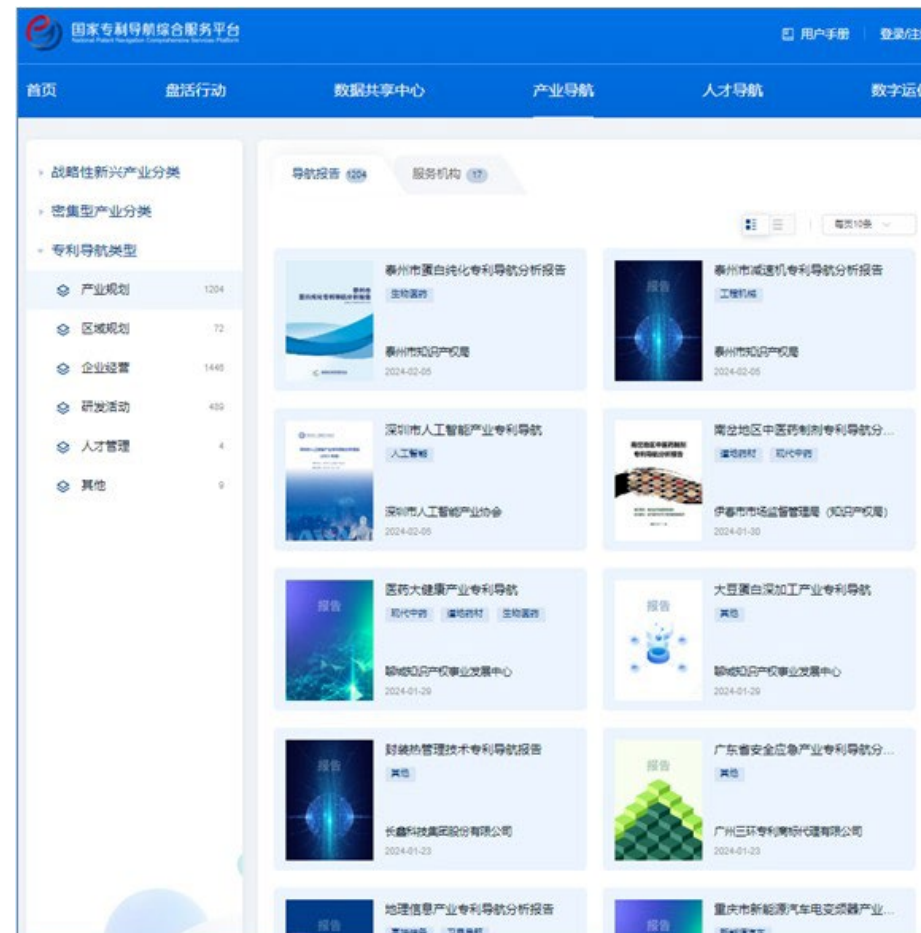
ナビゲーション業務の成果を評価・改善する枠組みを導入。

2026年3月 「知識財産情報分析利用指南」を公表

経営者が知的財産情報の分析結果を経営判断に活用するためのプロセスと活用モデルを体系的に示す。

専利導航を「分析手法」から「経営判断スキーム」に位置づけ。

国家専利導航総合サービスプラットフォーム



政府予算で実施された専利導航プロジェクトの成果を、**公共インフラとして全国的に集約・公開**。
行政、企業、研究機関が成果を**再利用**できる

<https://www.patentnavi.org.cn/home/>

- ◆ 知財マネジメントの普及・啓発にも注力。專利導航の成果を企業内部の管理体制・業務プロセスに反映。
- ◆ 特許分析を一過性で終わらせず、経営判断に継続的に結び付ける仕組みづくりを進めている。

イノベーションマネジメントー知財マネジメント・ガイダンス（ISO56005）

- ✓ 中国が提案・主導した知財マネジメントの国際標準、2020年11月
- ✓ 効率的な知財マネジメントを、①イノベーションのプロセスを支持する鍵であり、②組織の成長と保護に不可欠な要素であり、③競争力のエンジンでもあると位置づける。

企業知財コンプライアンス管理体系要件（GB/T29490-2023）

- ✓ 中国国家標準(推薦性)、2024年1月1日施行
- ✓ 法的な強制力はないが、政府の支援・モデル認定・政策評価を受ける際には参照とされる

さらに、業種別・地域別に補完的なガイドラインの制定も進められている。

- 企業知財保護指南（CNIPA,2022年4月）、企業知財管理規範（北京市地方標準,2021年7月）
- 企業知財コンプラ標準手引（CAICT,上海市浦東新区人民検察院,2021年12月）
- 企業知財国際コンプラ管理規範（広東省地方標準,2022年4月）
- 馳名商標ブランド評価規範（中華商標協会,2022年12月） など

知財に係る侵害賠償や、権利保護費用など、企業の知的財産リスクに対して補償を行う保険。

近年では、知財評価や融資、証券化に関与する保険会社・評価機関等を対象とした職業賠償責任保険も組み合わせられ、知財金融全体のリスク分担と信頼性向上を支えている。

- ✓ 2012年頃から徐々に拡大
- ✓ 2014年6月末までに、全国30の省・市・県が、專利保険に関する指導的意見や補助金政策を発表
- ✓ 2022年9月時点で、**全国22以上の省、99以上の地方自治体が知財保険事業を開始**
- ✓ 2026年2月 科技部・国家金融監督管理総局・工信部・CNIPAが「**科技保険の高品質発展を加速する意見**」を共同発表
- 従来型の知財保険に加え、重点産業領域等を対象として、**研究開発費用損失保険、技術成果転換費用損失保険、海外特許レイアウト費用損失保険**など、イノベーションの全ライフサイクルを対象とした**包括的な「科学技術保険」体系**の高度化を通じて、**イノベーション活動のリスク分散と促進**を図る。

北京市の例

- 北京市地方金融監督局など7つの部門と共同で、2020年から3年間の知財保険パイロットプロジェクトを実施（專利權行使保險、專利權侵害損失保險、又は、それらの組み合わせ商品の保険料に対して補助金）
- 試行後2年間で、312社の中小・零細企業等が、20余りの重点産業に関する3,366件の專利について保険を付保、計3,800万人民元の保険費用の補助金を獲得、保険金額は33億人民元に到達

上海市の例

- 2014年から知財保険に関する試験プロジェクトを開始（保険会社が企業の資金調達ニーズに合わせて、知財權の価値評価・担保登録・保険保証サービスを提供し、不良債權リスクを負担して担保に入れた知財權の処分を担当）

浙江省の例

- 知財保険イノベーションセンターや知財保険プラットフォームを設立
- PCT・ハーグ・マドリッド等の国際出願を対象とし、出願費用の補填や侵害損失・侵害責任等のリスク保護の全チェーンをカバーする知財保険商品を提供

広東省の例

- 広東開発区において知財權侵害に対する海外賠償責任保険を導入

【政策】 知財×金融 知財担保融資のエコシステム

- ✓ 銀行と企業の二者間取引から、価値評価機関、保険会社、地方政府を巻き込んだエコシステム型モデルへ転換
- ✓ 専門家による知財価値評価、保険会社や地方政府によるリスク補償、さらに「信用中国」を通じた知財質権・融資実績等の信用情報の形成・共有により、貸付リスクを低減
- ✓ 北京、上海、江蘇、浙江、広東等は知財金融エコシステムの総合的なパイロット業務を開始（2025年3月）知財を対象とする融資の拡大が積極的に推進されている

知財価値評価の困難性を踏まえ、
「**穏当に**着実に（穏妥）」知財金融を進めている
国家標準(推薦制)「**專利評価手引**」を制定
(GB/T 42748-2023)（2023年9月1日施行）
➤ 国家金融監督管理総局とCNIPAが共同で
銀行における融資評価の試行作業を指導

広東省の例

- ✓ 「政府（リスク補償基金）、銀行、保険会社、評価会社」で、**融資回収不能時の損失を分担**
（例）広東省中山市(2021年) 銀行44%：保険36%：評価機関16%：政府4%、

浙江省の例

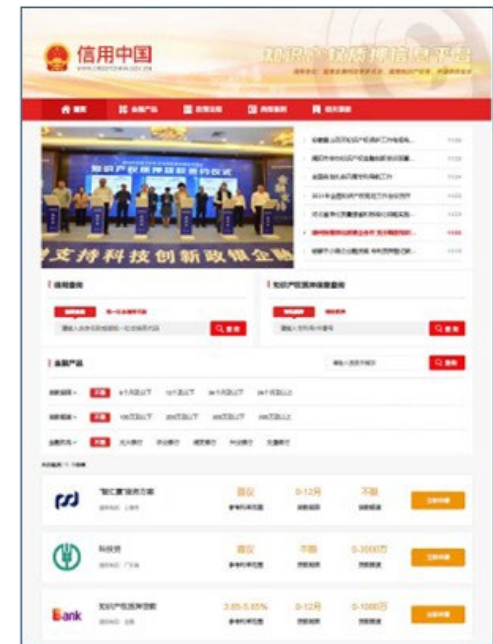
- ✓ **データ資産**に対する初の担保融資（2021年9月）
- ✓ 浙江省製品・工程標準化協会が団体標準「データ知財担保融資サービス規程」発表（2022年3月）

上海市の例

- ✓ 「上海市、南京市、杭州市、合肥市、嘉興市における科学技術イノベーション金融改革試験区建設全体計画」（2022年11月）
- ✓ 浦東新区において**知的財産権を対象としたファイナンス・リース**を正式に認可（2023年10月）

北京市の例

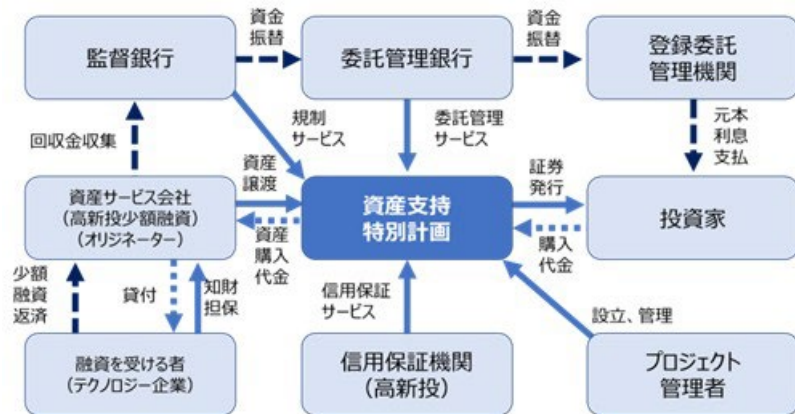
- ✓ **信用情報や、知財の活用実績から「ホワイトリスト」を構築**。融資額は約34億元（2022年11月）



「信用中国」内の
知財質権プラットフォーム
<https://zscq.creditchina.gov.cn/>

【政策】 知財×金融 知財証券

- ✓ 知財権が将来生み出す収入（ライセンス料等）を基礎として証券を発行し、資本市場で資金調達を行う仕組み。
- ✓ 複数の中小企業（スタートアップ）への知財担保融資を、融資機関が束ねて証券化し、資金調達を行うモデルも存在する（右図参照）。
- ✓ 2018年以来、証券取引所債券市場は、パイロットプロジェクトを推進
2023年12月末時点で、累計150種、総額333億4200元の知財証券化商品が発行（上海・深セン証券取引所が中心）



設立年月	市場	プロジェクト名	権利	発行額
2018年12月	上	奇芸世紀知財権サプライチェーン金融ABS	著作権	4.7億元
2018年12月	深	第一創業-文科租賃1期ABS	商標権等	7.33億元
2019年9月	深	興業円融-広州開発区専利許可ABS	専利権	3.01億元
2019年11月	深	平安証券-高新投知財権1-10号ABS (その後、深圳の福田区・宝安区・龍崗区それぞれと平安証券・高新投のABSも発行)	専利権	1期1.24億元
2019年12月	上	浦東科創1-2期知財権ABS	専利権	1期1.05億元
2020年3月	深	南山区-中山証券-高新投知財権1-3期ABS(防疫,5G)	専利権	9.75億元
2020年7月	深	坪山区-南方中心-長江1-10期知財権ABS(生物医薬)	専利権	1期1億元
2020年8月	深	中信証券-広州開発区新一代情報技術専利許可ABS	専利権	2.31億元
2020年8月	深	粤開-広州開発区金控-生物医薬専利許可1-5期ABS	専利権	1期2.03億元
2020年10月	深	興業圓融-佛山耀達専利許可1-5期ABS	専利権	1期3.8億元
2020年12月	上	蘇州工業園区第1-10期知財ABS (生物・医療機器)	専利権	1期0.45億元

設立年月	市場	プロジェクト名	権利	発行額
2021年1月	深	業達智融-烟台開発区知財 (人力資本) ABS	専利権	3億元
2021年3月	深	東莞控股关于全资子公司儲架模式發行知財ABS	不明	不明
2021年3月	深	工銀科創-深圳担保集团-深圳科技創新企業知財1-5期ABS	専利権	1期1.51億元
2021年5月	上	蘇州高新区第1-5号知財ABS (医療機器)	専利権	1期3億元
2021年5月	-	首創-湖北租賃湖北省無形資産1-N期ABS	不明	不明
2021年6月	深	中技所-中関村担保-長江1-10期知財ABS	専利権	10億元
2021年9月	深	龍華区-万和証券-高新投知財1-5号ABS (デジタル経済) (その後、光明区と万和証券・高新投のABSも発行)	専利権	2.02億元
2021年10月	深	華泰-江北揚子1 期知財ABS (南京)	専利権	1期1億元
2021年11月	深	合肥興泰-国元証券-科技創新企業知財第1-5期ABS	専利権	1期1.5億元
2021年11月	深	西麗湖国際科教城 – 高新投知財ABS	専利権等	0.2億元
2021年11月	深	長城嘉信-国君-広州開発区科学城知財商標許可ABS	商標権	2.89億元

ABS：資産担保証券 (Asset Backed Security) 上記ABSの箇所には「資産支持専門計画」が入る

- ◆ 2021年6月施行の改正専利法において新設。地方試行を経て運用が拡大。解放許諾宣言（独占的ではないライセンス提供の用意があること）をし、実際にライセンスをしている期間は専利維持費が15%減免。
- ◆ 大学、研究開発機関、国有企業等を中心に活用が進み、2024年1月からは全国的に本格運用。

専利法（第50～52条）（2021年6月施行）

- ✓ 専利権者が専利権の**実施を許諾する意志を表明**し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門がそれを**公告し、開放許諾**とする（実用新案、意匠は、評価報告書の提供が義務）
- ✓ 開放許諾の「実施」期間中は、専利権者は専利維持費の**減免**を行うことを規定

専利法実施細則、専利審査指南（2024年1月施行）

- ✓ 開放許諾宣言には、専利番号・専利権者の氏名／名称・専利許諾使用料の支払方式及び基準・専利許諾期間等を明記する必要
- ✓ 専利維持費減免は、ライセンス契約締結をCNIPAへ申請した後に実現

専利開放許諾パイロットプロジェクト作業方案（2022/5/11）

- ✓ 暫定措置として無審査で登録受付。北京、広東等の一部地域で試行開始。

専利開放許諾の実施料の試算に関するガイドライン（試行）（2022/10/24）

- ✓ 専利開放許諾を表明する際の実施料について、参考基準として以下を提示
 - ① 専利が自を己実施されたことによって生じた収益
 - ② 過去に締結した一般ライセンス契約でのロイヤルティ
 - ③ 同一・類似の技術分野等での一般ライセンス契約の統計値 等

専利開放許諾制度実施の全面的推進に関する通知（2024/7/3）

- ✓ 開放許諾宣言は、「**専利業務処理システム**」を通じてオンライン提出
- ✓ 「**中国専利公開公報システム**」により、許諾契約届出等の情報を照会可能

専利料金政策の調整最適化に関する通知（2024/7/15）

- ✓ 専利維持費減免は、15%。

試行期間中の専利開放許諾の成果
（2021年-2023年末）

対象 : 5.9万件以上の専利

ライセンス総額 : 4.3億元

成立数 : 1.7万件以上のライセンス成約

プラットフォーム : 18サイト（北京等）

【政策】 専利ライセンス関連データの公表

- ◆ CNIPAは専利ライセンスに関連する統計データ（産業分野ごとの平均ライセンス期間や年平均ライセンス料等）を定期的に公表。（情報は国・地方レベルの知財取引・情報プラットフォームから収集）
- ◆ 知財取引における価値評価や価格決定、損害賠償額の算定の参考とすることを推奨している。

●2025年版（登録期間2024年1月1日～12月31日）

- ✓ 契約件数 : 27,076件 [11,473件増]
- ✓ 専利権 : 54,863件 [18,069件増]
(うち特許 : 実用新案 : 意匠 = 39.6% : 45.5% : 14.9% [5.7%減 : 0.8%増 : 4.9%増])
- ✓ 一契約当たりの平均専利権件数 : 2.0件 [0.4件増]
- ✓ ライセンス方式（括弧内の数字は全体に占める割合）
 - 定額（注1） : 7,415件（27.4%） [1,619件増（18.8%減）]
総額127.3億元 [25.2億元増] ,平均171.1万元 [5.1万元増] ,平均期間2.8年 [0.2年減]
 - 料率（注2） : 1,119件（4.1%） [32件増（2.9%減）] ,平均期間3.8年 [0.5年増]
 - 無償（注3） : 18,542件（68.5%） [10,176件増（14.9%増）]

[] 内は前年版からの変化。

（注1） 固定額の一括払い、分割払い又は金額換算可能な株式提供などでの支払い。権利譲渡は含まない。

（注2） 売上高や利益などに対する一定割合（レート）での支払い。

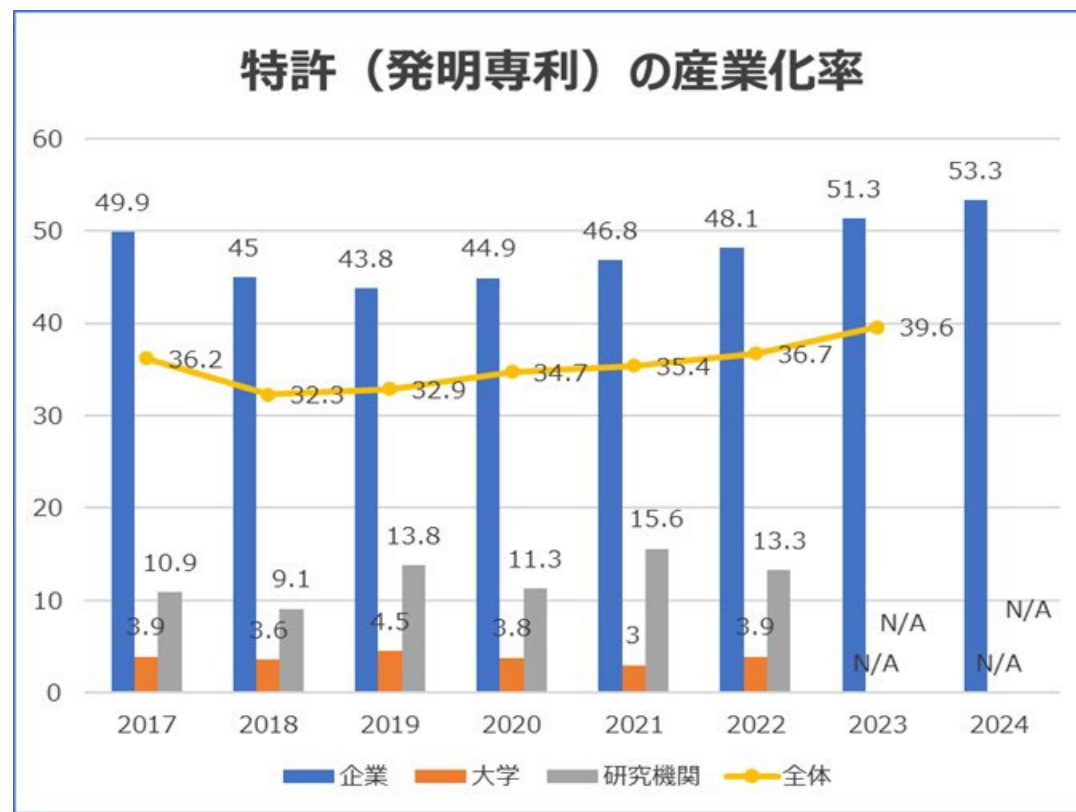
（注3） 例えば親会社→子会社のようなグループ内のライセンス契約と考えられる

（※） 中国では専利法実施細則第15条に基づき、ライセンス契約締結後、契約発効日から3か月以内にCNIPAに届け出る必要がある。

（出所） 国家知識産権局「2024年及び最近5年に届出された専利ライセンス契約関連実施料率データ」を基にジェトロ作成

【統計】 知財活用の動向 ～産業化率、技術契約～

- ◆ 専利の産業化率は、緩やかな上昇傾向。特許では3割超。
- ◆ 大学・研究機関の特許の産業化率は比較的低め。（大学・研究機関の保有特許率は全体の約25%）
- ◆ 技術契約額は、増加傾向。2024年、専利譲渡・ライセンス数は61.3万（前年比30%増）。うち大学・研究機関は7.6万（同比40%増）。



注：産業化率とは、製品の市場投入を通じて使用された専利数／所有している有効な専利数、の割合。アンケート調査による結果。

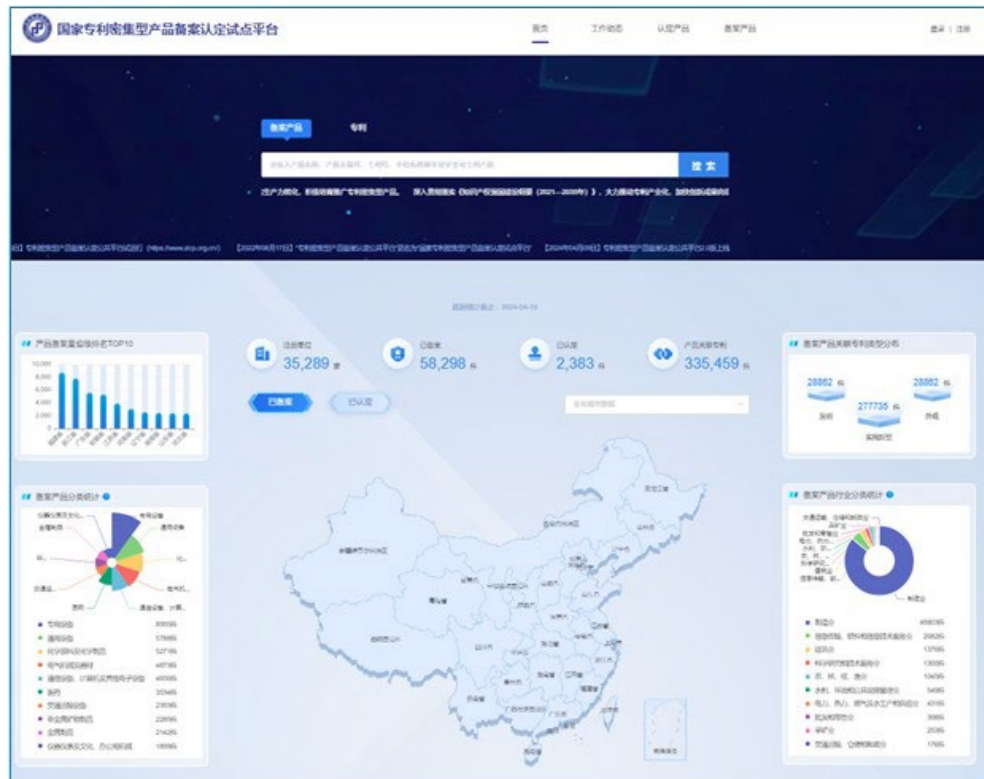
（出所）国家知識産権局「2024年中国専利調査報告」等を基にジェトロ作成



（出所）「全国技術市場統計年報」や国家統計局公表のデータを基にジェトロ作成

【政策】 専利製品届出認定制度

- ◆ 専利集約型産業の発展を促進するため、国家専利集約型製品届出認定試行プラットフォームにより実施。
- ◆ 認定された製品にはQRコードや認定証が付与され、製品購入時の参考情報にできる。
- ◆ 政府調達の入札参加条件や専利賞の受賞条件として活用することもできる。



国家専利集約型製品届出認定試行プラットフォーム

<https://www.zlcp.org.cn/>

知財強国綱要

- ✓ 専利集約型産業の育成を強化し、専利集約型産業調査体制を構築する

知財十四五計画

- ✓ 専利集約型産業を育成し、**専利集約型製品の認定業務を模索し**、地方による専利集約型産業の育成目録作成を指導し、専利集約型産業の付加価値の算定および発布メカニズムを整備し、専利集約型産業の育成に係る監視および評価を強化する

経緯

- ✓ 2021年9月 専利集約型製品届出認定公共プラットフォームβ版をリリース
- ✓ 2022年8月 国家専利集約型製品届出認定プラットフォームと改称
- ✓ 2022年11月 専利製品届出業務の実施に関する通知
- ✓ 2023年7月 専利集約型製品の認定に関する通知

2025年11月5日時点のプラットフォーム登録数 ※括弧内は同年3月17日時点の参考値

登録組織数：8.1万(6.6万)、登録製品数：18万(13万)、認定製品数：5.5千(4.6千)、専利件数：88万(65万)

【政策】 データの知的財産権としての保護

- ◆ データを知的財産権として登録し、保護することについて、検討・試行が進行中。
- ◆ 2025年10月時点で、登録証明の発行は4万件以上、取引と融資の総額は150億元近く。

知識産権強国建設綱要[2021年]

- ✓ データに関する知的財産権保護規則の確立を検討する。

知財十四五計画 [2021年]

- ✓ データの知的財産権の属性を掘り下げて検討し、データの知的財産権保護関連立法研究の実施を模索し、**データの知的財産権保護に関わる法令整備を促進**する。
- ✓ **データの知的財産権保護の業界規範の構築を促進し、データの生産、流通、利用、共有過程における知的財産権保護を強化**する。

十五五計画 [2026年]

- ✓ **データ所有権、流通・利用、収益分配、セキュリティガバナンス**を含む基本データ要素システムを構築・改善する
- ✓ **データ要素の価格決定メカニズムを確立**し、関係者全員の利益を考慮した**データ収益分配メカニズムを検討**する。
- ✓ データ分野の法令を整備し、データ収集、保管、流通、利用管理に関する規則を改善する。

- ✓ 深圳市、江蘇省、浙江省、北京市等で、「データ知的財産権登録弁法」を整備する等、データ知的財産権の登録を実施。
- ✓ 2025年10月時点で、**登録証明の発行は4万件以上、取引と融資の総額は150億元近く。**
- ✓ 2024年末時点で、データ知的財産権登録証明書の発行は、2.2万件。

2025年6月 反不正競争法改正

第13条第2項 事業者は、詐欺、脅迫、技術的管理措置の回避又は破壊等の不正な手段により、他の事業者が合法的に保有するデータを取得、使用して、他の事業者の合法的な権益を侵害し、市場の競争秩序を乱してはならない。

2025年8月 最高人民法院が「データ権利」に関する指導制案例を公表

- ・ データセットは「経営性利益」として保護され、無断盗用は不正競争に該当
- ・ 公表されているデータの収集・処理はデータ権を侵害するものではない

2026年4月 国家データ局「データ財産権登記工作指引」案の意見募集

- ・ データを「財産権」として登録・公示するための統一ルール案

2026年4月 世界データ機関が北京で発足

- ・ グローバルなデータ協力を「ルールに関する議論」から「標準の連携」「実用化」「包摂的な発展」へと共に推進していく

【政策】 知的財産権活用のためのプラットフォーム

- ◆ 知財取引や知財担保融資等の知財権活用をIT面で促進するためのプラットフォームが多く設立。
- ◆ 2023年9月時点で、特定の機能を有する国家知的財産権運営サービスプラットフォームが12か所。

	名称	運営単位	類型
1	国家知的財産権運営（北京）交易サービスプラットフォーム	中国技術交易所	交易サービス
2	国家知的財産権運営（上海）交易サービスプラットフォーム	上海技術交易所	
3	国家知的財産権運営（深圳）交易サービスプラットフォーム	深交所科技成果・知的財産権交易中心	
4	全国知的財産権担保情報プラットフォーム	国家公共信用情報中心	金融サービス
5	国家知的財産権保健総合サービス試行プラットフォーム	中国人民財産保険股份有限公司	
6	国家知的財産権運営（上海）国際サービスプラットフォーム	上海国際知的財産権運営管理有限公司	特色サービス
7	国家知的財産権運営（武漢）大学サービスプラットフォーム	中部知光技術移転有限公司、中国地質大学（武漢）	
8	国家知的財産権運営（陝西）先進技術転化プラットフォーム	陝西融盛知的財産権プラットフォーム有限公司	
9	国家知的財産権運営（長三角）先進技術転化プラットフォーム	先進技術成果長三角転化中心	
10	国家専利導航総合サービスプラットフォーム	中国専利保護協会	ツールサポート
11	国家専利集約型製品届出認定試行プラットフォーム	中国専利保護協会	
12	全国知識管理標準化技術委員会標準推進応用総合サービスプラットフォーム	北京国之合イノベーション及び知的財産権研究院	

知財強国綱要

- ✓ 規範的で秩序のある、活力に満ちた市場化運営体制を構築する。
- ✓ 知的財産権運営体系構築プロジェクトを実施し、**総合的知的財産権運営サービスハブプラットフォーム**を作り上げ、産業に焦点を当て、地域を牽引する運営プラットフォームを構築し、…（略）…。知的財産権金融を積極的かつ着実に発展させ、**知的財産権担保設定情報プラットフォーム**を整備し、…（略）…。

知財十四五

- ✓ 知的財産権運用サービス体系を改善する。重点産業分野および産業クラスター地区における知的財産権運営センターの設立を推進する。**総合的知的財産権運営サービスプラットフォーム**を育成して発展させ、サービスモデルを刷新し、知的財産権の実用化を促進する。
- ✓ 知的財産権金融を積極的かつ着実に発展させる。知的財産権の担保融資体系を改善し、知的財産権の担保融資リスク管理体制を整備し、担保物の処分体制を整備し、**知的財産権担保設定情報プラットフォーム**を構築する。

1. 中国の基礎情報

2. 中国知財制度の概要と統計情報

3. 中国の知財施策

- ・中長期計画
- ・イノベーションと知財活用の促進
- ・**標準必須特許**
- ・権利侵害・悪意の事業者への対応
- ・その他

【政策】 標準化活動の推進と、ガイドラインの整備

- ◆ 濫用の禁止など、適切な権利行使がされるためのガイドライン等の整備が進められる。
- ◆ 一方で、国際的な標準化活動への関与の強化も目指している。

2015年 知財権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定、**産業知的財産権連盟建設指南**

2017年 専利権侵害判定ガイドライン（北京高級法院）

2018年 標準化法改正・・・企業団体による団体標準の制定と公表を推奨

2018年 SEP紛争事件審理に関するガイドライン（試行）（広東高級法院）

2019年 知財権分野に関する独占禁止法 ガイドライン（國務院独禁委員会）

2021年 SEP禁訴令に関する最高人民法院の見解

2021年 専利法改正（専利権濫用の禁止を明文化）

2021年 5G＋産業SEP発展動向(工信部 中国信息通信研究院)

2021年 知的財産権強国建設綱要(中共中央・國務院)・・・知財のグローバルガバナンスへの参加の促進を6大項目の一つに

2021年 国家標準化発展綱要(中共中央・國務院)・・・国際標準策定への関与、中国標準・国際標準の互換性促進

2021年 消費家電領域における知財ライセンス・ガイドライン（中国電子視像行業協會 団体標準）

2022年 独占禁止法 改正（知財濫用規制の執行強化）

2022年 自動車業界標準必須特許ライセンス・ガイドライン（中国自動車工学会知的財産支部等 団体標準）

2023年 知財権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定 改正

2024年 5G標準必須特許及び標準提案に関する研究報告（2024年）(工信部 中国信息通信研究院)

2024年 標準必須特許の独占禁止ガイドライン（SEP濫用判断・FRAND・善意交渉を体系化）

●2021年寧波市中級人民法院 (2014)浙甬知初字第579号

・ 被告のネオジム磁石に関する「**必需特許**」のライセンス拒否が、市場支配的地位の濫用として独占禁止法違反と判示された事例（※二審では市場支配的地位を否定して一審判決を取消）

●2022年最高人民法院 (2020)最高法知民終1696号

・ 被告が「**推薦性標準**」で明記された橋梁構造の特許を警告後も無断実施したことを過失とし、差止と損害賠償を認めた事例

【政策】 知的財産権連盟・パテントプール構築の推進

- ◆ パテントプール構築等を行う「知的財産権連盟」の設立を推進（2018年1月時点で105連盟）
- ◆ 2022年12月に、中国移動、ファーウェイ、ZTE、OPPO、小米等の12社をメンバーとする「情報通信産業知的財産権連盟」が設立。2023年には、量子コンピュータ、バイオ医薬等の知財連盟も設立。

情報通信産業知的財産権連盟 5G産業知的財産権及びイノベーション発展提案書

1. オープン、包括的、ウィンウィンでバランスの取れた5G産業知的財産権環境を構築する
2. 公平、合理的、無差別を基礎とし、SEPライセンスの透明度、予見性、合理性を高める
3. 活発な対話と協力を奨励し、知的財産権交流プラットフォームを構築する（2022年12月）

5G知识产权和创新发展倡议书

5G应用已带动多个行业发生深刻变革，未来将渗透到更多领域，形成以用户为中心的全方位信息生态系统。为5G更好赋能千行百业，造福社会民生，倡议如下：

- 一、尊重创新，尊重知识产权，共同构建开放包容、合作共赢、平衡普惠的5G产业知识产权环境。
- 二、在公平、合理、无歧视的基础上，共同提高标准必要专利许可的透明度、可预测性和合理性。

三、鼓励积极对话和合作，共同构建知识产权交流平台。

倡议单位：

中国信息通信研究院	中国移动通信集团有限公司
中信科移动通信技术股份有限公司	中国卫星网络集团有限公司
华为技术有限公司	OPPO广东移动通信有限公司
荣耀终端有限公司	北京小米移动软件有限公司
TCL通讯科技控股有限公司	维沃移动通信有限公司
紫光展锐（上海）科技有限公司	中兴通讯股份有限公司

倡议日期：2022年12月

知財強国綱要

✓（言及なし）

知財十四五

✓ 産業の知的財産権の共同運用を促進する。…（略）…。デジタル経済、スマート製造、生命科学、新素材などの分野における産業知的財産権連盟構築、産業のパテントプール構築を推進する。

経緯

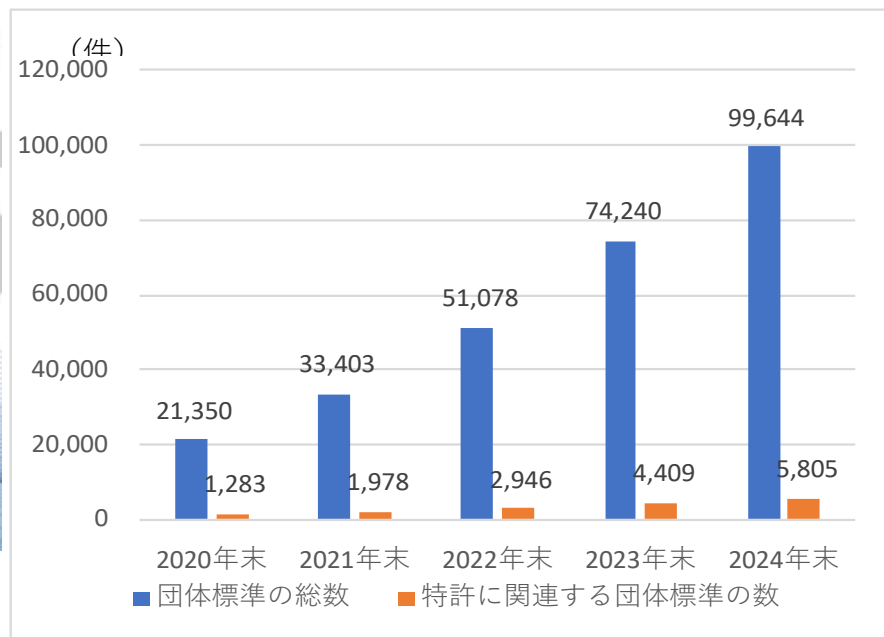
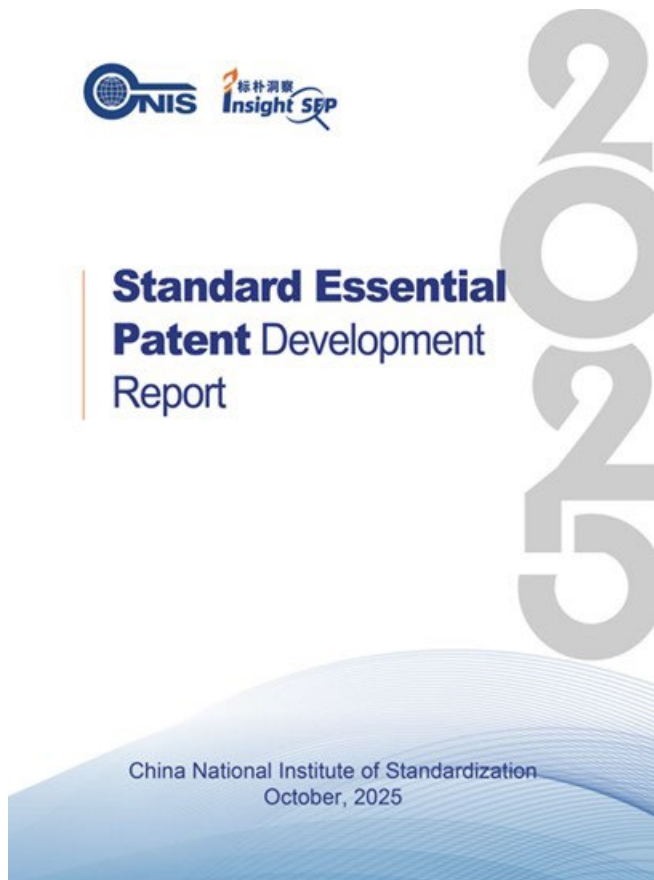
- ✓ 2015年4月 産業知的財産権連盟建設指南
- ✓ 2025年5月 パテントプールの構築と運営に関するガイドライン

出所 http://www.iprdaily.cn/news_32960.html

【政策】 標準必須特許報告書 2025

- ◆ 標準規格と特許を、「戦略的イノベーション資源」と位置付ける。
- ◆ 企業は標準化活動に積極的に参加し、標準と特許を連動させた戦略立案を行う必要があると強調。

企業や法律事務所等の標準必須特許に関わる関係者が、中国内外の標準必須特許の全体的な発展について知り、活用できるようにすることを目的とした報告書。標準規格と特許を「戦略的イノベーション資源」と位置付け、企業は国際標準化活動および国内標準化活動に積極的に参加し、標準と特許を連動させた戦略立案を行い、標準実施者とのライセンス交渉、調停や司法訴訟などによる紛争解決まで、一貫して取り組む必要があることを強調している。



(出所) 標準必須特許報告書2025

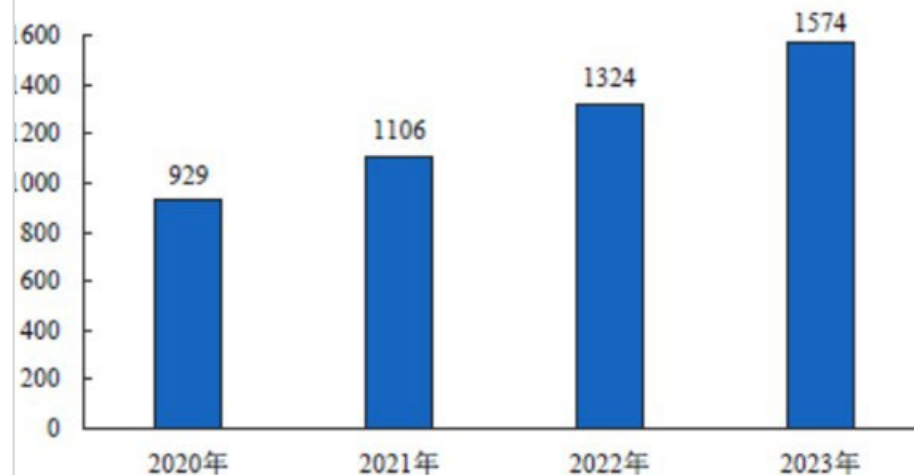


図 21 中国で提案・制定・発行された ISO と IEC の国際標準の累積数 (件)
(2020～2023 年)

(出所) 2024年知的財産権強国発展報告

ライセンス料率判断の管轄権紛争

確認訴訟・侵害訴訟において、ある国の裁判所が他国の特許権・市場に基づく（含む）ライセンス料率を訴訟で決定することができるか否かの争い。

禁訴令（ASI）

訴訟管轄権の衝突が発生した際、ある国の裁判所が、当事者間の他国での訴訟等の開始・継続・執行を禁止する命令。中国では行為保全（中国民事訴訟法第100条・101条）として実施。

2020年8月 最高法院、華為 vs Conversantで「禁訴令」判決。（後にこれを2020年10大典型事例に指定）

禁訴令を発した理由についての最高法院の公式見解

- ① フォーラム・ショッピングや悪意ある訴訟の防止・**国家の司法主権の保護、中国訴訟当事者への法的武器の付与**
- ② 国際紛争の**管轄権とルール・メイキングの主導権争い**
- ③ 法的根拠がある（中国民訴法第100条）

禁訴令公式見解と同時に発表された中国有識者論評

- ✓ 中国の**司法主権と中国の企業の法的権利を保護する唯一の方法**である。
- ✓ SEP紛争の管轄権を争うために**英国と米国で禁訴令制度が継続的に用いられている。**
- ✓ 禁訴令は、**国際的な並行訴訟に関与する当事者間の誠実な交渉を促進し、係争中の事項について早期に実質的な合意に達して紛争を解決することに役立つ。**

2020年9月 Xiaomi vs InterDigital（武漢中級人民法院）、同月 ZTE vs Conversant（深圳中級人民法院）、同年10月 OPPO vs Sharp（深圳中級人民法院）、同年12月 Samsung vs Ericsson（武漢中級人民法院）と、中国でSEPライセンス料に関する禁訴令が頻発。中国司法がグローバルなライセンス料を決定する判決も続く。

2022年2月 EUは**中国の禁訴令はTRIP協定違反とWTOに申立。**

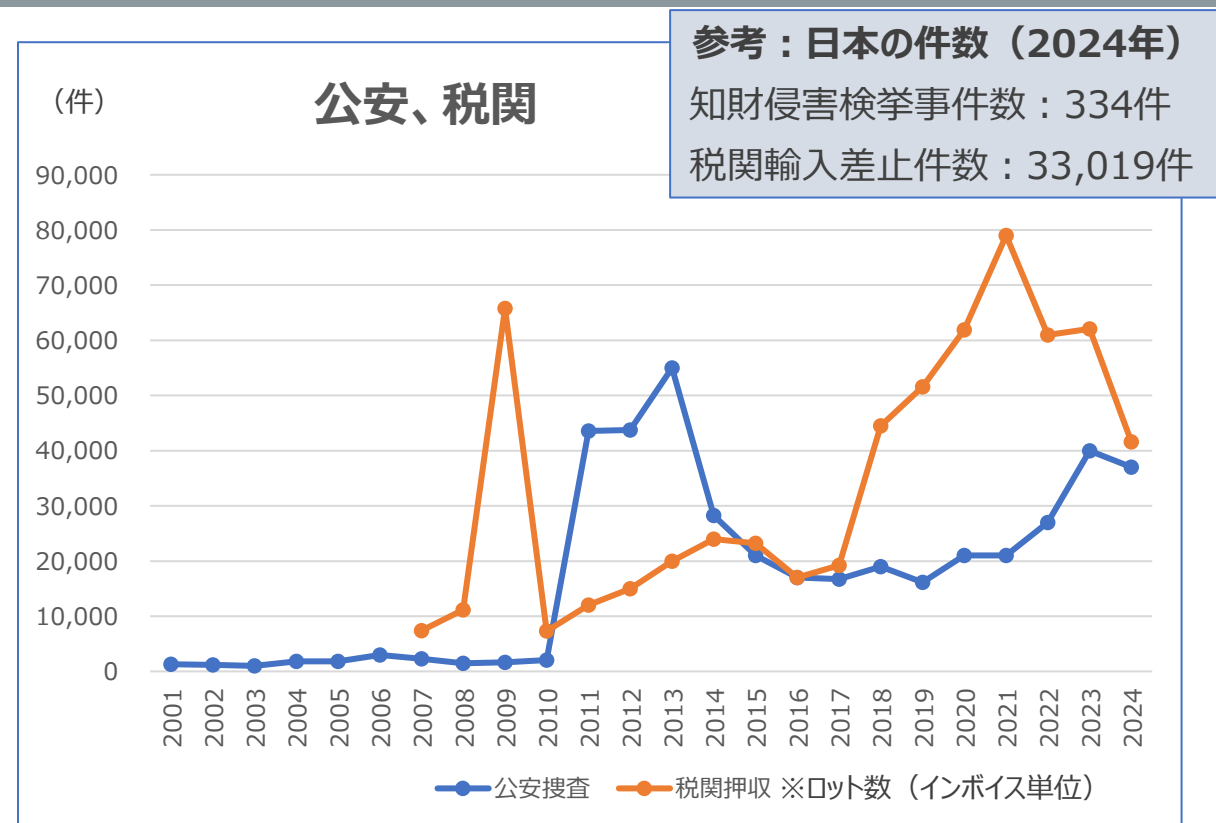
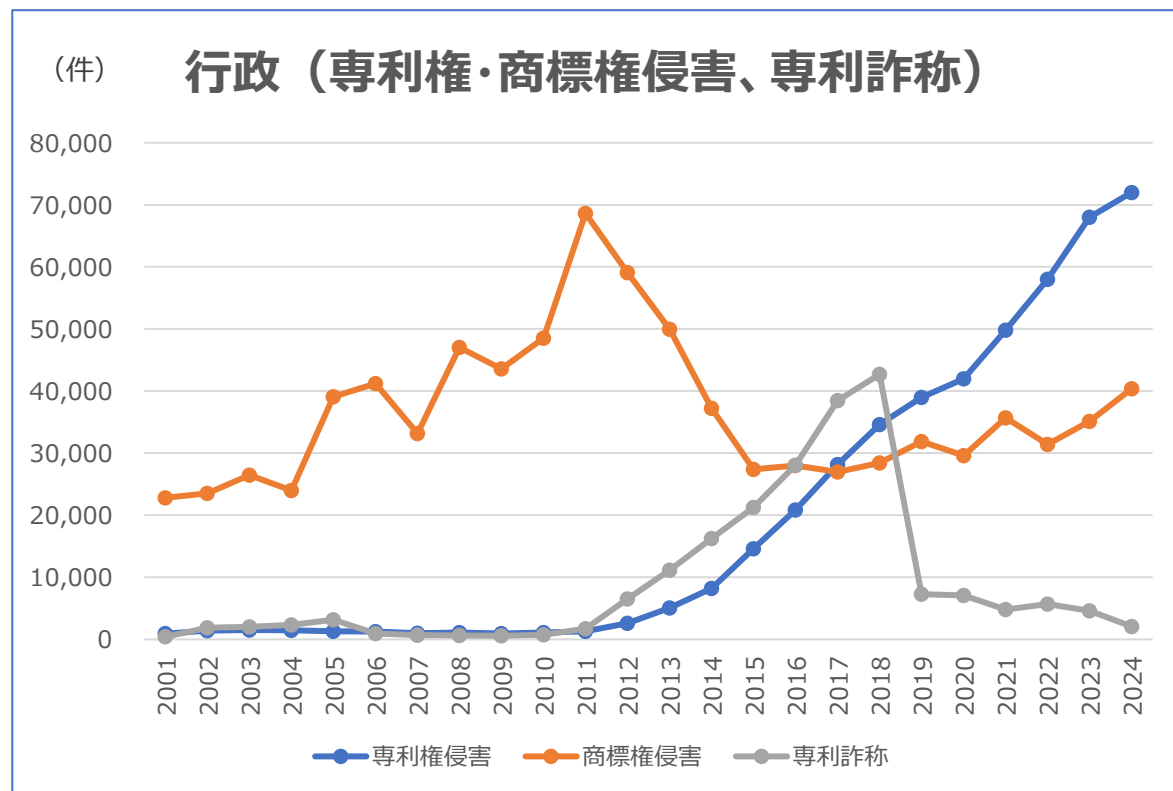
2025年2月 EUはさらに**中国司法がグローバルライセンス料を決定する慣行も同協定違反とWTOに申立。**

⇒2025年7月 多国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA)はWTOパネル判断を覆し、**中国ASI政策の是正を勧告。**

1. 中国の基礎情報
2. 中国知財制度の概要と統計情報
- 3. 中国の知財施策**
 - ・中長期計画
 - ・イノベーションと知財活用の促進
 - ・標準必須特許
 - ・権利侵害・悪意の事業者への対応**
 - ・その他

【統計】 行政機関における状況

- ◆ 行政ルートにおける対応について、専利権侵害が2010年以降増加し、2017年に商標権侵害より増大。
- ◆ 公安、税関取締についても、件数が多い状態が継続。
- ◆ 国家市場監督管理総局による「鉄拳行動」、税関総署による「龍騰行動」（全面）、「藍網行動」（郵便）、「網行動」（輸出輸送貨物）、公安部による「崑崙行動」等の特別行動も実施。

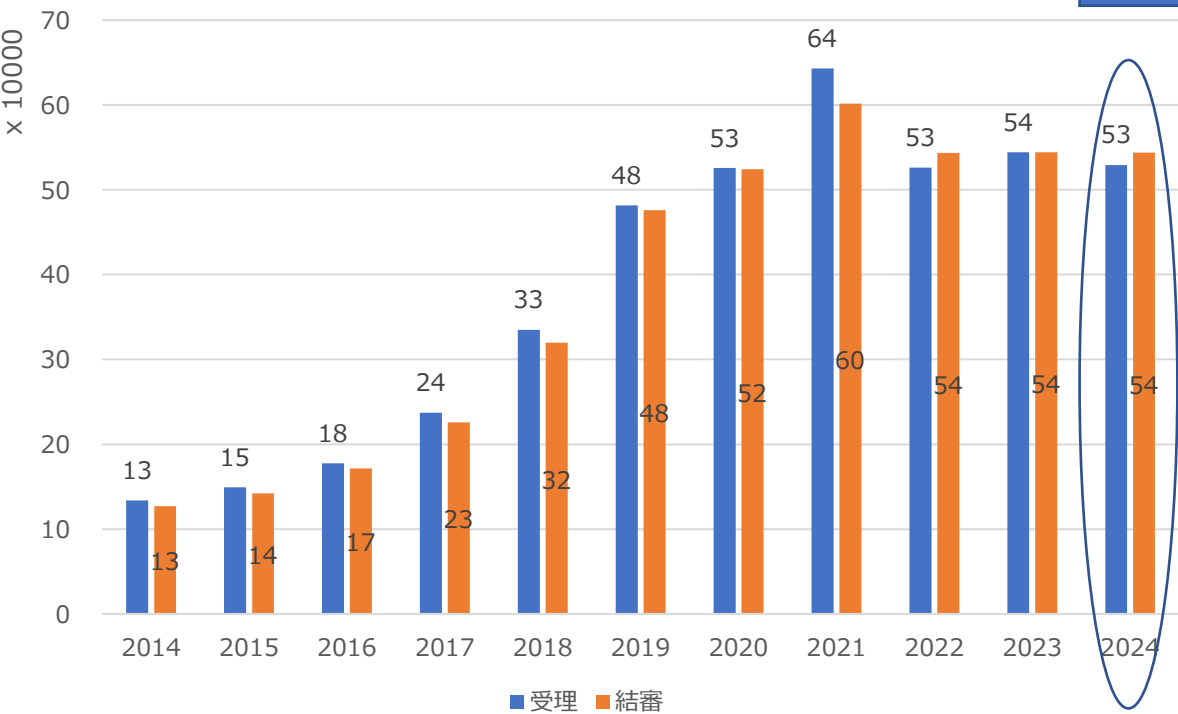


（出所）国家知識産権局「知的財産権保護状況」等を基にジェトロ作成

【統計】 知的財産関連訴訟の動向

- ◆ 審理件数(民事一審)は年間約45万件で日本の700倍（日本は年間600件程度）。
- ◆ 差止と損害賠償を求める**民事訴訟が主軸**。懲罰性賠償は460件に適用（2024年。前年比44%増）。
- ◆ 知財紛争の調停案件も多数存在（2024年14万件）。

全国の人民法院各種知的財産関連事件
一審、二審、再審 合計



(出所) 最高人民法院「中国法院知的財産権司法保護状況（2024）」等を基にジェトロ作成

全国の人民法院の各種知的財産関連事件（2023年）

		一審		二審	
		受理	結審	受理	結審
民事	件数	449,923	457,315	30,486	32,055
	前年比	2.7%減	0.7%減	18.1%減	17.2%減
行政	件数	20,849	27,745	11,666	10,874
	前年比	1.3%増	24.2%増	16.0%増	17.4%増
刑事	件数	9,120	9,003	1,112	1,068
	前年比	24.3%増	29.2%増	16.3%増	10.7%増

(出所) 最高人民法院「中国法院知的財産権司法保護状況（2024）」

最高人民法院知識産権法廷の受理・結審件数（2024年）

		受理		結審		
		全体件数	外国等案件	全体件数	維持率	和解取下率
民事二審	件数等	1,289件	248件	2,476件	36%	40%
行政二審	件数等	1,366件	240件	1,349件	83%	10%

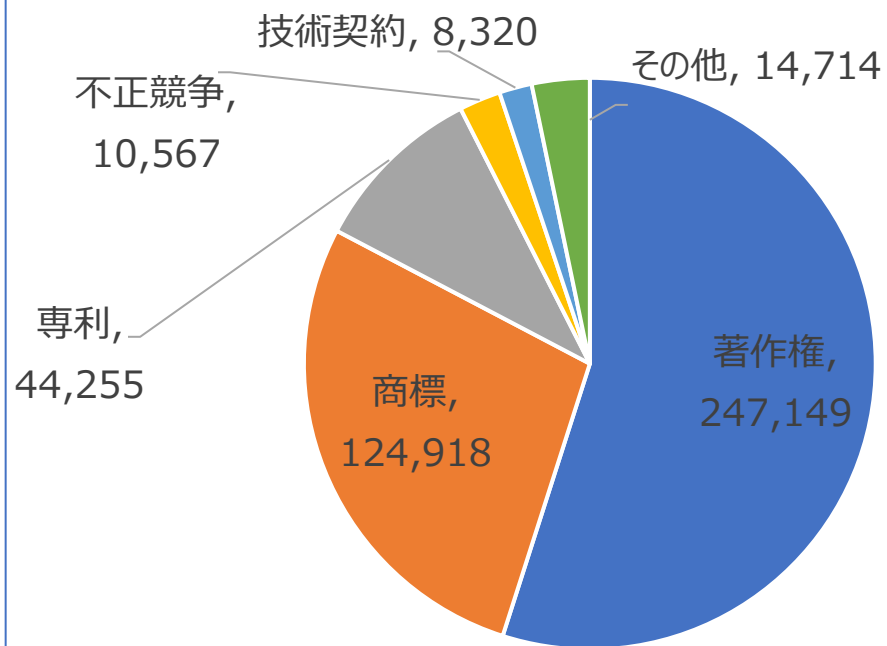
※本表の「外国等案件」は外国、台湾、香港、マカオの案件

(出所) 最高人民法院知識産権法廷 年度報告 2024年

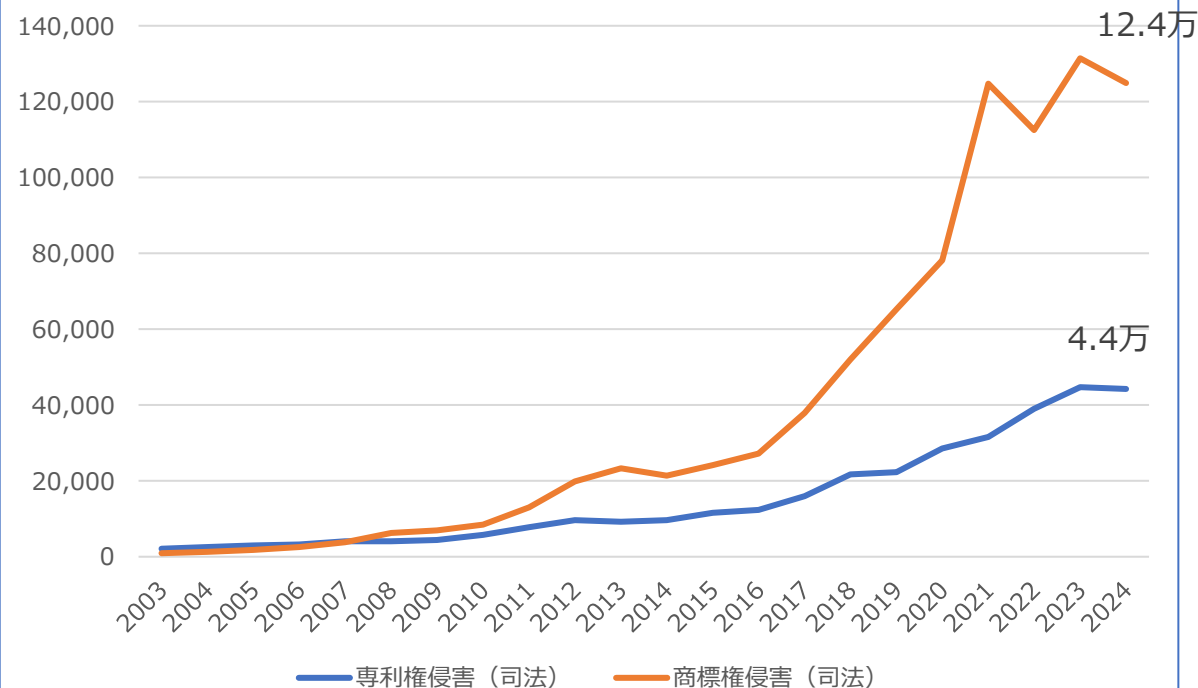
【統計】 知的財産関連訴訟の動向 ～民事第一審～

- ◆ 大半は著作権関連。特に、ECサイト等における写真素材の無断利用などのインターネット著作権侵害が多い。
- ◆ こうしたオンライン紛争について、訴訟手続の全過程をオンラインで処理するインターネット法院が担っている。
- ◆ 北京・杭州・広州のインターネット法院では、年間あわせて約6～7万件規模の事件を処理。

民事第一審受理案件の内訳（2024年）

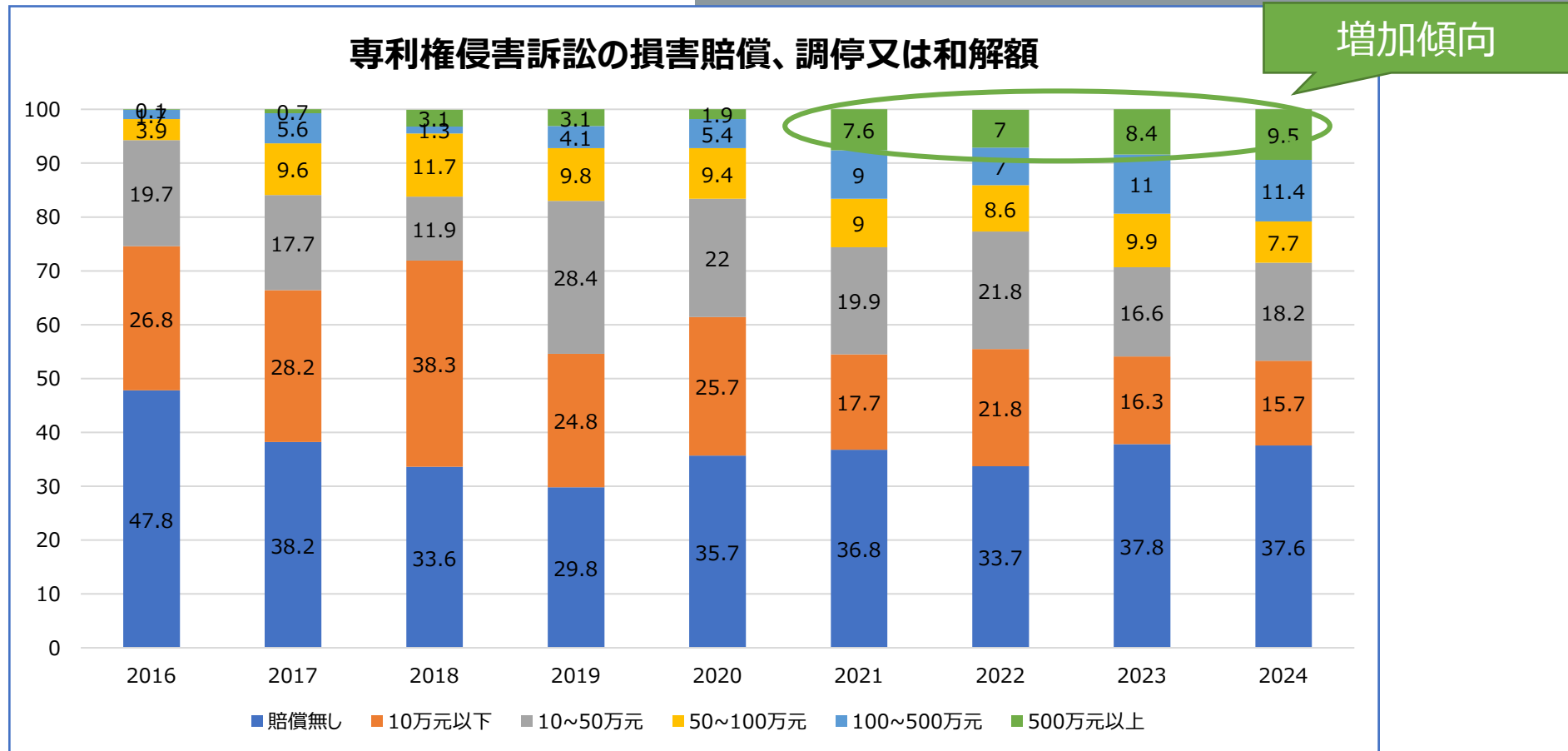


民事第一審受理案件（専利・商標）の推移



（出所）最高人民法院「中国法院知的財産権司法保護状況（2024）」
知的財産高等裁判所ウェブサイト

- ◆ 損害賠償、調停又は裁判外和解において、500万元以上の高額事案の割合は増加傾向
- ◆ 数億元規模の特許・商標・営業秘密訴訟も多く発生している（次スライドでいくつか事例紹介）



（出所）国家知識産権局「2024年中国専利調査報告」等を基にジェトロ作成

権利・法律	賠償額（元）	原告 ⇒ 被告 ※適宜簡略化して記載	法院/事件番号
特許・不正競争 (営業秘密)	2.18億 (後続の訴訟は4.4億で和解)	金象公司等(中国化学メーカー)⇒ 華魯恒升公司等(中国化学大手)	(2020) 最高法知民終1559号 (2022) 最高法知民終541号
特許	8,050万	Huawei ⇒ Samsung	福建省高級人民法院/ (2017) 閩民終501号
特許	2,700万	日本製鉄 ⇒ スペイン企業 (Tubacex)中国法人	(2022) 最高法知民終2010号 (2022) 最高法知民終2011号
実用新案	3.3億 ※ 上訴後1.6億で和解	中国企業(正泰) ⇒ フランス企業(Schneider Electric)	温州市中級人民法院/ (2006) 温民初字第135号
意匠	1,003万	ブリヂストン ⇒ 永興基業会社等	北京知識産権法院/ (2015) 京知民初字第1622号
商標・不正競争	1億	Siemens ⇒ 中国電機メーカー (寧波等)	(2022) 最高法民終312号
商標・不正競争	1億 ※ 懲罰賠償	中国著名ブランド(PANPAN) ⇒ 中国メーカー(四川鑫蓬匯門業)	(2022) 最高法民終209号
商標(AWS)	7,600万	中国企業(北京炎黃盈動) ⇒ Amazon	北京市高級人民法院/ (2018) 京民初127号
不正競争 (営業秘密)	6.4億 ※ 懲罰賠償	吉利(Geely)等 ⇒ 威馬(WM Motor)等	(2023) 最高法知民終1590号

【課題】 中国の抜け駆け商標問題

- ◆ 他人の商標を先取り出願した商標出願には、以下の2パターンがあり、特に①は影響が大きい。
- ① 中国で未登録の外国登録商標の出願（商標自体が中国で登録されていないことを奇貨として、中国業者が無断で商標出願を行う）
 - ② 既登録商標の未登録商品の出願／既登録商標の類似商標の出願（商標自体は登録されているものの登録されていない商品について出願する、又は、登録商標に類似する商標で未登録のものを出願する）

事例① クレヨンしんちゃん

第1133301号商標



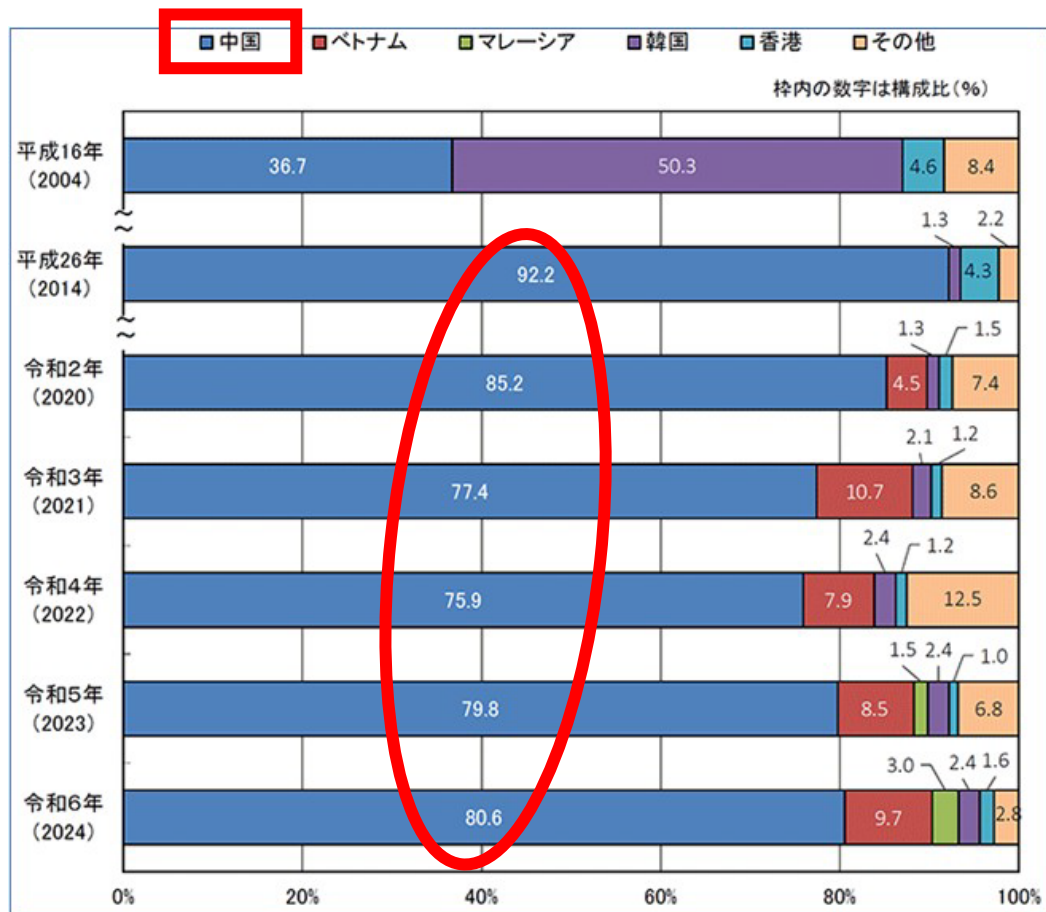
第1133375号商標



事例②

A社は、中国で社名の「A」を商標登録した。出願の際に指定した商品の区分は、25類（被服、靴等）、28類（おもちゃ、運動用具等）である。A社は日本では、これらの商品に限らず多様な商品を手掛けている。その後、A社は中国で文房具の販売も始めたところ、B社から商標権を侵害していると警告を受けた。実はA社の出願後に、A社とは関係のない現地企業B社が同じ商標を16類（文房具等）で出願し、商標登録していた事実が判明した。B社が文房具を販売しているような情報はなく、3年以上の商標不使用に基づく取消審判を請求した。しかしながらB社は文房具に商標を使用しているとする証拠を提出し、これが認められたため、請求は認められなかった。A社は、現在も文房具に自社ブランド名を使用できない状態が続いており、対応を模索中である。

- ◆ 日本の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数が3万3千件を超え、過去最多。
- ◆ 中国来の輸入差止件数が引き続き最多。
- ◆ 衣類、バッグ類等が差止品目の上位。また、健康や安全を脅かす危険性のある物品の輸入差止めが継続。



セーター（商標権）



ハンドバッグ（商標権）



加熱式たばこ用カートリッジ（意匠権）



医薬品（商標権）



（出所）財務省ウェブサイト「令和6年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

【政策】 ECプラットフォーム等における知的財産保護ルール

- ◆ ECサイトでは、ブランド品だけでなく、精密機械等についての意匠・商標侵害品も増加。
- ◆ 電子商取引法では検索サイトやECなどのプラットフォーム事業者の責任を明確化。
- ◆ 反不正競争法では、他人の商品名を検索キーワードに設定して関連性を誤認させる行為を禁止。

電子商取引法（2019年1月施行）

第四十一条：

電子商取引プラットフォーム経営者は知的財産権保護ルールを構築し、知的財産権利者との協力を強化し、法に従い知的財産権を保護しなければならない。

第四十二条：

知的財産権利者はその知的財産権が侵害されたと判断した場合、電子商取引プラットフォーム経営者にリンク削除、遮蔽、切断、取引やサービス終了等の必要な措置を講じるよう通知する権利がある。（中略）

電子商取引プラットフォーム経営者は通知を受け取った後、直ちにに必要な措置を講じ、当該通知をプラットフォーム内経営者に転送しなければならない。直ちにに必要な措置を講じていなかった場合、拡大された損害に対しプラットフォーム内経営者と連帯責任を負う。（後略）

電子商取引プラットフォーム事業者知的財産保護水準向上自主規約

2024年9月、国家市場監督管理総局の指導の下、**主要な81のECプラットフォームが署名。知的財産保護に関する義務を明確化**。

反不正競争法改正（2025年7月施行）

第7条：

1. 事業者は、次の各号に掲げる混同行為を実施し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせてはならない。

（中略）

2. 他人の登録商標、未登録の著名商標を無断で企業名における屋号として使用し、又は他人の商品名、企業名（略称、屋号等を含む）、登録商標、未登録の著名商標等を検索キーワードとして設定し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせる場合には、前項に定める混同行為に該当する。

3. 事業者は他人の混同行為の実施を幫助してはならない。

電子商取引プラットフォーム商標権侵害事件の調査及び処理への協力に関する規則（2025年11月意見募集）

プラットフォーム運営者の、商標侵害事件に関する行政当局への捜査協力の義務範囲を明確化

【参考】 侵害事件対応の類型

- ◆ オンライン特有の対応方法として、**ECプラットフォームに対する侵害リンク削除申請は初歩的な対応として利用。**
- ◆ オフライン対応として、私的救済（警告・交渉）、司法ルート（民事訴訟）、行政ルート（行政摘発）及び刑事ルート（刑事告発）の手段が採用可能。

小

負担感

大

名称	コスト	周期	効果	デメリット等
オンラインクレームの提出	かなり低い	2週間程度	リンク閉鎖	相手側による異議が認められた場合、リンク閉鎖できない
警告状	低い	1ヵ月程度	侵害停止	相手側が対応しない場合、別の方法での対応が必要になる
行政ルート	訴訟より低い	3～6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への行政処罰	デッドコピーへの対応は期待できるが、類似の範囲の侵害対応には慎重な傾向
民事訴訟	高い	1年以上	侵害停止と賠償金	侵害判断のレベルが最も高く、賠償金を得ることもできるがコストも高くなる。
刑事ルート	訴訟より低い	3～6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への刑事罰	情状が嚴重であるデッドコピーの事件に限られ、対象となる事件の範囲が狭い

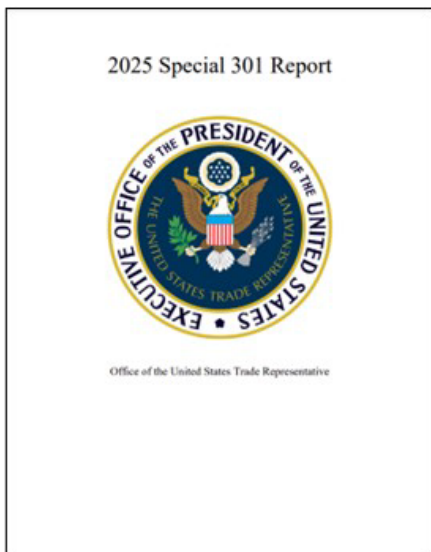
1. 中国の基礎情報
2. 中国知財制度の概要と統計情報
- 3. 中国の知財施策**
 - ・中長期計画
 - ・イノベーションと知財活用の促進
 - ・標準必須特許
 - ・権利侵害・悪意の事業者への対応
 - ・その他**

【課題】 米政府の中国知財に関する課題認識

- ◆ 米国通商代表部（USTR）は、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定する「**スペシャル301条報告書**」や、「**模造品・海賊版に関する悪質市場の調査結果**」を、毎年公表。
- ◆ 「2025年版スペシャル301条報告書」の監視国ごとのレポートでは、中国について最も多くの紙面を割いている。

2025年版スペシャル301条報告書（2025年4月29日） 中国に関する主な指摘事項

- 2024年においても 知的財産の保護・権利行使にかかる制度整備に向けた動きが鈍化したままである。
- 改正された刑法、著作権法、専利法の履行状況について懸念があり、また、長年の課題とされている技術移転、営業秘密、模倣品・海賊版、悪意の商標といった分野についても依然として懸念が残っていることから、中国における知的財産の保護の在り方の抜本的な見直しが求められる。
- 米国は、米中経済貿易協定（第一段階協定）に基づく約束（知財保護・技術移転分野の是正措置）の実施における中国の進捗状況を引き続き注意深く監視する。



（出所） USTR [2025年版スペシャル301条報告書](#)、[2024年模造品・海賊版に関する悪質市場の調査結果](#)

【政策】 中国企業への「強制的な技術移転」を巡る問題（米中貿易摩擦）

- ◆ 2018年の米国通商法301条の調査報告書に基づく制裁措置（関税）を受け、関連法を改正。
- ◆ 2024年「301条の調査でとられた措置の4年後審査」では、中国の慣行は撤廃されていないと評価を変えず。
- ◆ 2025年4月、国務院新聞弁公室が「中米間の経済貿易関係の若干の問題に対する中国の立場」を公表。

外商投資法（2020年1月1日施行）

外国投資者及び外商投資企業の知的財産権は保護される。外商投資における技術協力の条件は協議により確定する。**行政機関及びその職員の行政手段による技術譲渡強要は禁止**（22条）

技術輸出入管理条例（2019年3月2日施行）

技術改良の成果は改良側（ライセンサー）に帰属する旨の規定（27条）を削除。

行政許可法（2019年4月23日施行）

行政機関及びその職員は、技術譲渡を行政許可取得の条件としてはならず、行政許可を実施する過程において、直接又は間接的に技術譲渡を要求してはならない（31条）

中外合弁企業法实施条例（2019年4月23日施行）

技術移転契約の期間満了後の中国企業の技術継続使用権を認める旨の規定（43条）を削除

中米間の経済貿易関係の若干の問題に対する中国の立場（2025年4月9日公表）

- ・ 中国は、いかなる形態の強制的な技術移転にも断固として反対し、常に相互利益とウィンウィンを基本的な価値観として国際技術協力を遂行し、中国と外国の企業が市場原理に従って自主的に技術移転やライセンス供与を行うことを奨励し、尊重し、中国と外国の技術保有者が技術移転やライセンス供与を通じて利益を得られるよう、良好な市場環境を提供するとともに、世界的な科学技術の進歩や国際経済貿易の発展を促進するための支援も提供する。
- ・ **米国が、外資企業と中国企業の間で技術協力を行って中国市場において共同で商業的利益を得るという自発的な契約行為を「強制的な技術移転」と呼ぶのは、事実と矛盾している。**

【政策】 外資企業の知的財産権に関する懸念や要求への対応

- ◆ 中国政府は、開放的、公平、公正かつ無差別なイノベーション環境の構築に尽力するという立場を表明。
- ◆ 国内企業と外資企業の知的財産権の平等な扱い・保護が説明されている。
- ◆ 中国商務部や国務院は、外資企業等からの問題収集システムを公開。

CNIPA

外資企業等との意見交換

- CNIPAは、2023年以降、米中ビジネス評議会、INTA、中国欧州商会や、テスラ、ネスレ、ナイキ、クアルコム、アストラゼネカ等の企業と意見交換。
- 複数社とまとめて意見交換する場合もあり。
- 国内外企業と常態化した意見交換を実施していく予定。



(出所) 国務院等ウェブサイト

<http://www.scio.gov.cn/live/2023/32939/index.html>
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/3/12/art_53_190936.html
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/3/29/art_53_191276.html
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/5/art_53_193567.html

国務院

外資に関する政策

外商投資環境のさらなる最適化と外商投資誘致の強化に関する意見（2023年9月）

- (10) 知的財産権の行政保護を強化する。
- (11) 知的財産権の行政執行を強化する。

ハイレベルな対外開放と外資の誘致及び活用の一層の努力を確実に推進するための行動計画（2024年3月）

- (21) 知的財産権の保護を強化する。

(出所) 中国政府網

https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6898048.htm
https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940154.htm

商務部

外資企業による問題・要求の収集・処理



国務院

ビジネス環境構築の問題収集



※ 情報収集項目として、知的財産権保護の不十分や外資企業への差別的措置等が例示されている

(出所) 中国商務部ウェブサイト・中国政府網

<http://www.mofcom.gov.cn/>
<https://wzxxbg.mofcom.gov.cn/wzWtsq/un/register>
https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202401/content_6929236.htm

- ◆ 知的財産権保護業務について問題等がある場合は、CNIPAへ情報提供が可能。

情報提供の項目

1. 法の基準に沿って適時に立案又は処理しないことで、権利者の合法的権利が侵害された行政や司法の事例。
2. 重点地域や市場において知的財産権侵害や模倣が多発している、又は特定の地域が模倣品の流通拠点となっている事例。
3. 悪意のある商標登録行為（有名ブランドの便乗使用等）に対する適切な措置が取られていない事例。
4. 知的財産権の代理業やサービス業で顕著な問題が発生し、社会から強い批判が寄せられている事例。
5. 行政機関による知的財産権サービス提供において、怠慢や無責任な対応が見られ、責任の押し付け合いが発生している事例。
6. 知的財産権に関する行政決定や司法判決が執行されていない事例。
7. その他、知的財産権保護に関する問題全般。



WeChatのミニプログラム

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/9/18/art_53_194958.html

【参考】 香港 – 中国内地との制度と国際ルールをつなぐ粵港澳大湾区(GBA)の結節点

【十五五計画】における香港の位置づけ

- ✓ 国際金融・海運・貿易センター、国際航空ハブ、オフショア人民元ビジネスハブ、国際資産運用センター、国際リスク管理センター
- ✓ 商品取引エコシステムと高付加価値サプライチェーンサービスセンター、国際イノベーション・テクノロジーセンター
- ✓ 国際法務・紛争解決サービスセンター、地域知的財産貿易センター、中国と外国との文化芸術交流センター

➤ 一国二制度（税制・知財の分野においても）

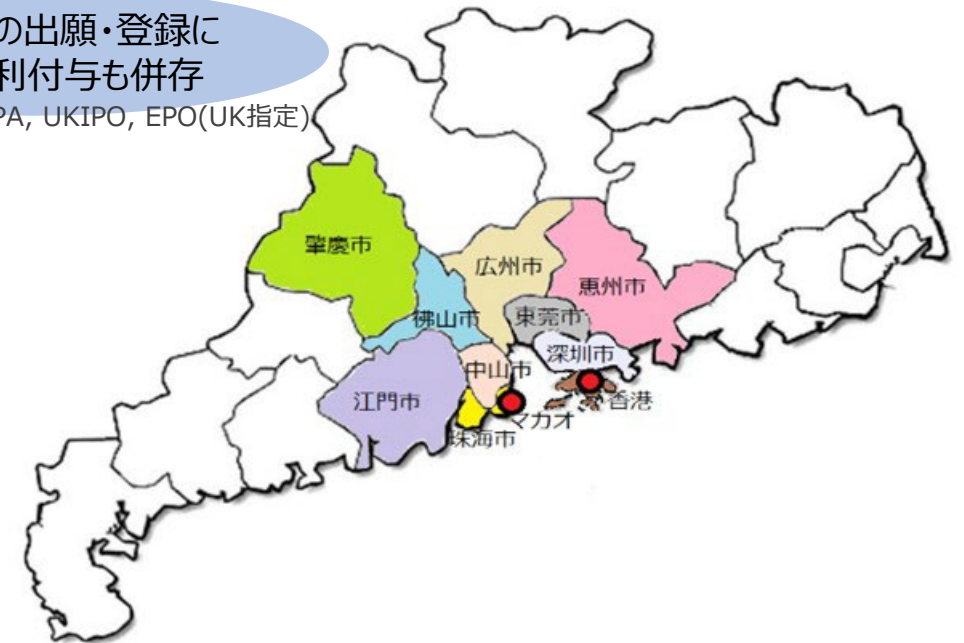
- ・ 特許実体審査（原授標準専利制度）（2019年12月～）
- ・ 中国本土で優先審査（2023年1月1日～）

指定庁での出願・登録に基づく権利付与も併存

※ CNIPA, UKIPO, EPO(UK指定)

➤ 魅力的なビジネス環境

- ・ 資本移動の自由（外貨・人民元に関する規制なし）
- ・ 国際的な金融機能と判例法に基づく法体系
- ・ 国際仲裁（中国内地との保全協定、資産凍結命令も）
- ・ 関税なし、低い法人税率（8.25-16.5%）、パテントボックス税制（優遇税率5%）
- ・ 高い教育水準。豊富なスタートアップ支援。研究開発費について200-300%の税額控除。



【参考】 JETROの活動ー中国模倣対策マニュアル等

セミナーの開催、IPG活動への協力

情報収集・発信

税関向け知的財産権保護セミナー

日系企業の知財担当者と税関職員に、模倣品の取り締まり、商品の真贋判定における交流の場を提供するイベント



中国IPG（知的財産権問題研究グループ）

中国において事業展開を行う日系企業及び団体が主体となり、多角化する知的財産問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織。事務局として運営に協力。



JETRO北京・香港の知財部ウェブサイトでは、

- 各種調査レポート・マニュアル
- 知財ニュース
- 法律/法規/解釈/判例/ガイドライン（日本語仮訳）
- 政策文書（日本語仮訳）
- 現地法律・特許事務所情報
- 中国IPG情報

などを掲載しております。ぜひ一度ご覧ください。

北京



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>

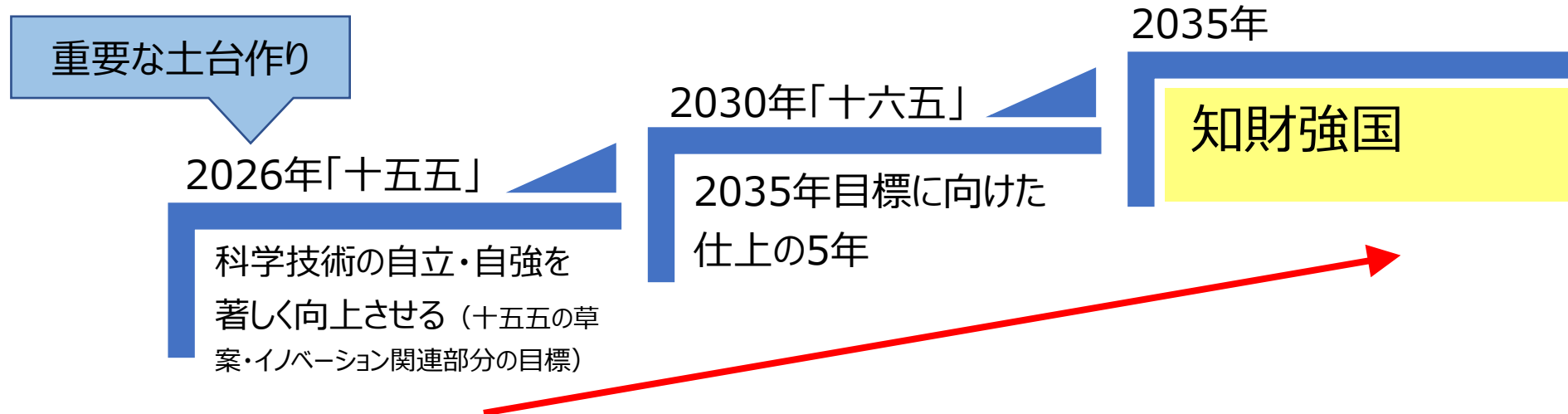
香港



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/ip.html>

中国知財の今後の方向性

- ◆ 習近平談話や中長期計画に基づき、引き続き**知財強国の実現に向け知財保護によるイノベーション支援が推進**されとされる。とりわけ2026年3月に公表された**第15次五カ年計画**や、その後に策定される**知財分野での五カ年計画**には注視が必要。
- ◆ 1) 量から質への転換の動向、2) 知財の利活用に向けた取組、3) 訴訟優先地や一帯一路等の国際的な取り組み、4) 不正出願や模倣品等の依然として存在する問題をどのように解決していくかには注目していく必要がある。



ご清聴ありがとうございました。

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所知的財産部

E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp

Tel : +86-10-6528-2781

Fax : +86-10-6513-7079

香港事務所知的財産部

E-Mail : HK-IP@jetro.go.jp

Tel : +852-2526-4067

Fax : +852-2868-1455

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。